# 第2編 震災対策

第1章	総則	_
第1節	計画の目的	_
第2節	計画の性格及び構成	·····3
第1	計画の性格	0
第2	構成	_
第2章	地震被害想定	····4
第1節	地震被害想定  ···································	4
第1	基本的な考え方	4
第2	前提条件	4
第3	被害想定	_
第4	積雪寒冷期における地震	
第2節	減災目標	
第3章	災害予防計画	
第1節	防災知識の普及計画	
第1	計画の方針	
第2	防災関係職員に対する防災教育	
第3	一般住民に対する防災知識の普及	
第4	学校を通じての防災知識の普及	
第5	防災上重要な施設の管理者等の教育	
第6	事業所における防災教育	
第7	防災に関する意識調査	
第2節	自主防災組織等の育成計画	
第1	計画の方針	
第2	地域住民等の自主防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	事業所の自衛消防組織等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	防災訓練計画	
第1	計画の方針	
第2	現況	
第3	訓練の区分	
第4	総合防災訓練の実施方針 ······ 事後評価 ····································	
第5		
第4節		
第1	計画の方針	
第2	情報以集伝達体制	
第5節	<b>週信施設災害予防計画</b> 計画の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1		
第2 第3	通信施設	
第4 第4	音祭無稼施設	
第4 第5	N11 東 5 平休式 云 社	
第6	(株N11下コモ東北文社林田文店	
<b>わり</b>	CV/IEV/地口地区	55

第6節	水害予防計画
第1	計画の方針34
第2	河川施設34
第3	ダム施設35
第4	ため池施設 ·······35
第7節	火災予防計画
第1	計画の方針37
第2	出火防止と初期消火37
第3	火災延焼拡大の防止38
第4	消防水利の整備38
第8節	<b>危険物施設等災害予防計画</b> 39
第1	計画の方針39
第2	危険物(石油類等発火性、引火性のあるもの)39
第3	火薬類39
第4	高圧ガス40
第5	LPガス40
第6	毒物、劇物41
第7	放射線物質41
第8	危険物等運搬車両42
第9節	建造物等災害予防計画
第1	計画の方針43
第2	公共建造物等43
第3	一般の建造物43
第4	ブロックべい、石べい等44
第5	家具等の倒壊防止45
第10節	<b>土砂災害予防計画</b> 46
第1	計画の方針46
第2	地すべり、急傾斜地崩壊46
第3	土石流47
第4	山地
第5	雪崩48
第6	土砂災害警戒区域等の指定49
第7	災害危険区域からの住宅移転49
第8	災害時要援護者関連施設における防災体制の確立49-1
第11節	公共施設災害予防計画
第1	計画の方針
第2	道路及び橋梁施設50
第3	水道施設
第4	下水道施設
第5	農業集落排水処理施設
第6	電力施設
第7	鉄道施設
第8	社会福祉施設等55

第12節	<b>農業災害予防計画</b> 57
第1	計画の方針
第2	農地及び農業用施設等57
第13節	避難計画
第1	計画の方針
第2	避難場所、避難路、避難誘導等58
第14節	医療計画60
第1	計画の方針60
第2	応急医療体制の整備60
第15節	積雪期の地震災害予防計画63
第1	計画の方針63
第2	総合的な雪対策の推進63
第3	道路交通の確保63
第4	雪に強いまちづくりの推進63
第5	積雪期における避難等に関する知識普及64
第16節	文化財災害予防計画65
第1	計画の方針65
第2	文化財
第3	史跡、名勝及び天然記念物66
第4	保全措置66
第5	被災古文書等(古文書等の歴史資料)の保全66
第17節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画67
第1	計画の方針67
第2	五箇年計画の概要67
第3	五箇年計画の対象施設等67
第18節	災害対策拠点の指定及び整備に関する計画68
第1	計画の方針
第2	地域防災拠点施設等の整備68
第19節	避難行動要支援者等の安全確保に関する計画69
第1	計画の方針69
第2	避難行動要支援者の実態把握69
第3	災害時における情報伝達体制の整備70
第4	避難に関する配慮70
第5	外国人、旅行者等の安全確保対策71
第6	防災知識の普及71-1
第20節	
第1	基本方針72
第2	ボランティア受入態勢の整備72
第3	教育及び相互の連携72
第4	ボランティアの活動内容72
第21節	広域応援体制等の整備74
第1	計画の方針74
第2	相互応援体制の確立74

第3	8 県内消防機関相互応援協定	·····75
第4	- 公共機関その他事業者間の相互応援協定等	76
第22	節 災害時の生活関連物資等の確保に関する計画	77
第1		
第2		
第3		
第4		
第5		
第23		
第1		
第2		
第3		
第24		
第1		
第2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
第3		
第25		
第1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第2		
第4章	災害応急対策計画	
第1節		
第1		
第2		
第3		
第4		
第5		
第2節		
第1		
第2		105
第3		105
第4		
第5		
第6		
第7		
第8		
第3節	自衛隊の災害派遣要請計画	112
第1		112
第2		
第3		
第4		
第4節	<b>地震情報の発表及び伝達計画</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
弗]	計 囲 Ѵノ 万 電† ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117

第2	地震情報等の種類と発表	117
第3	地震情報等の伝達	118
第5節	災害情報の収集、伝達計画	
第1	計画の方針	122
第2	情報収集体制及び伝達系統	122
第3	被害状況の収集・伝達等	123
第4	異常現象発見時の措置	125
第5	地震による特殊災害発生時の措置	…127
第6	県に対する報告	128
第7	安否情報の収集・伝達体制の整備	129
第6節	通信運用計画	<b>··</b> 138
第1	計画の方針	
第2	通常時における通信連絡	
第3	非常時における通信連絡	
第4	通信の統制等	
第5	防災行政無線施設の応急、復旧対策	
第7節	広報広聴計画	
第1	計画の方針	
第2	広報の内容	
第3	市広報活動の手段及び実施手順	$\cdot \cdot 145$
第4	報道機関への発表・協力要請方法等	…146
第5	広報資料の作成	
第6	広聴活動	
第8節	避難対策計画	
第1	計画の方針	
第2	避難情報及び警戒レベル	
第3	避難の区分及び態様	
第4	避難の指示及び警戒区域の設定	
第5	避難誘導	
第6	避難経路及び避難場所の安全確保	160
第7	避難に関する留意事項	160
第8	避難所の開設、設置・運営	
第9	大規模停電への備え	
第10	帰宅困難者対策	
第11	災害救助法を適用した場合の避難所に関する基準	
第9節	消防・救急救助活動計画	
第1	計画の方針	
第2	消防活動	
第3	情報通信	
第4	自主防災組織による消火活動	171
第5	救急•救助活動	
第6	特殊災害発生時の措置	
第7	防災業務従事者の安全対策	175

第10節	消防防災へリコプターの活用計画	176
第1	計画の方針	176
第2	県消防防災ヘリコプターの緊急運航	176
第3	県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等	177
第11節	水防活動計画	181
第1	計画の方針	181
第2	水防組織	181
第3	水防活動	
第12節	災害警備計画	·····183
第1	計画の方針	183
第2	災害警備	
第13節	交通、輸送計画	
第1	計画の方針	185
第2	輸送の対象	185
第3	輸送網の確保	
第4	道路の交通規制	
第5	輸送手段の確保	190
第6	輸送拠点•集積場所	
第7	災害派遣等従事車両に係る手続き	
第14節	給食、給水計画	
第1	計画の方針	
第2	給食計画	
第3	給水計画	
第15節	生活必需物資等供給対策計画	
第1	計画の方針	
第2	実施機関	
第3	生活必需物資の範囲	
第4	生活必需物資の給与及び貸与の対象者	202
第5	生活必需品の確保及び配分方法	
第6	県、災害時における相互応援協定の締結自治体等への協力要請・	
第16節	医療救護計画	
第1	計画の方針	
第2	初動医療体制	
第3	傷病別搬送体制	
第4	収容医療機関	
第5	医薬品・資器材等の確保	
第6	災害・救急医療情報システムの活用	
第17節	公共施設等の応急復旧計画	
第1	計画の方針	
第2	道路及び橋梁施設	
第3	河川及び内水排除施設	
第4	鉄道施設 鉄道施設	
第5	社会福祉施設等	212

第18節	ライフライン施設応急対策計画	•214
第1	計画の方針	·214
第2	水道施設	·214
第3	公共下水道施設	·215
第4	農業集落排水処理施設	·217
第5	電力施設	·218
第6	電信電話施設	.219
第7	移動通信設備	
第19節	危険物施設等応急対策計画	·222
第1	計画の方針	
第2	危険物(石油類等発火性、引火性のあるもの)	
第3	火薬類	
第4	高圧ガス	
第5	LPガス ······	
第6	毒物、劇物	
第20節	防疫、保健衛生計画	
第1	計画の方針	
第2	防疫	
第3	食品衛生	
第21節	廃棄物処理計画	
第1	計画の方針	
第2	実施機関	
第3	廃棄物処理の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	廃棄物処理施設の応急復旧	
第22節	行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理・埋火葬計画	·231
第1	基本方針	
第2	行方不明者及び遺体の捜索	
第3	遺体発見時の措置、搬送等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	遺体の収容・安置	
第5	遺体の処理	
第6	漂流等遺体の処置	
第7	遺体の引き渡し ····································	
第8	遺体の埋火葬	
第9	費用	
第10	広報	
第23節	障害物除去計画	
第1	計画の方針	
第2	道路関係障害物の除去	
第3	河川関係障害物の除去	
第4	住家関係障害物の除去	
第5 答c	障害物集積所の確保	
第6	障害物の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第24節	文教対策計画	<b>-</b> ∠39

第1	計画の方針	239
第2	情報等の収集・伝達	239
第3	応急措置	239
第4	応急教育の実施	240
第5	学校施設の緊急使用	241
第6	教科書、学用品の調達及び支給	241
第7	学校給食対策	242
第8	文化財の応急対策	242
第25餌	市 住宅応急対策計画	244
第1	計画の方針	
第2	応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理	
第3	公的住宅等の提供	246
第4	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	·····247
第5	被災者への住宅情報の提供	
第26節		
第1	計画の方針	
第2	ボランティアの分類	
第3	ボランティアの受入分野	
第4	ボランティアとして活動する個人、団体	
第5	受入体制の確保	
第6	連携体制	
第27餌		
第1	計画の方針	
第2	適用基準	
第3	被害の認定基準	
第4	災害救助法の適用手続	
第5	災害救助法による救助の種類と実施権限の委任	
第6	救助の実施状況の記録及び報告	
第7	従事命令	
第8	公用負担計画	
第9	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	253
第5章	災害復旧計画	
第1節	市民生活安定のための緊急措置	
第1	計画の方針	
第2	被災者の生活確保	
第3	農林漁業関係対策	
第4	中小企業関係対策	
第5	義援金品の受入・配分	
第2節	公共施設災害復旧事業計画	
第1	計画の方針	
第2	災害復旧計画	
第3	災害復興計画の作成	265

第3節	財政金融計画266
第1	計画の方針266
第2	対策266
第4節	<b>激甚災害の</b> 指定に関する計画
第1	計画の方針268
第2	激甚災害指定の手続268
第3	激甚災害に関する被害状況等の報告268
第4	激甚災害指定の基準268
第5	激甚災害に対する援助措置268
第6	復旧事業の促進270
第6章	後方支援計画271
第1節	計画の目的、性格等
第1	後方支援の目的271
第2	計画の性格
第3	計画の大綱271
第2節	後方支援のための緊急処置271
第1	事前対策の実施271
第2	後方支援機能の設置272
第3	後方支援方針の策定272
第4	後方支援計画の策定272
第3節	後方支援の実施273
第1	後方支援実施上の着意273
第2	後方支援実施上の広域防災拠点273
第4節	<b>後方支援計画などの一例</b> ·······273
第1	後方支援計画の一例273
第2	広域防災拠点の活用リスト273

# 第2編 震災対策

### 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災対法第42条の規定に基づく大仙市地域防災計画(震災対策編、一般災害対策編で構成)のうち、地震災害対策に係る総合的な対策であって、大仙市及び防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、市域における震災対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

このため、平成7年の阪神・淡路大震災及び平成16年の新潟県中越地震並びに平成23年の東日本大震災の教訓に基づく、国の災害関係法令の改正、防災基本計画の修正や県の地震被害想定調査を踏まえ、本計画において、次に掲げる事項を基本方針とし、地震に強いまちづくりに努める。

### 1 地震防災知識の普及啓発

人心の混乱が予想されることから、県及び市の地震災害環境及び地震関連情報等に 関する知識をもとに適切な行動がとれるようにするため、住民参加による防災訓練等 の実施により、直下型地震防災対策知識の啓発普及に努める。

#### 2 自主防災組織の育成指導の強化

広い範囲にわたり、同時に多くの被害をもたらすことが予想されることから、行政 その他の防災関係機関の活動が間に合わない場合に「自分の命は自分で守る」ことが 必要であるため、地域における初期消火、救出、救急救命等を迅速に行う自主防災組 織の育成指導の強化に努める。

### 3 地震災害情報の収集・伝達体制の整備

強い振動による情報網の損壊等が予想されることから、地震時の応急対策の基礎となる災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達するための初動対応、職員の参集と配備基準の整備、情報伝達ルートの多重化等の整備、衛星通信、インターネット等通信手段の整備等に努める。

#### 4 土砂災害防止施策の推進

強い振動による地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の土砂災害が予想されることから、 土砂災害の危険箇所の点検を行い、地域の詳細な地質特性を検討して被害想定を実施 し、防災体制の見直しと近隣地方自治体との整合性を留意しながら計画的な防止工事 により土砂災害防止施策の推進に努める。

### 5 公共施設及び個人住宅の耐震化の推進

強い振動による広域的な災害が予想されることから、災害対策拠点となる公共施等の耐震補強・改良の推進、緊急輸送拠点となる道路の耐震点検及び対策工事の推進等耐震化に努めるとともに、個人住宅においても耐震診断の促進とその意識啓発を推進することとする。

### 6 消防施設の整備強化

広範囲にわたる同時多発火災の発生と消火栓等の損壊等が予想されることから、迅速な消火活動の実施を確保するため、耐震性貯水槽の設置を図り、生活用水としての機能を合わせ持つ施設の整備に努める。

### 7 避難体制の整備

多数の避難者が予想されることから、迅速・的確な避難指示等、避難場所、避難路 及び避難生活の安全確保、要配慮者及び避難生活における男女のニーズの違いへの配 慮、ボランティア活動の環境整備を図り、避難体制の確立に努める。

### 8 災害医療救護体制の整備

多数の死傷者が予想されることから、迅速な災害・救急医療を行うため、災害・医療情報ネットワークシステムを確立し、救護班の派遣、トリアージの実施、重症患者の病院への緊急輸送等災害医療救護体制の整備に努める。

### 9 広域応援体制の整備

広域かつ甚大な災害により、被災地の対応能力を超える事態が予想されることから、 市町村間、消防本部相互間及び公共機関相互間の応急対策及び復旧対策の円滑な相互 支援が行えるよう広域応援体制の整備に努める。また、日本海沿岸部の巨大津波など の大規模地震に対する応援については、第6章後方支援計画による。

### 10 生活関連物資の調達供給体制の整備

多数の被災者が予想されることから、生活関連物資等の大量需要に対応し、被災者の生活の確保を図るため、個人の備え、公的備蓄、協定等による流通備蓄等の生活関連物資の調達供給体制の整備に努める。

### 11 緊急輸送体制の整備

道路等輸送施設の損壊等により交通や輸送に大きな混乱が予想されることから、救 出救助、負傷者及び災害対策要員の搬送、生活必需品の輸送等応急対策の迅速な実施 を確保するため、防災拠点及び防災拠点間の緊急輸送ルートの指定を行うなど緊急輸 送体制の整備に努める。

#### 12 地震時の防災活動体制の強化

同時多発災害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するためには初動体制の確立が不可欠であることから、職員の動員基準、災害対策本部等の設置基準の明確化及び統一化を図るとともに、伝達方法、参集手段の確保等初動対応マニュアルの充実により、防災活動体制の整備、強化に努める。

### 13 再度災害防止の災害復旧

地震による災害は、生活基盤である市域に甚大な被害をもたらすことから、災害復旧に際しては、原形復旧に止まらず再び同様の被害を受けないようにするため、必要な施設の新設や改良復旧を旨として再度災害の防止に努める。

### 14 実践的な防災訓練の実施

時と場所を選ばずに発生する地震に迅速かつ的確に対応するため、日頃から防災に必要な知識及び技術の習得に努める。さらに、防災訓練がより効果的、実践的なものになるよう、状況予測型訓練(イメージトレーニング)、災害図上訓練(DIG 災害想像力ゲーム方式)や図上シュミレーション訓練(ロールプレーイング方式)を取り入れる。

### 15 応急対策・復興における女性の参画の促進

被災時には、増大した家庭的な責任が女性に集中することなどから、固定的な性別役割分担意識の見直しや方針決定過程への女性の参画の促進などを図るとともに、応急対策・避難対策及び復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するために、現場に女性職員を十分に配置するなど、男女共同参画の視点を踏まえた応急対策・災害復興体制を確立する。

### 第2節 計画の性格及び構成

#### 第1 計画の性格

この計画は、大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災や東日本大震災などの経験を 礎に、近年の防災をめぐる社会構造等の変化を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅 速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本方針として地 震に関し、市域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊 密な連絡調整を図るうえにおいて基本的な大綱を内容としているものであり、その実施 細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

この計画と秋田県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が広域の総合調整機能を中心とした基本計画であるのに対し、大仙市地域防災計画は市長が市の地域防災に関し第一義的な義務を有することから、住民に直結した具体的な防災計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用にあたっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものである。

### 第2 構成

本計画は、以下の6章から構成する。

- (1) 第1章 総則
- (2) 第2章 地震被害想定
- (3) 第3章 災害予防計画
- (4) 第4章 災害応急対策計画
- (5) 第5章 災害復旧計画
- (6) 第6章 後方支援計画

### 第2章 地震被害想定

### 第1節 地震被害想定

### 第1 基本的な考え方

秋田県は、日本海中部沖地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできた。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにした。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、1996年(平成8年)以来、2回目となる地震被害想定調査を実施した。本調査は、学識経験者を中心とした「秋田県地震被害想定調査委員会」と4つの「専門部会」を設置し、技術的支援を得ながら着手し、2013年(平成25年8月29日)に最終報告を公表した。

想定地震の設定にあたっては、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定され、東日本大震災がこれまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外を作らない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される地震は、27パターンであるが、このうち大仙市に直接影響を与える想定地震は、横手盆地真昼山地連動型地震をはじめとする8パターンであり、その設定方針は、想定外を作らない秋田県の被害調査結果を踏襲し、最大被害が予測される「横手盆地真昼山地連動型地震」を市地域防災計画の見直しの前提とするものである。

### 第2 前提条件

### 1 想定地震

過去に大仙市周辺で発生した歴史地震、周辺に存在する活断層及び将来の地震発生 に関する学術的知見を集約した県の被害調査委員会最終報告から、以下の地震を想定 地震とした。

- (1) 横手盆地真昼山地連動型モデル
- (2) 秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動型モデル
- (3) 秋田仙北地震(強首地震) 単独モデル
- (4) 秋田仙北地震震源北方単独モデル
- (5) 横手盆地東縁断層帯南部地震単独モデル
- (6) 横手盆地東縁断層帯北部地震単独モデル
- (7) 真昼山地東縁断層帯北部地震単独モデル
- (8) 真昼山地東縁断層帯南部地震単独モデル

### 2 発生の時間帯等

地震被害想定における発生の時間帯等は、次のとおりである。

- ① 冬の深夜(午前2時)
- ② 冬の夕方(午後6時)
- ③ 夏の日中(午前10時)

### 3 建築物被害の予測

建築物の被害は、地震動による被害、液状化による被害及び急傾斜地崩壊、延焼による焼失棟数などを予測した。なお、被害程度の定義は以下による。

全 壊:倒壊及び現状のままでは住めない状況。

半 壊:そのままでも住める状態ではあるが、かなりの修復を必要とする状況。

### 4 人的被害の予測

居住人口(平成22年10月現在)を対象として以下の人的被害を予測した。なお、被害程度の定義は以下による。

死 者: 地震の震動による建物の倒壊に伴う圧死、急傾斜地崩壊による窒息死、出 火・延焼による焼死など、地震による直接的な影響による死者(避難所で体 調を崩しての病死などは含まない。)

負傷者: 建物倒壊や急傾斜地崩壊、出火・延焼による負傷者を総称し、入院が必要とされる程度のけがを負った人及び入院は必要としない程度のけがを負った人をいう。

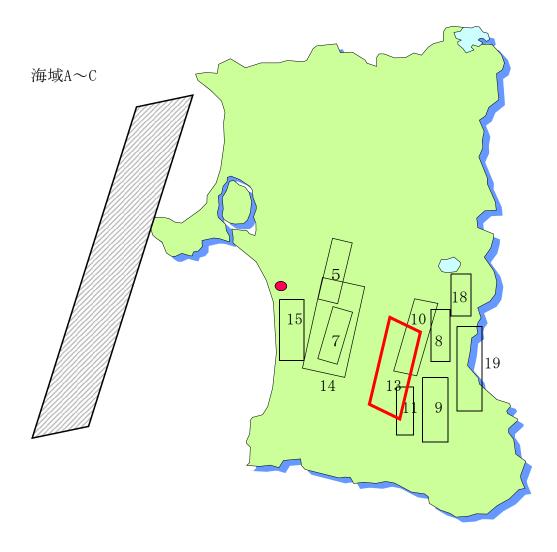
避難者: 地震によって住む家を失ったり、あるいは半壊・中破した家屋が修復して 住めるようになるまで避難する住民で、避難者数の段階的予測として、1日 後、4日後、1ヶ月後の3段階の調査結果である。

# 第3 被害想定

県被害想定調査の前提となる「想定地震」は、過去の被害地震及び学術的な知見を 集約して県内全域の27箇所を想定したが、大仙市域は、次の11箇所が含まれる。

被害想定対象地区一覧

県想定地震	最大	最大震度の市町村					
	震度						
(5)秋田仙北地震震源北方	7	大仙市	仙北市				
(7)秋田仙北地震	7	大仙市	横手市				
(8)横手盆地東縁断層帯北部	6強	横手市	大仙市	仙北市	美郷町		
(9)横手盆地東縁断層帯南部	6強	横手市	湯沢市	大仙市	美郷町	東成瀬	村
(10)真昼山地東縁断層帯北部	6弱	横手市	大仙市	仙北市	美郷町		
(11)真昼山地東縁断層帯南部	6弱	横手市	大仙市	美郷町			
(13)横手盆地真昼山地連動	7	横手市	湯沢市	大仙市	仙北市	美郷町	東成瀬村
(14)秋田仙北地震震源北方	7	横手市	大仙市	仙北市	美郷町	羽後町	
秋田仙北地震連動							
(15)天長地震北由利断層連動	7	秋田市	由利本語	主市 大個	山市		
(18) 雫石盆地西縁断層帯	5強	大仙市	仙北市				
(19)北上低地西縁断層帯	6弱	横手市	湯沢市	大仙市	仙北市	美郷町	東成瀬村



### 1 市域の最大被害想定(横手盆地真昼山地連動型)

想定地震パラメーターとして、長さ56km巾20km深さ3kmでマグニチュード7.4としての想定結果は、震度7以上の地域として大仙市(全域)、美郷町(全域)・仙北市(田沢湖・角館)・横手市(大雄・山内)。

震度6以上は県南東部の約5割の地域におよぶと推定される。 建物、火災、人的被害の想定結果は、次表のとおりである。

(横手盆地真昼山地連動型地震モデル:冬の深夜(午前2時)に発生した場合)

市町村名		大仙市	横手市	仙北市	美郷町
建物	全壊棟数	20, 177	27, 405	6, 238	9,828
被害	半壊棟数	14, 826	21, 868	6, 059	4,857
	焼失棟数	552	167	102	206
人的	死者数	1, 325	1,859	427	671
被害	負傷者数	4, 953	6, 946	1, 749	2, 147
断	水人口	52, 622	36, 651	15, 004	16, 538
停電世帯数		26, 649	35, 586	8, 912	8, 089
4日後避難者数		37, 832	44, 351	10, 616	12, 322

### 2 市域の最小被害想定(真昼山地東縁断層帯南部地震単独型)

想定地震パラメーターとして、長さ18km巾18km深さ3kmでマグニチュード6.9としての想定結果は、震度6弱以上の地域として大仙市(全域)、横手市(大森・十文字・大雄)、仙北市(全域)、美郷町(全域)。

震度5以上は県内陸南部の地域に限定されると推定される。

建物、火災、人的被害の想定結果は次表のとおりである。

(真昼山地東縁断層帯南部単独地震モデル:冬の深夜(午前2時)に発生した場合)

市町村名		大仙市	横手市	仙北市	美郷町		
建物	全壊棟数	520	251	0	152		
被害	半壊棟数	1,721	3, 528	118	1, 376		
	焼失棟数	0	0	0	0		
人的	死者数	5	11	0	5		
被害	負傷者数	237	492	16	194		
断水人口		20, 281	12, 537	2, 322	8, 497		
停電世帯数		5, 893	4, 576	0	2, 693		
4日後避難者数		8, 079	6, 741	791	3, 523		

3 ライフライン被害想定(最大「横手盆地真昼山地連動」、最小「真昼山地東縁断層帯南部単独」)

### ① 上水道施設

配管被害は、過去の地震の被害実態に基づく地表速度による準被害率(中央防災会議2008)と日本水道協会の管種・管径による補正係数及び地形・地盤による係数、液状化による係数を乗じて計算されたもの。

大仙市	総管	路延長	断水		
	延長 m	被害箇所	断水人口	断水世帯数	
横手盆地真昼山地連動	968, 897	1, 462	52, 622	17, 540	
真昼山地断層帯南部単独	968, 897	134	20, 281	6, 761	

※ 断水人口が52,622人、復旧には冬で46日、冬以外で32日と予測される。

### ② 電力施設

被害想定は架空配電線を対象として、機能支障の影響が大きいものを対象とし、中央防災会議の手法事例に基づき、電柱の折損及び倒壊、断線を対象とした。

	配電線被害				
大仙市	電柱本数	電柱被害		停電世	世帯
		(冬18時)	夏10時	冬 2時	冬18時
横手盆地真昼山地連動	33, 995	7, 730	26, 343	26, 649	26, 649
真昼山地東縁断層帯単独	33, 995	245	5, 247	10, 274	10, 274

※ 停電戸数が26,649戸、復旧には冬で19日冬以外で13日と予測される。

### ③ 通信施設

被害想定は機能支障への影響の大きい、市内系通信回線の電柱架空ケーブルを対象。電力被害と同様に架空ケーブル電柱の折損及び倒壊とし、携帯電話はA~Cで予測。

	市内通信ケーブル被害				
大仙市	NTT電柱数	電柱被害		不通回線	泉数
		(冬18時)	夏10時	冬 2時	冬18時
横手盆地真昼山地連動	24, 915	5, 392	12, 519	14, 125	19, 963
真昼山地東縁断層帯単独	24, 915	1,028	200	231	667

※ 不通回線数が19,963回線、復旧には冬で12日冬以外で10日と予想される。 主な項目の想定被災量 (大仙市を含む秋田県内、冬の午前2時)

		横手盆地真昼山地連動型	真昼山地東縁断層帯南部
建物全壊数	(棟)	72, 594	1, 132
建物半壊数	(棟)	62,000	6, 846
建物焼失数	(棟)	1,034	0
死 者	(人)	4, 524	21
負 傷 者	(人)	18, 183	954
断水人口	(人)	219, 433	46, 604
下水道機能支障	(人)	36, 977	5, 806
停電世帯	(戸数)	149, 768	17, 120
通信不通回線	(本)	14, 125	231
避難者1日後	(人)	143, 233	17, 231
震災廃棄物	(トン)	10, 145, 242	417, 153
直接経済被害額	(億円)	29, 825	979

#### 4 その他の被害予測

### (1) 液状化危険度の予測

液状化の発生は、全ての場所で発生するわけではなく、地形区分との関連があると言われている。「液状化地域ゾーニングマニュアル」による液状化判定基準を微地形区分ごとに可能性の程度を予測している。液状化の可能性のない「台地」「丘陵地」「山地」は予測を要せず、市域の最大地震とされる横手盆地真昼山地連動型地震の場合、「極めて高い」地域が大曲下深井~橋本~仙北高梨~払田~太田の中里にかけて予測されている。また、秋田仙北地震レベルでは、西仙北の低地、盛土地、湧水地点などで発生の危険が予測され、沈下量はいずれも0.1m~0.3m未満と予測された。これらの地域は、県の調査による各想定地震でも同様の予測がされ、東日本大震災の際も大曲和合の大型量販店付近及び強首の市道で液状化による被害が発生した。

対象地域の危険度予測は、「極めて高い」を赤色で、「高い」を黄色で、「低い」を緑色で、「極めて低い」を水色で表現している。

### (2) 急傾斜地崩壊危険度及び宅地造成地の崩壊危険度の予測

地震による崩落の危険性が高いのは、降雨に弱い斜面、傾斜の急な斜面、浮石・ 転石がある斜面のほか、斜面途中の盛土等とされ、秋田県が急傾斜地法に基づき指 定している急傾斜地崩落危険箇所は、大仙市大曲地域に2箇所、西仙北地域に5箇所、 協和地域に12箇所、仙北地域に1箇所ある。

対象箇所20箇所のうち、両地震想定モデルにおいて県が被害想定対象としたものは、ランクAが12箇所、ランクBが8箇所ある。

《危険度判定基準》

ランクA:危険度が高い B:危険度がやや高い C:危険度が低い

#### (3) 鉄道の被害想定

横手盆地真昼山地連動型地震では、県内奥羽本線の全線で34箇所の橋梁被害予想されている。

### (4) 河川堤防の被害想定

被災ランクをA~Cに指定し沈下量の程度で予測している。市域に係る想定地震においては、市内を流れる雄物川水系に被害が予想されている。

ランクA:天端沈下量1m以上、 B:沈下量10cm以上1m未満 C:無被害

### (5) ダム・ため池の被害想定

液状化危険度ランクAの地盤に立地するため池が南外及び西仙北地域に多く分布している。

# 図1 震度分布 (横手盆地真昼山地連動型地震モデル)

### (13) 横手盆地 真昼山地連動(M=8.1) 詳細法

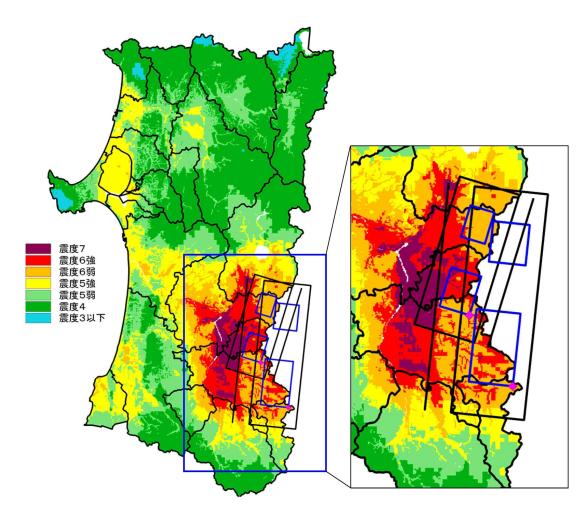
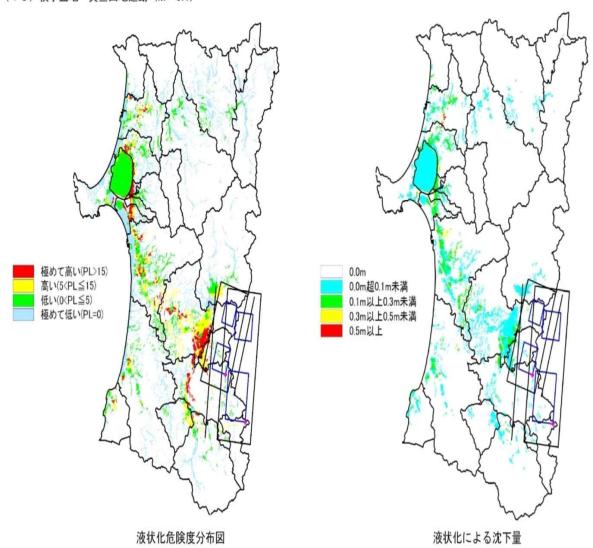


図-4.5.13 震度分布図(詳細法)

(青枠:アスペリティの位置、ひし形:破壊開始点の位置)

# 図2 液状化危険度分布 (横手盆地真昼山地連動型地震モデル)

### (13) 横手盆地 真昼山地連動 (M=8.1)



(□:断層位置、□:アスペリティの位置、◆:破壊開始点の位置)

図-5.6.13 液状化危険度の予測結果(横手盆地 真昼山地連動(M=8.1))

### (14) 秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動(M=7.7) 詳細法

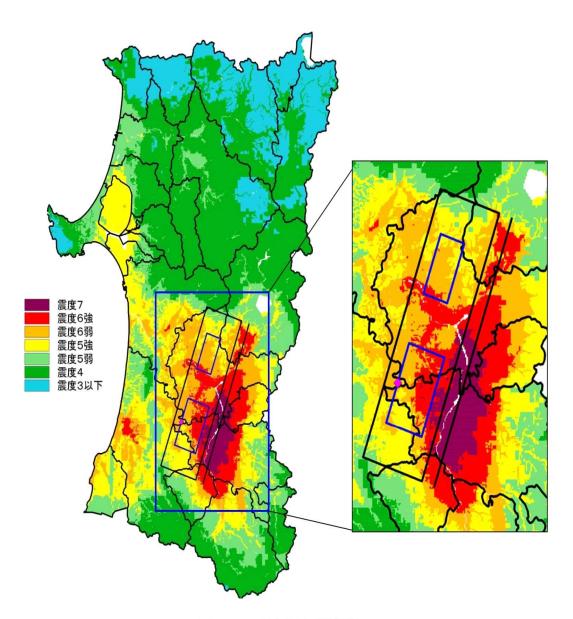


図-4.5.14 震度分布図(詳細法)

(青枠:アスペリティの位置、ひし形:破壊開始点の位置)

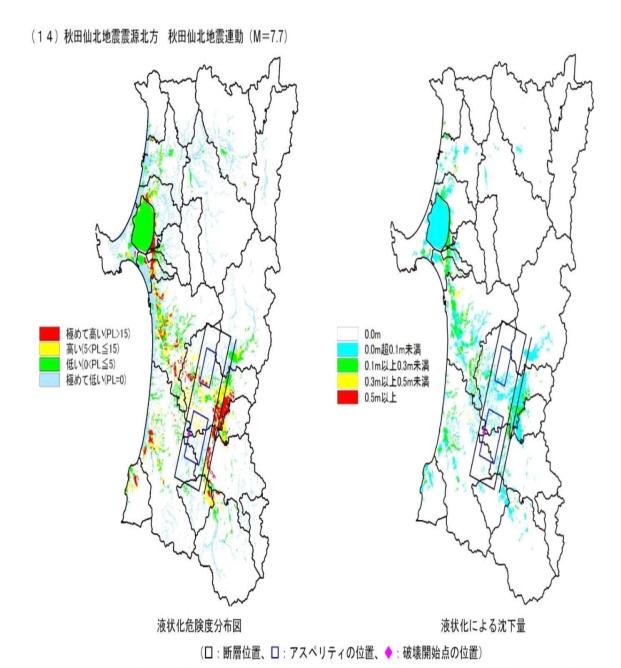


図-5.6.14 液状化危険度の予測結果(秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動(M=7.7))

### 第4 積雪寒冷期における地震

### 1 積雪寒冷期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡る際に大量の水蒸気を補給し、強い 雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雪雲は、奥羽山脈にぶつかり雪を降らせ る。近年は、平成19年1月(18豪雪)に引き続き、平成22~24年にかけ、3年連続の豪 雪が続いている。

#### 2 過去の積雪期の地震

既往地震中、積雪期に発生したものは次の二つがある。

### (1) 秋田城の地震

発生年月日 天長7年2月3日 (830年)

震 源 東経 140.1 度、北緯 39.3 度(追分西方)

規 模 M 7.0 ~ 7.5

被害状況

建物被害 秋田城の城郭、角舎、四天王寺等転倒

人的被害 死者15人、負傷者100余人

#### (2) 強首地震

発生年月日 大正3年3月15日(1914年)

震 源 東経 140.4 度、北緯 39.3 度 (大沢郷付近)

規 模 M 7.1 (震度 6)

被害状況

建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸

地震火災 住家3戸(強首2、淀川1)

人的被害 死者94人、負傷者314人

### 3 積雪の地震に対する影響

積雪は地震災害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因と考えられる。

### (1)被害拡大要因

積雪が震災による被害を拡大させ、特に家屋被害、人的被害を拡大させる要因となることが想定される。

#### ア 家屋被害の拡大

屋根上の積雪荷重により倒壊家屋が多く発生することが予想される。また、 1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害 が多発することも予想される。

#### イ 地震火災の拡大

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。しかし通常の大火と異なり屋根及び建物の周囲に雪があるため、延焼速度は遅くなると予想される。

### ウ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に降雪が多く積雪が 不安定の場合は表層雪崩の発生も懸念される。

#### エ 人的被害の多発

以上の要因により、家屋や雪崩の下敷き、地震火災による人的被害が増大する おそれがある。また、屋根からの落雪や後述する雪壁の崩落等のため、歩行者、 道路進行中の自動車に被害が及ぶおそれがある。

#### (2) 応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定される。 特に、情報活動、緊急輸送活動・消防救助活動・重要施設の応急復旧活動に重大な 支障を及ぼすことが想定される。

### ア 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

### イ 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなるが、これらの雪壁は、豪雪時においては高さが3mを超えることもある。これらの雪壁が地震時に各所で崩壊し、道路交通の全面マヒや人的被害の発生をもたらし、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

### ウ消防活動

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想される。

#### 工 救助活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されるが、屋根に積雪があることから、 埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想される。また、埋没者の救出が 遅れた場合には凍死者が発生することが予想される。

### オ 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

#### (3) 応急対策需要増加要因

り災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが 予想される。

#### ア り災者、避難者の生活確保

り災者、避難者の収容施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具・燃料等の大量の需要が見込まれる。また、毛布・被服等生活必需品も相当数必要である。応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、り災者・避難者の生活確保のための対策も長期化、大量化することが予想される。

#### イ 除雪

地震後も降雪が継続した場合、全ての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を雪処理に費やすこととなる。また、通常除雪作業にあ

たっていた人々の大部分が何らかの形でり災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられる。

### (4) 積雪期の地震対策

積雪期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、より長期・長大な地震被害を地域社会に与えるものである。各機関は積雪期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を樹立することが必要である。

### 第2節 減災目標

市は、これらの被害想定をもとに、減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体になって、効果的かつ効率的な地震対策の推進を図るものとする。

### 第3章 災害予防計画

### 第1節 防災知識の普及計画

(各機関)

### 第1 計画の方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自ら守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市及び防災関係機関は、災害対策活動に備え職員の意識啓発を積極的に行うとともに、平常時から防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、また、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を含む研修会を開催するなど、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとする。

### 第2 防災関係職員に対する防災教育

#### 1 現況

防災業務に従事する防災関係機関の職員は、地震災害の発生時に計画実行上の主体 となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断が 要求されるので、今後一層の資質の向上に努める必要がある。

### 2 対策

- (1) 教育の方法
  - ア 講習会、研修会等の実施
  - イ 視察、現地調査等の実施
  - ウ 防災活動の手引等印刷物の配布
  - エ 防災訓練の実施
- (2) 教育の内容
  - ア 市地域防災計画の概要
    - (ア) 災害対策本部の設置について
    - (イ) 非常参集の方法について
    - (ウ) 職員の任務分担及び関係各機関の防災体制について
    - (エ)情報連絡について
    - (オ)被害調査及び報告について
  - イ 防災知識と技術
  - ウ 地震災害に関する一般知識及び過去の主な地域被害事例
  - エ 防災資機材の取扱い方法
  - オ 防災関係法令の運用
  - カ その他必要事項

### 第3 一般住民に対する防災知識の普及

#### 1 現況

日本海中部地震を契機として設定した「県民防災の日」(5月26日)、「防災の日」 (9月1日)、「防災とボランティアの日」(1月17日)を中心に、防災意識の啓発及び防 災訓練を実施して、防災意識の普及に努めている。

### 2 対策

- (1) 普及の方法
  - ア 市広報、ホームページ、新聞、機関紙等による普及
  - イ テレビ、ラジオ等による普及
  - ウ 映画、スライド、ビデオ、講演会等による普及
  - エ 図画、作文等の募集による普及
  - オポスター、チラシによる普及
  - カ 防災写真・資料展示会及び立て看板等による普及
- (2) 普及すべき内容
  - ア 地震に関する知識
  - イ 大仙市地域防災計画の概要
  - ウ 自主防災組織と活動状況
  - エ 過去の災害の紹介
  - オ 地震時の心得
    - (ア) 災害情報の取得方法の確保
    - (イ) 連絡方法の確保
    - (ウ) 避難の時期、避難場所、避難ルート及び避難方法の確保
    - (エ) 非常食糧、身の回り品及び貴重品の準備
    - (オ) 停電時の備え
    - (カ) 地震災害の熊様に応じてとるべき手段・方法等
  - カ 「防災五つの心得」の徹底
    - (ア) すばやく火の始末
    - (イ) あわてない、外へ飛び出さない
    - (ウ) ブロック塀や川べりなど危ない所へ近寄らない
    - (エ)避難に車を使わない
    - (オ) テレビ、ラジオで正確な情報を聞く
  - キ 災害危険箇所の位置及び種類

### 第4 学校を通じての防災知識の普及

#### 1 現況

防災知識の普及については、各学校において計画的に実践しており、特に予防措置、 避難方法などについては、児童生徒の発達の段階及び地域の実態に応じた指導により、 その徹底に努めている。

#### 2 対策

(1) 防災計画の策定

各校長は、年度初めに地震災害時における児童生徒の避難、誘導等の計画として、「消防計画」「学校安全計画」「危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)」を作成し、県及び市教育委員会と連携しながら、系統的、計画的な防災教育の充実を図る。

(2) 防災指導の充実

ア 地震防災知識の指導は、学校における教育課程に位置付けて実施する。特に、

登下校中や野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等事前指導の徹底に努める。

- イ 学校行事として、防災訓練の実施及び防災施設の見学等を行い、災害時にお ける適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ウ 教職員に対し、防災教育に関する研修等を実施しその資質向上を図る。特に、 出火防止・初期消火・避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。ま た、緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。
- エ 市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

#### (3) 防災訓練の実施

ア 防災訓練は、学校行事等に位置付けて計画し、全教職員の共通理解と児童生 徒の自主的・主体的活動を通して、実践力を養うよう努める。

- イ 防災訓練は、学校の種別、規模等実情に応じて毎学期1回もしくは毎年3回 以上実施する。
- ウ 防災訓練実施後は、訓練を振り返って成果と課題を明らかにし、マニュアル 等を修正するなどして、課題の改善を図る。

#### (4) 連絡通報体制の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、電子メール等の活用による全教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、教育委員会や警備委託先等との連絡体制を確立する。

### 第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

#### 1 現況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習 会等を実施して、資質の向上に努めている。

### 2 対策

(1) 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び地 震発生時における対処要領等について指導する。

(2) 講習会、研究会等の実施

ア 防火管理者に対しては、講習会、連絡会等を通じてその職責を自覚させる。

イ 防災上重要な施設の管理者等に対しては、講習会、訓練等を通じて地震発生 時における対処能力を向上させる。

指導内容としては、主として事業所等の防災に関する計画、過去の地震災害 事例、施設の構造及び緊急時における連絡、通報体制とする。

(3) 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布

防災上重要な施設の管理者等に防災に関する指導書、パンフレット等を配布する。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設・設備、器具・用具等について、定期的に点検を実施し、常に使用できるように整備を図る。

特に、ガス等露出配管部分については、安全点検の見直しを実施する。

### 第6 事業所における防災教育

#### 1 現況

事業所における従業員等に対する防災教育は、消防訓練や講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

#### 2 対策

#### (1)消防による立入検査と是正措置

施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、地震発生時の出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、消防による立入検査を通じて、次の事項を主眼とした事前指導を徹底する。

- ア 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても、 地震に対する事前対策と震災発生時の応急対策を効果的に行えるよう指導し、 事業所における防火管理体制の確立を図る。
- イ 消防用設備等の機能に不備がないよう法定点検と自主点検の確実な実施について指導を強化する。
- ウ 火を使用する設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の励行を指導する。
- エ 危険物・指定可燃物等の取扱いと適正管理の指導を行う。
- オ 事業所ごとに計画を立て、従業員等に対しての防災教育を実施するよう指導する。
- カ 事業所の消防計画及び防災教育等の内容について、訓練、研修等の機会を通じて、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導する。

### (2) 講習会等の実施

ア 防火管理者に対しては、講習会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて地震発生時における対 処能力を向上させる。指導の内容としては、主として事業所等の防災に関する 計画、過去の地震災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡、通報体制と する。

### 第7 防災に関する意識調査

### 1 現況

住民の震災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。 これまでは、市が行う各種住民意識調査から、住民の防災に関する意識等を把握して いる。

#### 2 対策

必要に応じて防災意識調査を実施し、住民の地震災害に関する意識調査等の実施に 努める。

### 第2節 自主防災組織等の育成計画

(総務部、企画部、消防本部)

### 第1 計画の方針

大規模な地震災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、災害の防止または軽減を図るため、地域で助け合っていくことが重要である。このため、自主防災組織の積極的な結成、事業所等の自衛消防組織の充実を推進することにより、自主防災組織等の活動環境の整備を積極的に行って連携を図っていくものとする。

### 第2 地域住民等の自主防災組織

#### 1 現況

本市の自主防災組織の組織率は、地域間に格差があるものの、全市的には低い状況にあるため、自治会及び自治会の連合体となる地区コミュニティ会議等を中心として組織化の促進に努めるとともに内容の充実に努める必要がある。

#### 2 対策

### (1) 組織づくり

- ア 自治会及び自治会の連合体となる地区コミュニティ会議等の自治組織に防災 に関する活動を組み入れる。
- イ 女性団体、青年団体、PTA等の地域で活動している組織を活用して自主防 災組織として育成する。
- ウ 少年消防クラブ等の活動を支援し、将来の自主防災組織活動の素地を育成する。
- エ 防災活動の経験のある者、その他専門知識と経験を有する者がそれぞれの分野におけるリーダーとなるよう、人材を発掘し、組織化を図る。特に男女共同参画の目的から自主防災に関する訓練や自主防災アドバイザー活動などへの女性の積極的な参加を促す。
- オ 自主防災組織の必要性の啓発

県自主防災アドバイザーの活用や市の「防災出前講座」等により自主防災組織の結成促進及び防災意識の普及啓発を図る。

#### (2)活動の活性化

- ア 計画的にリーダー研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。
- イ 市は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に 努める。
- ウ 市は、消防防災設備費補助事業やその他の助成金を活用し、自主防災組織の 防災資機材の整備を支援する。
- エ 防災関係機関による情報提供の充実を図り、自主防災組織との連携強化を促進する。
- オ 市は、自主防災組織間の情報交換等を行うなど連絡体制強化を支援する。
- カ 市は、モデル組織を設定し、報奨制度を導入することにより活動の積極的推進を図る。

- キ 啓発資料の作成、教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施により、防災 意識の向上を図る。
- ク 自主防災組織に対する地区防災計画作成の支援を行い、活動内容の充実を図 る。
- ケ 自主防災組織が行う主な活動は、次のとおりとする。

#### (ア) 平常時

- ① 地区防災計画及び地区防災マップの作成
- ② 情報の収集伝達体制の確立
- ③ 火気使用設備及び器具等の点検
- ④ 防災用資器材等の備蓄及び管理
- ⑤ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ⑥ 地域の要配慮者の把握
- ⑦ 活動区域内の安全点検の実施
- ⑧ 避難路・避難方法・避難場所の確認

### (イ) 災害発生時

- ① 初期消火の実施
- ② 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達
- ③ 救出救護の実施及び協力
- ④ 避難誘導の実施及び避難者の点検、確認
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

### 第3 事業所の自衛消防組織等

1 現況

危険物取扱事業所は、それぞれの自衛消防組織等が組織されており、また、ガス取扱事業所ではLPガス協会大曲仙北支部、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制が確立されている。

### 2 対策

- (1) 自衛消防組織等の設置が義務づけられている特定事業所に対しては、自衛消防組織等の充実強化を図るとともに、設置義務のない事業所であっても、次のような施設については、従業員や利用者の安全の確保、地域への災害拡大防止のため、自衛消防組織等の編成を行うよう指導する。
  - ア 多数の者が利用する施設(中高層建築物、旅館、学校、病院等)
  - イ 危険物等を取り扱う施設(石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質等 を貯蔵または取り扱う施設)
  - ウ 多数の従業員が勤務している事業所等で、防災組織を設置することが効果的な 施設
  - エ 複数の事業所が同一建築物に入居しているため、共同して防災組織を設置する 必要がある施設
- (2) 自衛消防組織等に対し、次の活動を行うよう指導する。
  - ア 防災訓練
  - イ 従業員の防災教育

- ウ 情報の収集、伝達方法の確保
- エ 火災その他の災害予防対策
- 才 避難対策
- カ 応急救護対策
- キ 地域の防災活動への協力
- (3) ガス取扱事業所に対しては、協会等を通じ自主保安体制の充実強化を図る。
- (4) 電気・交通機関等防災上重要な施設に対しては、実状に即した防災計画について 指導・助言を行う。
- (5) 防火管理者、危険物取扱者、防災上責任を有する者に対しては講習会等の実施により資質の向上を図る。
- (6) 各事業所に対し計画的に査察を行い、現場に即した指導を行う。
- (7) 自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・ 救急用資機材を整備する。

(各機関)

### 第1 計画の方針

防災訓練は、地震発生に備え、県、市及び防災関係機関、地域安全活動の中核となる自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び地域住民が相互に緊密な連携のもとに救助、救護避難誘導等を実践的かつ総合的に実施することにより、有事即応体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

県、市及び防災関係機関はそれぞれの相互応援協定等に基づき、行政区域または所管 区域を越えて広域合同訓練の実施に努める。

また、各事業所においても、関連機関等との災害時応急対策業務応援協定等に基づき、 必要な業務の活動円滑化及び迅速かつ効果的な協力体制が確立できるよう訓練の実施に 努めるものとし、県、市及び防災関係機関は最大限協力するものとする。

なお、防災訓練を実施する際は、要配慮者に十分配意するとともに、女性職員を避難 誘導、避難所設置の現場に配置し、女性の視点を取り入れた訓練とする。また、訓練後 には訓練の評価を実施して課題等を整理し、必要に応じて体制の改善を図る。

### 第2 現況

市及び各防災関係機関は、市地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画に基づいて各種訓練を実施しており、地震災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般市民に対する防災思想の普及啓発の面からも、防災上極めて重要な役割を担っている。

### 第3 訓練の区分

### 1 図上訓練

地震災害を想定した予防措置、応急対策等を実員を使って訓練を行うことができない場合、または指揮能力を養成する訓練等を行う場合に実施する。

### 2 実践訓練

実際の地震を想定して、総合的または個別的に実施する。

#### (1) 総合訓練

地震災害想定に基づき、市内防災関係機関、関係団体及び地域住民の参加協力による各種訓練を総合的に実施するものとする。なお、秋田県総合防災訓練が当市で開催されるときには、県内外の防災関係機関の参加を得て、次のような訓練を実施する。

#### 訓練項目

地震情報発表伝達、交通規制、避難誘導指示情報の伝達、航空偵察、災害対策本部設置、通信、救護所設置、緊急・特設公衆電話設置、緊急物資輸送、電話回線応急復旧、炊き出し、水防、災害救助法適用、電力施設応急復旧、負傷者応急手当、初期消火、LPガス応急復旧、水道施設応急復旧、血液輸送、医薬品空輸、事故車両救出救助、危険物施設火災防御、災害ボランティアの受入及び活動割振り等

### (2) 個別訓練

市、防災関係機関及び関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定し、訓練を実施するものとする。

主な訓練項目は次のとおりである。

#### ア 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設・手段を高度に活用し、 総合的な通信訓練を実施する。

### イ 災害防御訓練

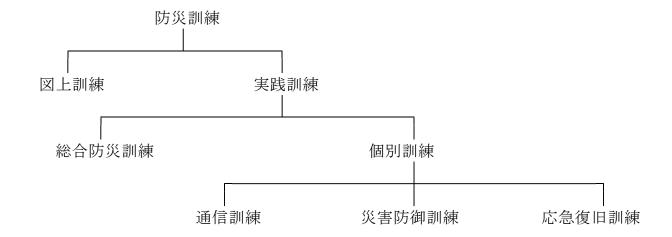
- (ア) 災害情報収集・伝達訓練
- (イ) 職員の動員訓練
- (ウ) 災害対策本部設置、運用訓練
- (エ) 緊急輸送訓練
- (才)消防訓練
- (カ) 特殊防災訓練(列車事故、トンネル災害、危険物の爆発事故、大規模 火災等)
- (キ) 避難訓練
- (ク) 災害防護活動従事者の動員訓練
- (ケ) 必要資機材の応急手配訓練
- (コ) 炊き出し、給水訓練
- (サ) 医療救護、応急手当訓練
- (シ) 非常用電源起動訓練

### ウ 応急復旧訓練

応急復旧訓練は各施設管理者が実施主体となって行う。

- (ア) 鉄道、道路の交通確保
- (イ) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (ウ) 決壊堤防の応急処置
- (エ) 上下水道、電力、通信施設の応急修復
- (オ) 石油類等の流失防止、その他危険物等の災害防止と応急修復

### 訓練の体系



### 第4 総合防災訓練の実施方針

### 1 現況

近年は、5月26日(県民防災の日)または9月1日(防災の日)を目標に、防災関係機関の協力を得ながら、現地において情報の伝達訓練を中心に行っている。

#### 2 対策

訓練の実施にあたっては、その都度、具体的な実施要領を作成し、訓練の効率的実施と成果の向上に努める。また、訓練実施要領の作成に当たっては、訓練参加者の安全について十分留意する。

### (1) 計画の目標

震度6弱以上の災害発生を想定し、市、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効性のある訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び防災技術の向上、訓練参加者の防災意識の高揚等を図る。

#### (2) 実施計画

原則として、防災の日に防災関係機関、地域住民等との合同訓練を実施する。

#### ア 参加機関

- (ア) 大仙市
- (イ) 指定地方行政機関等
- (ウ) 自主防災組織
- (工) 地域住民

### イ 主な訓練項目

- (ア) 気象予警報伝達訓練
- (イ) 通信訓練、広報訓練
- (ウ) 交通規制訓練
- (工) 避難誘導訓練
- (才) 救出、救護訓練
- (カ)消火訓練
- (キ) 応急復旧訓練

### (3) 安全管理

自治会、自主防災組織等が行う訓練に当たっては、「防火防災訓練災害補償制度」が適用されるよう指導する。

#### 第5 事後評価

訓練実施後には、次回以降の訓練の参考とするため事後評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

# 大仙市防災訓練実施計画表

区 <sub>2</sub>		<u> </u>		中坛味期	実施場所	実施方法
	_		実施団体			
	週1 	<b>言訓練</b>	大仙市		大仙市庁舎	気象予報、災害情報、命令指
			消防本部	週間		示、報告要領を所要の通信手段
個			消防団			を使って訓練、必要に応じ動員
			各地域毎		地域全体	訓練等と並行して実施する。
		災害情報収集	大仙市			
別	災	・伝達訓練	自主防災			
			組織			
	害	職員の動員訓	大仙市	県民防災	大仙市庁	応急対策を実施するため必要
訓		練	消防本部	週間	舎、消防本	とする職員等を迅速に招集でき
	防				部・分署	  るよう訓練、必要に応じ通信訓
						練と並行して実施する。
  練	御	災害対策本部	大仙市	県民防災	大仙市庁	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		· ·	消防本部	週間	舎、消防本	
	訓		地域振興	~	部、地域振	
	н/-1		局		興局	
	  練	緊急輸送訓練	大仙市		<del>200</del> /10	
	112/1	消防訓練	大曲消防	<b>ル</b> (4) (3) (4)	火災危険地	
			署・各分	運動週間	区	-
			署・消防	建		並行して実施する。
			看·伯奶 団			111 して 天 旭 り る。
		 水防訓練	消防団	 入梅前	雄物川河川	   図上または実践訓練、必要に
			旧的加	八竹田川	敷	凶工または美國訓練、必要に   応じて国及び県と合同で実施す
					<u>万</u> 人	-
		 土砂災害防災	十加士	土砂災害	流台	る。 図上または実践訓練、必要に
				l	週 且.	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		訓練	自主防災	防止月間		応じて国及び県と合同で実施す
		나는 가, 다는 /// 그녀 살는	組織			る。
		特殊防災訓練	関係団体		<i>₽</i>	
		避難訓練	各施設の	県民防災	各施設	被災のおそれのある地域内及
			管理者	週間		び学校、育児施設、福祉施設、
						集会所などの施設等からの通信
						訓練、必要に応じ消防訓練と並
						行して実施する。
		災害防護活動	消防本部	県民防災	適宜	
		従事者の動員	消防団	週間		
		訓練				
		必要資機材の	大仙市	適宜	大仙市庁舎	
		応急手配訓練				
		炊き出し、給	大仙市、	防災週間	適宜	自主防災組織及び関係機関の
		水訓練	自主防災			協力を得て、炊き出し、給水訓
			組織			練を実施する。必要に応じ消防
						訓練と並行して実施する。
		1		1	l .	

区分		実施団体	実施時期	実施場所	実施方法	
	災	医療救護、応	大仙市、	適宜	適宜	自主防災組織及び関係機関の
個	害	急手当訓練	自主防災			協力を得て医療救護、応急手当
	防		組織			等の訓練を実施する。必要に応
	御					じ、他の訓練と並行して実施す
別	訓					る。
	練					
		鉄道、道路の	各施設の	適宜	適宜	市の総合防災訓練時に総合的
訓	応	交通確保	管理者			に参画するが各事業所別の訓練
		復旧資材、人	各施設の			実施を基本とする。
	急	員の緊急輸送	管理者			
練		決壊堤防の応	各施設の			
	復	急処置	管理者			
		上下水道、電	各施設の			
	旧	力、通信施設	管理者			
		の応急修復				
	訓	石油類等の流	各施設の			
		失防止、その	管理者			
	練	他危険物等の				
		災害防止と応				
		急修復				
			大仙市	適宜	適宜	関係機関、地域住民が一体と
						なって、予想される災害に即応
総合防災訓練					できるよう総合的に訓練する。	
					また、消防協会大仙仙北美郷支	
					部が主催する総合防災訓練に積	
					極的に参加し、防災活動能力を	
					向上させる。	
		秋田県	9月1日	県内各市	県が主催する総合防災訓練に	
					積極的に参加し、防災活動能力	
					を向上させる。	

(各部局、各機関)

## 第1 計画の方針

地震が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など速やかな応急対策を実施するため、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。防災関係機関は、情報の収集・伝達を人的・組織的側面、機器設備の側面において支障なく瞬時に実行できる体制を整備する。さらに、災害時には、通信施設の損壊や電話線の切断等、通信機能への被害も予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

## 第2 情報収集伝達体制

1 職員の動員

地震が発生した場合には、市、防災関係機関等はその所掌する事務又は業務に関し、 積極的に自らの職員を動員して情報の収集にあたるものとする。

#### 2 体制の整備

- (1) 市は、市職員、警察、消防、郵便局、自主防災組織、事業所等を通じて災害対策 本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う体制を整備する。
- (2) 市及び防災関係機関は、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、 あらかじめ情報収集にあたる要員を指定・確保しておくものとする。
- (3) 市は、警報等を住民、水防管理者等に伝達する体制を整備する。
- (4) 市及び防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート の多重化、情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。
- (5) 市及び防災関係機関は、夜間、休日等に発生した災害に対する応急対策を迅速に 開始するため、職員動員をより速やかに行う連絡網の徹底を図るほか、24時間常駐 体制を検討する。
- (6)機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両による情報収集手段 を活用できる体制を整備する。
- (7) 秋田県総合防災情報システム、秋田県情報集約配信システム(情報の架け橋)、 J-ALERT、衛星携帯電話、コミュニティFM、携帯電話メールシステム、ツイッター 等のソーシャルネットワーキングサービスなど多様な情報通信手段を整備・活用し 被害情報等の収集及び伝達を行う。
- (8) アマチュア無線、タクシー会社無線も有用なことから、愛好家や事業所の協力を得て、情報収集・伝達体制の補強を図る。
- (9)被災者の安否に関する情報及び被災者台帳の作成に関する情報については、災対 法の定めるところにより、被災者に関する市内部の情報を利用して整備し、自ら利 用し、又は提供するものとする。
- (10)市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (11)被災者から申請があったときには、遅滞なく被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

## 第5節 通信施設災害予防計画

(企画部、総務部、、消防本部、大仙警察署、NTT東日本㈱秋田支店、㈱NTTドコモ東北支社秋田支店)

### 第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要であることから、各機関は災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

また、阪神淡路大震災のおり、NTT通信網が寸断され情報の混乱が生じたとき、移動系無線装置による有効性が確認されており、無線系通信設備の充実を図る。

## 第2 通信施設

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、さまざまなレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

#### 1 現況

市において災害時に情報収集または情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

(1) 大仙市防災行政無線施設

市内8地域のうち、6地域については周波数の異なる移動系無線局、1地域については同報系無線局が配備されており、残りの1地域については移動系の消防団無線施設が配備されている。

(2) 秋田県総合防災情報システム

本市及び市内に所在する県地域振興局、県の各出先機関、消防本部、その他の防災関係機関との間に衛星通信及び有線通信施設をもって通信網を構成している。

(3)消防、救急無線施設

無線設備については、消防本部及び消防署・消防分署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は移動局をもって構成し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。

#### 2 対策

(1) 大仙市防災行政無線の整備

ア 災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実に行えるよう常に点検を行い機能の維持に努める。

イ 異なる周波数の移動系無線局について、早期に周波数の統一を図る。

- ウ 移動系無線局未配備地域の早期解消を図る。
- (2) 秋田県総合防災情報システムの活用

平常時から、当該システムを使用することにより、災害時に的確に使用できるよう努める。

(3)消防無線の活用

消防無線には周波数別に、活動波、主運用波(県内共通)、統制波(全国共通)が

ある。災害時の広域応援体制による消防活動を円滑に実施するため、統制波の運用 体制整備に努める。

### (4) 災害時優先電話等

平常時から関係機関との円滑な調整に努め、特に災害時の優先電話の指定をNT Tに要請し、災害時の通信を確保する。

### (5) 新たなメディアの導入

近年の急速に発展している情報通信技術を取り入れ、衛星電話やモバイルコンピュータによる通信などを活用し、音声の他、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

### (6) 情報通信設備の耐震化

情報通信設備の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

### ア バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が 被災した場合でも通信が確保できるようにする。

### イ 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に 努める。

## ウ 耐震性、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとと もに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

## 第3 警察無線施設

#### 1 現況

無線設備については、大仙警察署、各交番・駐在所及び警察車両に設置されており 各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

### 2 対策

- (1) 災害から施設を防護するため、設備の定期または随時点検を行い機能の維持に努める。
- (2) 無線設備については、毎朝、メリット交換を行い障害の早期発見に努める。
- (3) 警察車両、携帯無線等の移動局についても、年次計画等により整備を進める。

#### 第4 NTT東日本株式会社秋田支店施設

#### 1 現況

各支店等間の通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、 地震災害に強い信頼性の高い通信設備の設置を図っている。また、災害発生時、必要 により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、可搬型移動無線機を主要な支店に配 置している。

#### 2 対策

(1)建物及び局内外設備

被災を未然に防止するため、電気通信設備及び建物等について、耐水、耐風、耐

震、耐雪、耐火等の構造化を行うとともに、通信網の整備を行う。

### (2) 災害時の通信の確保

ア 通信途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成あるいは2ルート構成とする。

- イ 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器及 び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を 具体的に定める。
- ウ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置 する。

# (3) 災害時の措置計画

災害時等において通信不通地域をなくし、または重要通信の確保を図るため伝送 措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

## (4) 災害時の広域支援等

ア 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国規模を含めた 支援班の編成、災害対策用機器及び資材の確保と輸送体制、支援者の作業体制 などその体制を整備する。

イ 災害が発生し、または発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置 及び社外機関に対する応援または協力の要請方法等について具体的に定める。

#### (5) 訓練の実施

社内訓練のほか、県、市等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

## 第5 ㈱NTTドコモ東北支社秋田支店

## 1 現況

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備等の防災設計を実施し、災害発生時において電気通信システムを確保するための通信網の整備を行っている。また、電気通信設備の設備記録等重要書類及び通信システム等のデータファイルについて災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じている。

#### 2 対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

地震災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両を配備する。

### (2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、 工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

### イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、 資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、 確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努 める。

## (3) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置 に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(4) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

## 第6 その他の通信施設

### 1 現況

アマチュア無線、タクシー無線との協力体制の確立を図っている。

# 2 対策

民間無線の活用を図るため、アマチュア無線、タクシー無線については協力協定を締結し、企業等については災害時の情報収集の協力体制の確立を図る。

## 第6節 水害予防計画

(総務部、農林部、建設部、消防本部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、県仙北地 域振興局建設部、県仙北地域振興局農林部)

## 第1 計画の方針

地震の発生によって、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は水害となって大きな被害をもたらすので、大仙市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川や老朽ため池の整備促進を図る。

また、ハザードマップの配布、ホームページ上の公表に加え、標識を利用した市街地における想定浸水深等の積極的な表示により、円滑・迅速な避難の確保に努める。

## 第2 河川施設

### 1 現況

本市には、雄物川、玉川、丸子川、荒川とそれらに流入する中小の支流が多くあるが、一部を除いて未整備堤防であり、地震による河川堤防の亀裂のほか、沈下、法面崩壊及び護岸、水門、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂、沈下が予想され、特に増水時等に地震が発生した場合には、堤防が決壊するおそれがある。

また、東北地方整備局湯沢河川国道事務所が行った「堤防浸透に関する詳細点検実施状況と堤防の質的評価結果」では、平成25年3月時点で、次表の区間において問題が指摘されており、同区間は、洪水時に水防活動を行ううえで重要な箇所である。

さらに、今後、国県等で行う「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づく診断についても、その結果を踏まえて警戒を行うこととする。

## 堤防浸透に関する詳細点検実施状況と堤防の質的評価結果

平成25年3月31日現在(国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所より)

	詳細		地区名			詳細点検による判定結果		
河川名	調査	距離標	及び	延長	図面番号		対策施工	出張所
			左右岸別					
雄物川	済	56.5k	南外	2.4km	1)	× (裏法すべり・パイピング)	-	大曲出張所
		59.0k	左岸					
	済	68.0k	大曲左岸	1.7km	2	× (表法すべり)	-	
		70.3k	左岸					
	済	55.7k	神宮寺	0.9km	3	× (パイピング)	-	
		56.6k	右岸					
	済	65.0k	大曲右岸	1.0km	4	× (裏表法すべり・パイピング)	H21 65.4~65.8	
		66.0k	右岸				ふとんかご・ドレーン	
	済	66.0k	大曲右岸	2.1km	(5)	×(裏表法すべり)	-	
		67.8k	右岸					
	済	67.8k	大曲右岸	2.0km	6	× (裏法すべり・パイピング)	-	
		69.4k	右岸					
横手川	済	0.0km	横手川	1.0km	10	×(裏法すべり)		
		1.2km	左岸					

丸子川	済	0.0km	丸子川	1.0km	11)	× (裏法すべり・パイピング)	-	
		0.9km	左岸					

表の位置図は、資料編14-7 河川堤防詳細点検結果情報図を参照のこと。

### 2 対策

- (1) 現在改修実施中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川については耐震性を考慮した河川施設の整備に努める。
- (2) 河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため河川巡視員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。
- (3) 短時間の多量の降雨に対処するため、側溝、雨水路の清掃及び整備を行うとともに、水防上の危険箇所を住民に周知する。
- (4) 砂防指定地域における砂防工事の実施を促進し、有害土砂の流出を防止すると同時に、水源山地における砂防指定河川の増加による計画的砂防の実施を図る。
- (5) 市街地における生活排水路の整備を促進し、浸水危険の排除を図るとともに、農業用水改良事業、土地改良事業によって小河川の改修を促進し、災害防止と河川の保護を図る。
- (6) ダム事業等の治水対策を推進し、災害の防止と河川の保護を図る。
- (7) 水防倉庫の整備を図り、必要資器材を備蓄する。
- (8) 浸水想定区域毎に、洪水予報の伝達方法・避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに、洪水ハザードマップを通じて住民に対する周知を図る。

## 第3 ダム施設

## 1 現況

本市には、大堤土地改良区が昭和32年に建設した坊田黒沢堤、県が昭和53年に建設した南外ダム(市管理)、同じく県が平成9年に建設した協和ダムがあり、それぞれダムの操作規則に基づき施設の適切な管理に努めている。

## 2 対策

- (1) 地震発生時には、直ちにダム本体や取付部周辺地山、貯水池周辺地山の臨時点検を行い、異常の有無を確認するとともに、洪水の発生または発生のおそれのある場合は、洪水警戒体制をとり、ダムの操作規則に基づき被害防止のためのダム操作を実施する。
- (2) ダム操作によって下流の水位が著しく変化するおそれのある場合は、あらかじめ 関係機関へ通知するとともに、一般住民に対してサイレンやスピーカー放送をもっ て警報する。
- (3) ダム管理施設を常に良好な状態に保持する。特に動力については予備発電施設を、 通信についてはNTT回線及び無線通信設備を活用する。

### 第4 ため池施設

#### 1 現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、また、最近の農村は高齢化が進みさらに兼業農家が増加して管理体制が弱体化し危険

が予想される。これらのため池が豪雨や地震などにより決壊した場合は大きな被害をもたらすおそれもある。

## 2 対策

- (1) 県が支援するため池ハザードマップの整備やため池一斉点検・耐震性調査の結果を活用し、現状の把握と住民への周知に努める。
- (2) 耐震性能が不足したため池や、老朽化したため池は県営または団体営の「ため池等整備事業」を導入して、補強改修に努める。
- (3)農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に地震が発生した場合は、直ちに施設の点検を実施し、関係機関への情報提供や決壊等防止に努める。

## 第7節 火災予防計画

(総務部、経済産業部、消防本部)

## 第1 計画の方針

市街地の過密化、建造物の多様化、危険物の需要拡大等により、地震発生時における 火災の同時多発の危険が増大しており、これに対処するため消防力の強化、充実に努め るとともに、防火思想の普及及び予防査察等を実施して、火災の発生を防止する。

### 第2 出火防止と初期消火

#### 1 現況

消防機関は市と一体となって、消防力の充実強化、火災予防組合等の組織化、住民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

特に、耐震安全装置付火気使用設備器具等の普及と消火器の備え付け、水の汲み置き等について指導に努めている。

#### 2 対策

消防機関は、消防体制を充実強化するため、次の対策を推進する。

(1)消防力の強化

消防職員及び団員の充足を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき 消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等 を考慮し、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ等の整備に努める。

(2) 燃焼器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理とその使用について指導する。

(3) 防火思想の普及

関係機関、団体と協力して、住民に対する防火思想の普及徹底を図る。

(4) 出火防止及び初期消火の周知徹底

住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知 徹底を図るとともに、各家庭に消火器の備え付けと初期消火技術の向上について指 導する。

(5) 防火管理者制度の徹底

消防機関は、防火管理者制度及び業務の徹底を図るとともに、定期的に防火管理者、危険物取扱者、消防設備士または各種団体を対象とした現地指導、消防相談等を実施する。

(6) 住宅用火災警報器の設置促進

住宅火災による被害の低減のため、住宅用火災警報器の重要性について市民に周知し設置促進の徹底を継続する。特に、独居老人や高齢者世帯への設置を重視する。

(7) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防に関する規則等について普及徹底する。

## 第3 火災延焼拡大の防止

### 1 現況

地震時の火災の延焼拡大を防止するために、各種の研究資料に基づき、消防力の強化、市街地の消防計画の整備及び建築物の不燃化等についての指導を図っている。

### 2 対策

消防機関は次の対策を推進する。

(1)消防計画における市街地対策の整備

消防計画の作成にあたっては、特に木造家屋の密集度、消防活動のための道路の状況等に応じた計画を作成し、消防活動が有効的に実施できるようにする。

(2) 予防査察の実施

消防長または消防署長は、平常時から防火対象物への立入り、予防査察等を実施して震災時の対応について現場指導する。

(3) 自治会等の自主防災組織を育成・強化し、組織的な初期消火能力の向上を図る。

### 第4 消防水利の整備

### 1 現況

地震発生時には、水道施設の損壊等によって消火栓の断水や機能低下、または道路 や建物等の損壊によって消防用自動車の通行障害が発生するなど消防活動が制約され ることが予想されるため、自然水利の確認及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、 耐震性貯水槽等消防水利の整備を計画的に実施している。

#### 2 対策

- (1) 防火水槽の設置にあたっては、木造家屋の密集地、避難場所及び避難路の周辺等を優先的に整備する。
- (2) 簡易水道事業の実施に併せ、消火栓を整備する。消火栓は、家屋が存在する場所 に概ね半径140mの円内に1箇所を基準とする。
- (3) 防火水槽の構造は耐震性とする。
- (4) 住宅密集地域の流雪溝、自然水利、プール等を効率的に利用する。

## 第8節 危険物施設等災害予防計画

(消防本部、県仙北地域振興局福祉環境部)

## 第1 計画の方針

危険物施設等における地震災害の発生及び拡大を防止するため防災関係機関及び関係 事業所は、安全規則の遵守、施設の耐震性能の向上、適正な施設の管理、防災資器材の 整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織の保安体制の確立等により危険物施設等の安全確 保を図る。

## 第2 危険物(石油類等発火性、引火性のあるもの)

#### 1 現況

産業構造及び生活様式の変化に伴い、危険物の需要が増え、危険物を取扱う事業所も年々増加している。これら引火性または発火性の物品については、消防法により危険物と指定され、指定数量以上の取扱いは、位置、構造、設備等一定基準に適合し、完成検査済証の交付を受けた施設で行うほか、運搬容器の構造、材質、運搬に際しての基準遵守等保安上の規制が行われている。

### 2 対策

### (1) 施設及び設備の維持管理

- ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに 定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱い 量を適正に保持する。
- イ 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等 の保安について指導する。
- ウ 大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、 防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

### (2) 資機材の整備

- ア 消防機関においては、化学消防車等の整備を図り化学消防力を向上させる。
- イ 施設の管理者は消火設備及び消火剤等を備蓄するとともに、連絡通報のため の資機材の整備を促進する。

#### (3)教育訓練の実施

- ア 施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識、技能の向上を図る。
- イ 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、地震災害時における対処 能力を向上させる。
- (4) 自衛消防組織の強化
  - 自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。

### 第3 火薬類

### 1 現況

市内における火薬類の貯蔵、取扱施設等については、保安距離等の基準は確保されており、また、各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成している。

### 2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の定期点検を実施して常に最良の状態に維持 するとともに、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術講習会を実施して、管理、保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

# 第4 高圧ガス

1 現況

市内における高圧ガスの製造所等の主な取扱いは酸素、水素などである。これらの 取扱施設では、十分な保安措置が実施されている。

#### 2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備を定期的に点検して常に最良の状態に維持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安調査を実施するとともに随時立入検査を実施 して施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資器材の整備

火災の発生及び拡大を防止するための資器材を整備する。

(3)教育訓練の実施

ア 地区別、業務別の保安検査等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、 保安に関する知識技能を向上させる。

イ 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

### 第5 LPガス

1 現況

市内では多くの家庭や事業所でLPガスが使われており、一部でタクシーの燃料として使用されている。市内には製造所(充填所)、オートガススタンド、貯蔵所(容器置場)などの施設があるが、これらの施設は適正な保安措置が実施されている。

## 2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的 に点検を実施して最良の状態に維持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大の防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、 保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力の向上を図る。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに関係機関との連携を強化する。

(5) 各需用者の安全管理

LPガス販売事業者は、需用者である一般家庭や事業所におけるLPガス設備の 安全点検を行い、地震時におけるボンベの転倒防止措置の徹底等を図る。

# 第6 毒物、劇物

1 現況

市内には、毒物、劇物の販売所等許可を要する業務上の取扱施設、その他届出を要しないが毒物、劇物を常時取扱っている施設があり、これらの施設は適正な保安体制のもとで管理されている。

## 2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的 に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

イ 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物管理責任を明確化するとともに、地震発生時における、連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

#### 第7 放射線物質

1 現況

市内の病院等においては、放射線を放出する物質が使用されているが、管理は適正 に行われている。

#### 2 対策

(1)監督機関は、事業者または輸送事業者及び現場責任者(以下「事業者等」という。) に対し適切に監督指導を行い、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与 え、指導する

- (2) 事業者等は、関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図り、放射線災害の予防に関する規定等の作成を行い、災害の未然防止を図る。
- (3) 事業者等は、放射線災害を未然に防止するため、各種資機材の整備を図る。
- (4) 事業者等は、火災、その他の災害等により、放射能漏れのおそれがある場合また は放射能漏れが発生した場合は、直ちに関係機関に報告するとともに、応急の措置 を講ずる。

### 第8 危険物等運搬車両

#### 1 現況

高速道路、高規格道路等の整備に伴い、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、毒物・劇物及び放射線物質(以下「危険物等」という。)の運搬車両による地震発生時の事故を原因とした災害発生の危険が増大している。

#### 2 対策

市は、関係機関と連携協力し、輸送の安全の啓発に努める。

- (1) 危険物等運搬事業者、運転者に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等について指導の徹底を図る。
- (2) 危険物製造業者等に対する関係法令に基づく安全確保指導の徹底を図る。
- (3) 危険物等運搬事業者に対する適正な運行計画の作成、その確保等運行管理の徹底を図る。

## 第9節 建造物等災害予防計画

(各機関)

## 第1 計画の方針

地震による建築物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、建物等の耐震診断・耐震改修及び不燃化の促進を図る。特に、防災業務の拠点となる公共施設について耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性確保について指導を行う。

### 第2 公共建造物等

### 1 現況

大仙市耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準において建築された市所有建築物の 耐震化を推進している。学校施設を最優先で耐震化させたことから、引き続き優先順 位を定めて早期に公共建築物の耐震化を図ることが必要である。

### 2 対策

第1には、防災活動上重要な拠点となる建物で、特に庁舎は地震災害発生時の応急対策活動の拠点となることから、早急な耐震性の確保・強化が必要である。第2に避難所や多数の人が利用する公民館や体育館などの施設。第3に、多くの市民が昼夜生活する市営住宅とする。

非構造部材の耐震化については、市が所有する主要な施設の構造物の耐震化が完了してから、前述の優先順位を踏まえて必要な耐震補強・改修等を行うよう努める。

# 第3 一般の建造物

### 1 現況

建築関係法令等の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、耐震性能の診断及び基準確保を図る必要がある。

#### 2 対策

#### (1) 建築物の耐震化の促進

ア 特殊建築物の耐震診断・改修

百貨店、ホテル、劇場など不特定かつ多数の者が集合・利用するような既存 建築物について、耐震診断・改修等の実施を啓発し、耐震性の確保に努める。

#### イ 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために住民、特に建築物の所有者等の理解を求め、耐震化についての知識の普及啓発を行う。

### ウ 新築及び増改築の建築確認

新築及び増改築される建築物については、建築確認業務を通じ、耐震に関する法令等の周知徹底を図る。

エ 建築物の耐震性確保対策の強化 その他の建築物の非構造部材の耐震性確保、推進を図る。

#### (2) 住宅等の地震対策

- ア 住民からの地震対策に関する一般的な相談には、仙北地域振興局及び一般財団法人秋田県建築住宅センターがあたる。この際、パンフレット、リーフレット等を活用し、住民等の地震対策について指導する。
- イ 旧耐震基準による木造戸建住宅については、市の建築設計協会等の協力を得て、耐震化についての知識の普及啓発を促進し、市補助を活用しながら耐震化を加速させる。
- ウ 積雪期における建築物の倒壊防止を図るため、積雪前の建築物の点検、適時 の雪下ろし指導等を実施する。また、県の「雪下ろし注意情報」の発表に基づ きパトロールによる注意喚起広報を行う。
- エ 耐震診断及び各種融資制度の周知によって、耐震改修の促進を図る。
- (3)特殊建築物、昇降機の地震対策
  - ア 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。
  - イ 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な 指導、勧告を行う。
- (4) 落下物対策

窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物による災害を未然に防止するため、市 街地の道沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導を行い安全を図る。

(5) 非常用電源の確保

市防災拠点や避難所予定の学校その他の建築物に対する非常用電源の確保に努めるものとする。

### 第4 ブロックべい、石べい等

1 現況

ブロックべい等の安全性については、建築基準法施行令等に基づき指導等を行い、 耐震性の確保を図っているが、主として設置時期の古いものについては、地震に対し て脆弱なものも多い。

#### 2 対策

- (1) 既存のブロックべい等の点検調査を行い点検の結果、改善を要するものについては、リーフレット等を配布して改善を指導する。
- (2) 関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。
- (3) 危険なブロック塀、石塀等は改修が必要であるが、できるかぎり、生け垣、フェンス等の推進を図る。

特に、次の部分については積極的に行う。

ア 道路の幅を越える高さの塀等のあるところ。

イ 道路と歩道の区別のある道路で、歩道の幅を越える高さのあるところ。

# 第5 家具等の倒壊防止

## 1 現況

地震によって家具、冷蔵庫、テレビ等が移動、転倒し、また、柱や壁に掛けられた 時計、額縁、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがある。

## 2 対策

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し、転倒を防止する。
- (2) ピアノや電気製品等は、キャスタ金具で移動を防止する。
- (3) 食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。
- (4) 自動販売機は、日本工業規格の設置基準に基づいて設置するよう指導する。

## 第10節 土砂災害予防計画

(農林部、建設部、東北森林管理局、県仙北地域振興局建設部、県仙北地域振興局農林部)

### 第1 計画の方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めることが重要である。

このため、急傾斜地崩壊、土石流、山腹崩壊、雪崩等の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図るとともに危険区域からの住宅移転等総合的な対策を推進する。

# 第2 地すべり、急傾斜地崩壊

### 1 現況

本市においては、地すべり、急傾斜地崩壊に伴う大きな災害発生の記録はないが、 第三紀層の分布する大沢郷地区は岩盤層で表土が浅く、地震時には地すべりやがけ崩れなどの発生が考えられる。

現在、地すべり危険地区は26箇所、急傾斜地崩壊危険区域は166箇所が指定されている。

### 2 対策

## (1) 地すべり、急傾斜地対策

ア 現在工事中の箇所については早期完成を図るとともに、危険度の高い地域から順次対策事業を行うよう努める。

- イ 未指定区域であっても危険と思われる箇所は、系統的な調査を実施して危険 箇所の把握に努め、関係住民に周知するとともに対策工事(地すべり防止区域 においては、地すべりの防止に有害な行為を規制するとともに排水施設、擁壁、 杭工等の新設、改良等の地すべり防止工事)の実施を促進する。
- ウ 地すべり、急傾斜地に関する資料を関係住民に提供するとともに、表示板等 を設置して周知徹底を図る。
- エ 地すべり、急傾斜地周辺に対する住民の警戒避難体制を確立する。
- オ 地すべり、急傾斜地に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震発生 時の対応等について地域住民に周知徹底を図る。

#### (2) 警戒、避難体制

地すべり発生には前兆を伴うことがあるため、特に危険度の高い地すべり箇所に対しては、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整える。

急傾斜地崩壊危険区域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

また、次の場合には、住民が自発的に警戒避難するよう指導する。

- ア 斜面から急に水が湧き出した場合
- イ 小石が連続して落ち始めた場合

## (3) 予報·警報、避難命令

予報、警報及び避難命令は、迅速かつ的確に地域住民に伝達し、周知されるようにするほか、異常気象時に地域住民自ら的確に判断できるように指導する。

予報、警報の伝達はテレビ等によるものとし、避難命令については、第4章 災害応急対策計画 第7節 広報広聴計画により実施する。

## (4) 避難場所·方法等

ア 避難方法は、安全な方法を地域住民に周知徹底するよう指導する。

イ 保全対象人家からできるかぎり近距離にあること。

## 第3 土石流

#### 1 現況

本市の土石流危険渓流地域は331箇所(秋田県平鹿地域振興局指定分2箇所含む。)あるが、これまで大規模な災害の発生はない。しかしながら、直下型の地震が発生した場合は、活断層周辺の斜面崩落や地盤の緩みにより土石流が発生しやすいため、危険箇所の事前把握、対策工事及び警戒避難体制の確立等が必要である。

#### 2 対策

# (1) 土石流対策

ア 地震による山腹崩壊、またはその後の降雨等によって発生する土石流対策を 県とともに次のとおり推進する。

- (ア)過去の被害の状況、危険区域(箇所)の実態を調査し、土石流に対処する ための砂防工事を促進する。
- (イ) 土石流、危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等の 設置を促進する。
- (ウ) 土石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。
- (エ) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。
- イ 農地・農業用施設等に係る土石流対策は、次により推進する。
- (ア) 圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって成分や科学性を速やかに調査、分析する。
- (イ) 圃場に土砂が堆積した場合は、極力除去する。
- (ウ) 圃場に土砂が流入するおそれがある場合は、水口付近に沈砂区間を設ける 等により圃場全体への流入防止を図る。
- (エ) 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないように水管理の徹底を図る。
- (オ) 揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じた 監視体制の強化を実施する。

#### (2) 警戒及び避難

地震による山腹崩壊により、渓流がせき止められた場合には、降雨がなくても土 石流が発生する場合がある。また、地震により山地の地盤がゆるんだ場合には、少 ない降雨でも土砂災害が発生するおそれがある。

こうした地震後の土砂災害の特殊性を住民に周知し、自主的な警戒、避難について指導に努める。

なお、土石流の一般警戒基準については、一般災害対策編P22による。

(3) 予報、警戒及び避難命令等

ア 予報、警戒及び避難命令等は、迅速かつ正確に地域住民に伝達し、周知されるようにするほか、地域住民自ら異常発生時には的確に判断できる体制をとるように指導する。

イ 関係機関は、住民に対し警報を伝達するとともに避難誘導にあたる。特に避 難誘導にあたっては要配慮者に十分配意するものとする。

(4) 避難の方法

避難の方法については、土石流危険渓流に直角の方向に避難する等、安全な方法 を地域住民に周知徹底するよう指導する。

(5) 避難の場所

ア 土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であること。

イ 保全対象人家からできる限り近距離にあること。

(6) その他

土石流により5戸未満の人家に被害が生じるおそれのある渓流及び新たに家屋の 建築されることが予想される渓流についても、必要があれば本計画に準じて、土石 流災害の防止に努めるものとする。

## 第4 山地

1 現況

本市では、これまで山地崩壊による被害発生は少ないが、急峻な地形と脆弱な地質のため、特に融雪、大雨等による山地崩壊が予想される。これを予防するために、保安林機能の向上及び各種事業の促進に努めている。

2 対策

一般災害対策編P23に準ずる。

### 第5 雪崩

1 現況

市の雪崩危険箇所は75箇所あるが、これまで大きな被害を与えるような災害の発生 例はない。しかし、強い地震の際は、大きな雪崩が発生するおそれがある。このため 雪崩による住家の破壊、道路の途絶など、過去に被害がなくとも警戒を必要とする。

- 2 対策
- (1) 雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、地震が発生した場合、直ちに警戒 及び避難できる体制を確立する。
- (2) 雪崩危険箇所については、各所管ごとに雪崩防止のための対策事業を計画的に促進する。
- (3) 雪崩防止施設の整備

雪崩危険箇所には雪崩予防柵、雪崩防護工の施工を促進し、恒久対策として雪崩防止林造成のため、造林を行うよう努める。

(4) 雪崩危険箇所の調査

関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、雪崩発生危険箇所の早期発見に努め、地震による雪崩災害防止に努める。

### (5)標識等の設置

関係機関は雪崩危険箇所を一般に周知させるため、標識を整備して、危険区域への立入りや通行を制限し、防雪柵を設けて被害の防止に努める。

## 第6 土砂災害警戒区域等の指定

#### 1 現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることが求められている。なお、ここでいう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因とするものである。

県では、大仙市域で土砂災害防止法にもとづく基礎調査による警戒区域および特別 警戒区域を指定している。

#### 2 対策

市は、土砂災害警戒区域の住民に対し避難指示等を迅速かつ正確に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には住民自ら的確に通報・避難が出来る体制を取るように指導するものとする。

### (1) 土砂災害警戒区域

ア 警戒区域毎に警戒態勢に関する事項を定めるものとする。

イ 区域毎の災害特性を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知するものとする。

### (2) 土砂災害特別警戒区域

ア 居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるか建築確認を行う。

イ 住宅宅地分譲地や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為に関して 審査する。

ウ 県は、著しい損壊のおそれのある建物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

#### 第7 災害危険区域からの住宅移転

#### 1 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し巨額の費用を要する場合、または工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させている。

#### 2 対策

- (1) 災害危険地域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用 の一部を補助し、または融資を行い、その移転を促進する。
- (2)移転助成のための制度は次のとおりである。

ア 防災のための集団移転促進事業

- イ がけ地近接危険住宅移転事業
- ウ 秋田県災害危険住宅移転促進事業
- エ 独立行政法人住宅金融支援機構地すべり等関連住宅融資

## 第8 要配慮者利用施設における防災体制の確立

#### 1 現況

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正された。要配慮者は、災害緊急時に自力での早急な避難が困難であり、特に配慮が必要なことから、土砂災害危険箇所周辺にある要配慮者利用施設については、防災体制を整備することが必要である。なお、要配慮者利用施設とは、国土交通省で定義する施設とする。

### 2 対策

土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設の管理者に対し、市は県と協力して 土砂災害警戒区域等、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制を確立 する等、防災体制の整備に努める。

また、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報等による避難指示等に関する情報は、電話、広報車、防災ラジオ、テレビ及び一斉メール配信システム「防災ネット だいせん」等で伝達し、自主防災組織、近隣居住者等の協力も得て、要配慮者の円 滑かつ迅速な避難が確保されるよう指導する。

## 第11節 公共施設災害予防計画

(健康福祉部、建設部、上下水道局、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、県仙北地域 振興局建設部、秋田県建設部下水道マネジメント推進課、東日本旅客鉄道㈱秋田支社、 東北電力㈱秋田支店、社会福祉施設、病院)

## 第1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道等の公共施設は住民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、これら施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

## 第2 道路及び橋梁施設

## 1 現況

本市における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため幅員の狭い道路、屈曲な道路等を重点的に道路網の整備が計画的に進められている。

道路の地震被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下隆起が、高盛土部では地すべり・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想される。

橋梁については、経年及び地盤沈下等により老朽化しているものや耐震基準改訂により耐震強度不足となっているものがある。

なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

道路・橋梁の状況(平成31年4月1日現在)

区分	路線	管理区分	道路延長(m)	橋梁数	横断歩道橋	横断地下道
国道	13号、46号	国	54, 885	22	2	6
国道	105号、341号	県	56, 387	63		
県道	主要地方道 ・一般県道	県	233, 142	172	1	
市道	市道	市	3, 150, 926	1, 358		8

## 2 対策

(1) 道路全体(道路部及び橋梁等の施設を含む。) の耐震点検と対策工事

ア 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の安全性・信頼性の向上を図るため、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を診断する。

イ 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。

さらに、応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために必要となるパソコン、移動電子端末等を活用した情報連絡施設・体制等の整備を図る。これらの施設計画は、国の指導、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行 規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定 する。

## (2) 道路施設等の耐震点検と対策工事

ア 道路防災総点検の結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

- (ア) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面 保護等の災害防止対策を実施する。
- イ 道路防災総点検(豪雨・豪雪等に起因する危険箇所)
  - (ア) 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出
  - (イ) 防災カルテを作成し、これによる継続的な点検を実施するとともに、 災害に至る要因を事前に把握する。
  - (ウ) 道路防災総点検の点検項目
  - ①落石・崩壊 ②岩石崩壊 ③地すべり
  - ④雪崩 ⑤土石流 ⑥盛土 ⑦地吹雪
  - ⑧橋梁基礎の洗堀 ⑨擁壁

### ウ 道路の整備

- (ア) 道路整備にあたっては、非常時の緊急車両の走行、停車が可能となる よう、停車帯、広幅員の路肩等の確保に努める。
- (イ) 市街地の道路整備については、防災区画を形成する道路の整備に努める。

## (3) 橋梁等の耐震点検と対策工事

ア ストック総点検及び定期点検に基づき、健全性の診断並びに耐震性の評価を 行い、長寿命化計画を策定した上で、所要の対策を計画的に実施する。

イ 耐震補強等が必要な橋梁については、平成24年2月16日、国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)の改訂について」に基づく耐震性能の確保を目的に、下部工の補強、支障の取替、沓座の拡幅、落橋防止装置の設置などを行い、必要に応じて架け替え等を実施していく。

ウ 道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。

### (4) トンネルの整備

道路機能を確保するため、トンネル等の定期点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施すること、また応急対策を講じ早急の橋梁の保全を図る。

## 第3 水道施設

1 現況

水道施設は取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は 比較的高いのに対し、管路は災害に対し脆弱である。主要水道施設は、取水口、浄水 施設、配水施設等で、給水人口は53,249人(令和5年3月末現在)である。

### 2 対策

- (1)施設(取水、導水、浄水、送水、配水)の防災の強化
  - ア 地震災害に対する安全性を向上させるため、水道施設の建設に際しては安全 度の高い位置を選定する。
  - イ 各施設の設計にあたっては、災害に対し十分安全な構造とする。
  - ウ 各施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに耐震・耐火整備補強を行い二次災害の防止に努める。
  - エ 配水施設については、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等により、 石綿セメント管及び経年管の取替を進め、管路の耐震性強化を図るとともに、 基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック(緊急遮断 弁の設置)による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。
- (2) 応急給水体制と資器材の整備
  - ア 地震により被害を受けた場合、住民が必要とする最小限の飲料水を確保する ため応急給水の実施体制を整備する。
  - イ 災害時に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めると ともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する、
  - ウ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努 める。
- (3) 災害時の協力体制の確立
  - ア 市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋 田県支部が定める水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱に基づき応援を要請 する。
  - イ 水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱によっても処理できない場合は、県 に応援を要請する。

# 第4 下水道施設

#### 1 現況

本市の下水道は、し尿や生活排水等の汚水を処理することにより生活環境の改善、 公衆衛生の向上、河川等の公共水域の水質保全などを目的とし、市民の快適で衛生的 な生活環境を保持するために、最も重要な施設である。

下水道施設おける、処理場、ポンプ場及び管渠は、その多くの施設が、東日本大震 災以前の設計・建設で、経年劣化による機能低下も懸念される現状にあり、早期に震 災等への対処能力の強化及び長寿命化を図り、不断の機能確保に備えなければならな い。

#### 2 対策

処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い不良部分については清掃、補修、及び改良

に努め、災害等による機能のマヒを最小限にとどめる。

#### (1)管渠

定期的に巡視・点検を実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとと もに、老朽管の改築等を行う。

- ア 地質が軟弱または不均等な地盤に布設された下水道管渠を重点的に老朽化が 著しいものを更新又は補修を行い、強度及び耐久性の向上を図る。
- イ 新たに下水道管を敷設する場合は、地盤条件を総合的見地から検討し計画する。特に軟弱地盤などの場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性継手等を使用するなど地盤変動に対する耐久力の向上を図る。
- ウ 設計にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説2014年版」(社団法人 日本下水道協会)に基づいて行う。
- 工 開削工法により管渠敷設工事を実施する場合で、地盤の地質調査等により管路周辺の地盤又は埋戻し土に液状化が生ずるおそれがある場合は、「下水道施設の耐震対策指針と解説2014年版」(社団法人日本下水道協会)及び下水道地震対策技術検討委員会の報告書に留意し、マンホール周辺を含め、地盤の特性、施工条件等現地特性、管材、工期を勘案して、原則として以下のいずれかの対策を行い、液状化対策の推進を図る。
  - ・埋戻し土の締固め
  - ・砕石による埋め戻し
  - ・埋戻し土の固化

### (2) ポンプ場、処理場

機械設備、電気設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全を図るとと もに延命化を含めた改築・更新を行う。

ア 処理場及びポンプ場と下水管渠の連結箇所は、破損しやすいため、老朽化し た箇所は速やかに補強する。

イ 設計にあたっては、「下水道施設の地震対策指針」(社団法人日本下水道協会編)等に基づいて行う。

# 第5 農業集落排水処理施設

#### 1 現況

本市の農業集落排水処理施設は、農村部におけるし尿や生活排水等の汚水を処理することにより、生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全などにおいて市民の日常生活に欠くことのできない施設であり快適で衛生的な環境を創造するためには必要不可欠な施設である。

#### 2 対策

#### (1)管渠

市は、終末処理場、管渠等の主要構造物を、地震、風水害等の災害に耐えられる 構造にするとともに、管渠の点検を行い、不良部分については清掃、補修及び改良 に努め、災害等による機能のマヒを最小限にとどめる。

ア 地質が軟弱または不均一な場所に埋設されている管渠等を重点に、強度及び 耐久性の向上を図る。 イ 新たに布設される管渠にあっては、地盤条件を十分検討したうえで基礎等を 設け強度の向上を図り、また、軟弱地盤などの場合は管渠の接合部等に可撓性 継手等を使用するなどの地盤変動に対する耐久力の向上を図る。

### (2) 処理場

市は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

## 第6 電力施設

#### 1 現況

当市で消費する電力のほとんどは県内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため関係機関では電力施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

#### 2 対策

(1) 設備の耐震性の強化

ア 過去に発生した地震被害の事態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。

イ 地震による不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地域にある設備の基礎 を補強する。

ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地域を避ける。

(2) 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

(3) 災害復旧体制の確立

ア 非常体制の発令と復旧要員を確保する。

イ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4)情報連絡体制の確立

ア 気象台との連携を図り、地震発生に関する情報についての連携を密にし、的 確な情報の収集及び伝達に努める。

イ 自家用、特高需要家との連絡協調体制を確立し、保安上の注意喚起を行う。

ウ テレビ、ラジオ、新聞等の各種広報媒体を活用し、電気保安上の注意点についてのPR活動を実施する。

(5) 防災訓練の実施

ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別にまたは総合的に実施する。 イ 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

### 第7 鉄道施設

1 現況

地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係職員の出動、応急復旧のための体制の整備に努めている。

#### 2 対策

(1) 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

### (2) 列車の防護

ア 震度4以上と認められる地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、 列車の安全を確保する。

イ 乗務員に対する情報の伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。

(3) 防災訓練及び機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

### 第8 社会福祉施設等

## 1 社会福祉施設

## (1) 現況

市内には、高齢者、障がい者等地震発生時に自力避難が困難な人達が入所または通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

## (2) 対策

- ア 施設の管理者は施設内外全体を把握し、発災時の危険性が高い施設について 耐震性を考慮した改築又は必要な耐震補強を図る。
- イ 地震発生に際しては、入所者等へ早期周知を図ることが、被害の拡大を防止 するため有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者への周知を図れ るよう平素から訓練を実施する。
- ウ 施設の管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と 具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画 に基づいて定期的に避難誘導訓練を実施する。
- エ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、地震による火災等の 危険性の排除に努める。
- オ 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、地震が発生した場合、応援が得られるよう平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- カ 災害で被害を受けた入所者及び在宅要配慮者を受入可能な社会福祉施設のネットワークを構築し、移送体制の確立を図る。
- キ 災害で援助を必要とする在宅対象者の緊急一時避難を想定した受入訓練を実施する。

### 2 病院等

#### (1) 現況

市内には、市、厚生連、医療法人等の医療施設があり、傷病者の収容及び治療等を行っている。

### (2) 対策

ア 医療施設の自主点検の実施

地震による災害に備え、管理者が定期的に自主点検を実施するとともに、施設の補修・補強を実施する。

#### イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、 新生児、高齢者など自力で避難することが困難な患者についての避難救助体制 を確立する。特に、休日・夜間についての避難救助体制についての確立を図るとともに消防機関への早期通報体制の確立を図る。

# ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス・放射性同位元素等の危険物については、地震等の災害発生 時における安全管理対策を講ずる。

# エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

## 第12節 農業災害予防計画

(農林部、県仙北地域振興局農林部、土地改良区)

### 第1 計画の方針

地震による農業被害を予防し、または拡大を防止するために、農地の適切な日常管理の実施や、既設の農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設にあたっては耐震性の向上を図る。

## 第2 農地及び農業用施設等

#### 1 現況

農村部における労働人口の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となり、施設等が老朽化しているものがある。

### 2 対策

- ア 地震によって決壊または転倒が想定される老朽化した頭首工、樋門、揚排水機場、水路等は、県営または団体営事業で、補強、改修を実施する。
- イ 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害がでた場合は、水不足によって農作物に大きな影響がでる。このため、亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止、軽減を図る。
- ウ ビニールハウス栽培が行われている集落地域に対し、地震による被害防止について関係機関を通じて指導を行うように努める。

## 第13節 避難計画

(総務部、企画部、市民部、健康福祉部、消防本部)

## 第1 計画の方針

地震が発生した場合において、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難 誘導体制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。また、平常時から安全な避難 場所、災害危険箇所等の所在等を住民に周知徹底させるとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難情報等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

特に、要配慮者に対する避難誘導並びに避難所における入所・支援時の家族、介護者及び福祉・医療機関との緊密な連携体制の整備に努める。(第2編第3章第19節 避難行動要支援者の安全確保に関する計画 P69参照)

## 第2 避難場所、避難路、避難誘導等

#### 1 現況

避難場所等については、本市の地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。 特に土石流、急傾斜地等の土砂災害に対しては、各危険箇所ごとに警戒、避難及び 伝達体制の整備に努めている。

### 2 対策

市は、避難場所及び避難所をあらかじめ指定しておくものとし、その際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

避難所の耐震不燃化等については、市の地域防災計画に具体的に定めるとともに、 各整備事業制度を利用し、効率的な事業実施に努め、防災構造化を図るものとする。

## (1)避難場所等の選定

# ア 避難場所

地震発生後の避難場所として、公園、緑地、広場その他の公共空地を指定する。ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても避難場所として指定・開設することができるものとする。

避難場所等は、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に 配慮するとともに、次の点を考慮して指定するものとする。

- (ア)避難場所は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、 地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するため に必要な規模及び構造を有するものとする。特に大火災に対しては、で きるだけ木造家屋密集地から300m以上離れた場所とする。
- (イ)避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を避難者1人あたりに必要な面積で除して算定するものとし、避難者1人あたりに必要な面積は2m<sup>2</sup>以上とする。
- (ウ) 地区の割当ては、原則として行政区単位とする。
- (エ)避難場所における安全な滞在を確保するため、防災上有効な植栽、池 等を整備するとともに、必要に応じ、給散水施設、飲料水、食料等の備

蓄施設等を設けるものとする。

(オ)地域住民の集結場所として機能するとともに消防救護活動等の防災活動の拠点となる空地を必要に応じ、配置するものとする。

#### イ 避難所

避難所は、避難が長期化することも想定して、学校施設、公民館等を指定するが、さらに旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

### (2) 避難経路の選定

避難経路は指定せず、次の点に注意し、安全な避難経路を避難者各自が任意に選 ぶ避難方法とする。ただし、避難誘導が行われる場合は、これに従うものとする。

ア 主要道路、鉄道、河川等を横断しない。

イ 高圧ガスや危険物施設のある路は避け、高層建築物からの落下物、ブロック 塀等の倒壊に留意する。

### (3) 避難施設周辺の耐震不燃化

市街地大火の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある避難場所については、その周辺建築物の耐震不燃化を図るものとする。

### (4) 避難場所等の周知徹底

ア 避難場所に標識を設置する。

イ 市の広報紙、各種会合等の機会を通じて周知を図る。

ウ 訓練等を通じ、現場を認識させる。

### (5) 避難所等の設備の整備等

市は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

### (6) 避難所等の備蓄物資

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、 携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティ ション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染 症 を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の 調達 にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

# (7) 避難伝達体制

ア 避難伝達責任者を指名するとともに、自主防災組織、自治会等の組織を活用して伝達系統を整備する。

イ 伝達の手段、伝達のための資機材を整備する。

#### (8) 避難所開設運営マニュアルの作成

避難誘導や避難経路等を示した「避難所運営マニュアル」を作成して速やかな避難所の設置や避難者の安全性の確保に努める。

## 第14節 医療計画

(健康福祉部、消防本部、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲 仙北支部、秋田県柔道整復師会大仙支部、病院、県仙北地域振興局福祉環境部)

### 第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするために、平常時から大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県柔道整復師会大仙支部、県仙北地域振興局福祉環境部等と協力し、医療救護班の派遣や救護所設置等の初期医療体制を整えるとともに、支援する医療機関等との協力体制を確立する。また、災害の規模が広域にわたり、医師、医薬品、資材等が不足する事態に対処するため、県が進めている秋田県災害・救急医療情報システムの活用を図る。

### 第2 応急医療体制の整備

- 1 初期医療体制の整備
- (1) 現況

大規模災害の発生等によって、医師等が不足し、または医薬品、医療資器材等が 不足した場合には、県が整備を進めている広域的医療体制により支援を受ける。

### (2) 対策

ア 医療救護体制の整備

市では、大規模災害時における迅速な医療救護を行うため、通信体制・情報収集体制の整備に努めるとともに、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県柔道整復師会大仙支部、県仙北地域振興局福祉環境部等と協議して、医療救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等の救急医療体制の整備に努める。

### イ 救護所の設置

救護所開設のための体制を整える。

(ア) 設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、救護所にあてるべき建物、移動救護 所の設置予定地の把握に努めるとともに、住民への周知を図る。

(イ) 設置場所の点検・整備

災害時に救護所が速やかに設置されるよう、平常時から設置場所の整備・点検等に努める。

(ウ) 臨時・移動救護所用設備

簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資器材等は、秋田県 災害医療計画に基づき災害拠点病院から調達し、そのための連絡体制を 整備する。

ウ トリアージ実施体制の整備

大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会及び大曲仙北広域消防本部は、初期医療措置の迅速化を図るため、負傷程度により治療の優先度を判定するトリアージの実施体制を整備する。

エ 情報収集体制の整備

人的被害の規模、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

### 2 後方医療体制の整備

(1) 応援医療体制の整備

市は、災害時における被災地域内の医療救護にあたる災害医療機関との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送についての体制整備に努める。

### (2) 災害医療機関の役割

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターである秋田大学医学部付属病院は、重症患者に対する 救命救急医療の提供、患者の収容に努めるものとし、災害規模によっては、災 害医療対策本部の要請に基づき、複数の医療救護班の派遣を行う。

### イ 災害拠点病院

市町村での対応を超える広域的な災害に対処するため、救命救急医療の提供、 備蓄医薬品及び医療機材の後方供給等災害医療救護の中核的な役割を担う。

- (ア) 災害支援病院や災害先遣病院への重症患者転送の指示を搬送機関に対して行う。
- (イ) 搬送される重症患者に対する救命救急医療の提供と患者収容を行う。
- (ウ) 災害時に必要とする応急医療薬品、輸血用血液製剤、衛生材料等を常 時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- (エ) 災害協力医療機関への患者収容等に関する協力要請を行う。
- (オ) 地域災害医療対策本部と密接な連携をとりながら、災害医療情報の収集・提供を行う。
- (カ) 通信手段の確保を図り、災害・救急医療情報システムの中で、地域災害医療対策本部等と各種災害・医療情報の共有を図る。

## ウ 災害先遣病院と災害支援病院

- (ア) 災害先遣病院である秋田赤十字病院及び秋田県立循環器・脳脊髄センターは、大規模災害発生時に即時に被災地に先遣救護班を派遣して被災地での初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を災害医療対策本部に提供することとしている。また、秋田県立循環器・脳脊髄センターは、脳血管系疾患等の重症患者に対する救命救急医療の提供、患者の収容に努める。
- (イ) 災害支援病院である秋田赤十字病院救命救急センター及び秋田県成人病医療センターは、外傷及び心疾患の重症患者への救命救急医療の提供、患者の収容に努める。

#### 工 災害協力医療機関

- (ア) 災害拠点病院等以外の既存の病院・診療所は、災害協力医療機関として被災地域内の医療救護に当たる。
- (イ) 災害・救急医療情報システムに医療情報等の提供を行うとともに、各種医療情報の活用を図る。

### (3) 負傷者の搬送体制の整備

ア 陸上の搬送

消防機関は、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

## イ 緊急時の搬送

市は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、ドクターヘリ、

県の消防防災へリコプターや自衛隊へリコプター等を活用した緊急搬送に備え、臨時へリポート予定地の調査を行う。

- (4) 医療関係者に対する訓練等の実施
  - ア 病院防災マニュアルの作成 病院は、病院防災マニュアルを作成するよう努める。
  - イ 防災訓練の実施

病院防災マニュアルの職員への徹底を図るため、病院は、年2回以上の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。また、地域の防災関係機関や地域住民との共同による防災訓練の実施に努める。

3 仙北地域保健医療福祉協議会救急災害医療検討部会

県が設置する仙北地域保健医療福祉協議会教急災害医療検討部会(災害拠点病院、 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防機関、警察、郡内市町及び㈱バイタ ルネットの代表で構成(事務局 仙北地域振興局福祉環境部))において、地域におけ る災害医療対策の強化を図るとともに、平時から教急医療機関と教急搬送機関との連 携強化を促進する。

#### 4 市の役割

市は、関係機関と協議のうえ、次に掲げる体制整備等に努める。

- ア 救護所への患者搬送体制、情報連絡体制の確保、救護所への医療救護スタッフの搬送、医薬品、医療器材、水、非常用電源の供給等について具体的な行動マニュアルを策定するよう努める。
- イ 災害協力医療機関に必要な医薬品・医療機材の備蓄及び水・非常用電源の確保等に関する支援体制を構築するよう努める。
- ウ 救護所等の配置状況や搬送体制等の市町村防災情報を災害・救急医療情報システムに提供する。
- エ 医療機関、消防機関との協力により住民に対する救急蘇生法、止血法、骨折 の手当法等の周知に努める。
- オ 日本赤十字社秋田県支部等の災害時医療ボランティア受入れ団体と協力し、 医療ボランティア登録制度の普及を図るとともに、医療分野の専門技能・技術 を有するボランティアの確保・受入れに努める。また、ボランティアの受入れ に当たっては、受付担当課、活動時の宿泊施設、使用する資機材の入手・方法、 ボランティアの連絡調整方法等をあらかじめ定める。
- カ 避難所の配置と併せて救護所の適切な配置計画を策定する。
- キ ドクターヘリのヘリポート等の協力に関することについて消防本部と連携を 保持する。

## 第15節 積雪期の地震災害予防計画

(各機関)

## 第1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比し、より大きな被害を及ぼすことが予想される。このため市、防災関係機関は総合的な雪対策を推進するとともに、市民に積雪期の避難等の知識の普及を図り、もって積雪期の地震被害の軽減を図る。

## 第2 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立に努める。

## 第3 道路交通の確保

- 1 地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。
- (1) 除雪体制の強化
  - ア 一般国道・県道・市道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を強化 するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
  - イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や降雪の状況等自然条件 に適合した除雪機械の増強を促進する。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進
  - ア 冬期間の交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパス等の 整備を促進する。
  - イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施 設の整備を促進する。
- (3) 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### 2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的まひにより、豪雪山間地では孤立する集落が多数発生することが予想される。これら孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送を確保するため、孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

### 第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

屋根雪加重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能

な要援護世帯に対しては、地域ボランティア等を育成し、地域の助け合いによる相互 扶助体制の確立を図る。

## 2 積雪期の避難場所・避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、集落の日常生活道路の除雪を計画的に 実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の整備を促進し、避難場所・避難路の確保に 努める。

## 第5 積雪期における避難等に関する知識普及

積雪期における避難は、積雪による避難路の障害や、空地に除雪した雪が堆積されるなど、避難活動に支障が生ずることから、積雪期の避難の特殊性を市民に周知するよう努めるものとする。

## 第16節 文化財災害予防計画

(観光文化スポーツ部)

## 第1 計画の方針

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な財産である。地震災害にあたって文化財は、地震活動による倒壊、破損や火災の発生等の問題がある。そこで、これらの文化財を地震災害から保護し、後世に伝えるために防災管理体制を確立する。

#### 第2 文化財

#### 1 現況

市内の指定文化財は240件有り、このうち有形文化財及び記念物が207件で全体の86%を占めている。これらの文化財は収蔵施設も含めて災害に対して極めて弱く、特に、防火・耐震対策が最も重要な課題となっている。なお、文化財の指定状況は、次のとおりである。

### 文化財の指定状況

(令和3年9月末現在)

指			有	形 文 化	2 財		
定				美術コ	C 芸品		
区	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	歴史資料
分							
国	16	1	0	1	0	0	0
県	2	2	6	11	0	8	2
市	7	27	11	16	4	11	27
計	25	30	17	28	4	19	29

指	無形	/文化財	民俗又	文化財		記念	物	
定								全体計
区	芸能	工芸技術	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
分								
国	0	0	1	1	1	1	0	22
県	0	0	0	3	4	0	4	42
市	0	1	14	13	10	1	34	176
計	0	1	15	17	15	2	38	240

(国:国指定及び国登録)

#### 2 対策

### (1) 有形文化財管理者に対する指導の徹底

ア 防災責任者は防火診断を受けるとともに、自主的に点検を実施して、地震発生時における火災の発生予防に努める。

イ 所有者及び関係機関は、文化庁が作成した文化財の防火・防犯対策チェック リスト(以下チェックリスト)に基づく日常点検を行う。

- ウ 消火、警報施設等の整備に努める。
- エ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識や技術を有する者をあてるとともに、搬出場所等をあらかじめ定めておく。
- オ 各指定文化財の搬出には、地震災害の種別、規模等を想定して個別に対策を立てる。
- (2) 保存施設等の整備
  - ア 被害防止のため耐火・耐震構造施設等の設置を推進する。
  - イ 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

## 第3 史跡、名勝及び天然記念物

1 現況

史跡等は、その性質に応じて災害による被害の様相も異なるので、これらの管理者 はその性質に応じて対策が必要である。

## 2 対策

- (1) 震災により、土地及び定着物が損傷するおそれがある場合は、当該土地等の環境 及び安全対策上の整備を実施し、地震災害の予防に努める。
- (2) 警報、防火、避雷、消火施設等を整備する。
- (3) 管理責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施する。
- (4) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、 地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

## 第4 保全措置

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。また、搬出可能な文化財についてはその性質や保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあたっての保全に努めるものとする。

## 第5 被災古文書等(古文書等の歴史資料)の保全

災害により多くの古文書等が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全及び取り扱い等について周知を図る。

#### 【被災古文書等に対する注意事項】

- 1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- 2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- 3 雨や水に濡れた場合

被災史料が少量の場合は、吸水紙 (新聞紙や障子紙、キッチンペーパー等でよい)を数ページおきに挟み、 陰干しすること。すぐに対応できないものについては、吸水紙を挟んだ上、真空パック等に入れて外気を遮 断し、カビの発生や進行を防ぐようにする。いずれも吸水紙は、湿ったら取り替えること。

被災史料が大量にある場合は、真空凍結乾燥により水分を取り除く方法が有効なため、関係機関に連絡すること。

- (1) 無理な水洗いをしないこと。
- (2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- 4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

## 第17節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

(各部局、消防本部)

#### 第1 計画の方針

地震防災対策特別措置法(以下「特措法」という。)が平成7年7月に施行されたことに伴い、秋田県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成8年度を初年度とした県、市町村及び関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し各種施設の整備を図ってきた。これに引き続く、第2次、第3次、第4次、第5次五箇年計画が策定されたことから、市はこれに則り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図るものとする。

## 第2 五箇年計画の概要

#### 1 五箇年計画の対象地区

過去の被害地震の分布状況及び活断層の分布状況など、本県の地震災害環境を勘案 し、特措法第2条第1項に規定する地区は本市を含む県全域となっている。

#### 2 五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要が生じた ときは、県は国その他の関係機関と調整し、特措法第2条第4項の規定による五箇年 計画の変更を行うことになっている。

## 第3 五箇年計画の対象施設等

第5次五箇年計画に定める平成28年度から平成32年度までの期間において地震防災 上緊急に整備すべき施設等は、特措法第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

## 1 飲料水施設・電源施設等

## (1) 浄水型水泳プール

大規模地震が発生した場合において、水道管の破損による飲料水の確保が困難になることが懸念されることから、災害時に飲料水として利用できる浄水型水泳プールを市内小・中学校プールの改築又は新築の際、整備することとする。

#### (2)配水池

簡易水道は配水池が無く井戸からくみ上げて、すぐにポンプで配水しているタイプが多く、大規模地震が発生した場合、ポンプにダメージがあると完全断水状態となるため、一時的な飲用水として活用することが可能となる配水池を設置する。

### (1) 年次計画

施設分類	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	合計
浄水型水泳プール			1面			1面
簡易水道施設配水池	1 箇所					1箇所
簡易水道施設配水池	1 箇所					1箇所

# (2) 個別計画

事業名	事業量	概算事業費	実施予定年度	所管省庁
		(百万円)		
大曲中学校プ	1面	334	H30	文部科学省
ール改築事業				
仙北中央地区	配水池	158	H28	厚生労働省
簡易水道事業	1 箇所			
協和中央地区	配水池	129	H28	厚生労働省
簡易水道事業	1 箇所			

## 第18節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画

(総務部、健康福祉部、教育委員会、各機関)

## 第1 計画の方針

地震発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の 拠点となる施設・設備については、耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要 な改修、補強等を計画的に推進するとともに、地域の実情に応じた新たな防災拠点の施 設・設備の整備を推進する。

## 第2 地域防災拠点施設等の整備

1 指定防災拠点

秋田県地域防災計画に防災拠点として指定されている市役所庁舎(本庁・支所・各付帯施設含む。)は、災害応急復旧対策を講ずるための市の現場活動拠点となることから、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、災害時の情報の収集・提供のための通信・広報機能等設備施設等の積極的な整備及び大規模停電を想定し太陽光発電等を含めた非常電源の確保に努めるものとする。

### 2 指定防災拠点以外の防災上重要な施設

指定防災拠点以外の防災上重要な施設についても地震防災上の施設等の整備に努めるよう指導、要請するとともに、地域の地震災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について、積極的に取り組むものとする。

指定防災拠点以外の防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市支所、消防団、自主防災組織及び災害ボランティアの活動拠点となる施設・ 設備等
- (2) 指定避難場所、避難所または救護所施設
- (3) 医療機関、福祉施設、消防ポンプ置き場、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設
- (4) 市内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設
- (5) 給食施設

#### 3 備蓄倉庫の整備

市は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、市がその果たすべき役割に応じて分担備蓄する物資等の保管のため、備蓄倉庫及び広域的な備蓄拠点の整備について、計画的な推進を図るものとする。この場合において、市は、被災者の避難生活をも考慮し、避難場所等に指定されている学校、公民館等の避難収容施設のスペースの活用について配慮するものとする。

4 地域防災拠点等への燃料確保対策

市は、地域防災拠点等における燃料等ついて、秋田県石油商業協同組合大曲・仙北支部及び一般社団法人秋田県LPガス協会大曲仙北支部との協定に基づき確保すると共に、各種燃料等に係る情報について収集し、市民等に提供するものとする。

## 第19節 避難行動要支援者等の安全確保に関する計画

(総務部、健康福祉部、病院、社会福祉施設)

#### 第1 計画の方針

避難行動要支援者の安全を確保するため、市は、民生委員、自治会、自主防災組織等の協力のもとに、平常時における地域の避難行動要支援者の実態把握と災害時における情報の収集伝達及び避難誘導など援助体制の確立に努めるものとする。また、市及び市が避難行動要支援者を収容させる社会福祉施設等の管理者等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を講ずるとともに、災害時における社会福祉施設緊急ネットワークを活用した災害時の安全確保に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)を整備し、避難行動要支援者の 避難支援を的確に行う。

## 第2 避難行動要支援者の実態把握

災害発生時における避難行動要支援者の救出、救助、避難等を円滑に行うため民生委員、自治会、自主防災組織等を通じて地域の避難行動要支援者の実態を把握するとともに、家族・介護者及び福祉・医療機関との連携のもと災害時における支援体制の整備を推進する。

把握した内容については、個人情報として扱い、漏洩やDV、ストーカー、虐待等の被害を引き起こすことがないよう十分配慮した上で、避難行動要支援者情報の共有に努める。

#### 1 避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、在宅で災害時に家族等の支援が得られない避難行動要支援者の把握に当たっては、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項の規定に基づき県及び市が保有する情報を活用するものとし、その者の範囲は次の要件の者とする。

- (1) 75歳以上のみの世帯
- (2) 要介護3以上の要介護認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者 (障害の種類は視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由に限る。)であって、その等級が1級又は2級に該当するもの
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級又は 2級に該当するもの
- (5)療養手帳Aの交付を受けている者
- (6) 特定医療費(指定難病) 受給者証の交付を受けている者
- (7) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者
- (8) その他自ら支援を求めた者

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、市で作成している「災害時要援護者名簿」を災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として避難支援、安否確認等に活用するものとし、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7)避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## 3 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、災害の発生に備え、本人の同意を得た名簿情報を大曲仙北広域市町村圏組合消防本部及び消防署、大仙警察署、民生委員、大仙市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、指定福祉避難所の施設管理者(以下「避難支援関係者」という。)に提供するものとする。名簿の提供にあっては、名簿の提供を受けた避難支援関係者に対し、個人情報の守秘に関する誓約書への署名を義務付け、名簿の取り扱い者の限定、必要以上の複製の禁止、保管方法の指定、取り扱い報告、使用後の名簿の返却の措置をとるものとする。

また、災害時には、避難支援実施者自身と家族の安全を確保した上で、避難支援活動を行うものとする。

### 4 個別避難計画の作成

市は、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者のうち同意のあったものについて、避難支援関係者の支援を得て個別避難計画を作成する。 その際は、積雪や凍結等の地域特有の課題に留意し、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3)性別
- (4)住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7)避難支援実施者(避難支援関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。)の氏名又は名称、住所又は 居所及び電話番号その他の連絡先
- (8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (9) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### 5 個別避難計画情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、災害の発生に備え、本人の同意を得た個別避難計画情報を避難支援関係者に提供するものとする。

情報の提供にあっては、情報の提供を受けた避難支援関係者に対し、個人情報の守秘に関する誓約書への署名を義務付け、名簿の取り扱い者の限定、必要以上の複製の禁止、保管方法の指定、取り扱い報告、使用後の個別避難計画の返却の措置をとるものとする。

## 第3 災害時における情報伝達体制の整備

要配慮者や避難支援関係者等への気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、緊急速報メール、防災行政無線、SNS、コミュニティFM等を活用する。

## 第4 避難に関する配慮

災害発生時における避難行動要支援者等の避難については安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は避難行動要支援者等の特性に応じた避難誘導、災害情報の伝達及び避難生活などにおける支援計画の具体化を図るものとする。

#### 1 避難誘導

市及び関係機関、社会福祉施設管理者等は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行うものとする。また、市は民生委員、自治会、自主防災組織等が平常時から地域の要配慮者の実態把握や情報の共有に努め緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努めるものとする。

### 2 災害情報の伝達

市長が発する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、要配慮者本人、家族及び介護者が容易に理解できる内容で伝達するものとする。特に夜間における伝達には十分な配慮が必要であり、また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

## 3 避難生活

市及び社会福祉施設管理者等は、要配慮者の避難生活の安全を確保するため、バリアフリー化など避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護及び生活必需物資の配分等については、要配慮者の特性に配慮するものとする。この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画及び給食・給水計画との関連に配慮し、平常時から介護職員、民生委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設での避難者の相互扶助の体制づくりに努めるものとする。

#### 4 福祉施設等における体制の整備

#### (1)組織体制及び緊急連絡体制の整備

社会福祉施設管理者は、市及び関係機関等と調整し、地震災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会、自主防災組織等地域住民等との協調体制の確立に努める。特に、市、警察、消防、医療機関その他の防災機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。

## (2) 防災訓練等の実施

社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者が、災害時において適切な行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

### 5 福祉避難所の設置及び連携強化

市は、要配慮者のうち一般避難所での生活が困難で特別な配慮を要する者を受け入れるための福祉避難所を設置する。また、福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うため社会福祉施設等や医療機関等と平常時から情報の共有等に努め、連携の強化を図るものとする。

## 第5 外国人、旅行者等の安全確保対策

#### 1 現況

令和5年10月31日現在、外国人登録者数は336人である。このうち、比較的短期の滞在者は、日本語に習熟していない者もいることから、災害時に、安全確保のための情報を入手できない可能性がある。また、旅行者についても地理不案内から適切な避難等ができないことが考えられる。

#### 2 対策

市及び関係機関は、国際交流の積極的な推進に伴い市内に居住または来訪する外国 人の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件 の異なる外国人及び県外からの旅行者の地震災害時の被害を最小限にとどめるための 防災環境づくりに努めるものとする。

### (1) 防災教育・広報

市は、避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、国際交流関係機関と協力して地震に関する知識、災害環境及び避難場所、避難路等の防災上の心得等について、防災教育及び広報に努める。

### (2) 地域における救援体制

市は、国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の協力のもとに、 地域ぐるみによる外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備 に努める。

## 第6 防災知識の普及

防災知識の普及は、要配慮者の特性、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

- 1 視覚機能に障がいがあるとき。
- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他効果的な方法の併用による周知
- 2 聴覚機能に障がいがあるとき。
- (1) 文字情報による周知
- (2)映像による周知(テレビ、ビデオ、パソコン等)
- (3) 手話による周知
- (4) その他効果的な方法の併用による周知
- 3 日本語理解に障がいがあるとき。
- (1) 外国語による周知

- (2) その他効果的な方法の併用による周知
- 4 地理的理解に障がいがあるとき。
- (1) 地図情報による周知
- (2) その他効果的な方法の併用による周知

## 第20節 ボランティアの受入体制の整備

(各部局)

#### 第1 基本方針

大規模な地震発生時には、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施や避難生活の支援等について、行政や防災関係機関等だけでは十分な対応ができない場合も予想される。そのため、被災者や行政機関を支援する各種ボランティアの受入体制やその活動が円滑に行われるよう環境整備を図るとともに平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓蒙や育成に努める。

## 第2 ボランティア受入態勢の整備

#### 1 体制整備

市は、大仙市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害時におけるボランティア登録制度の確立に努め、活動可能な人員を確保するとともに、ボランティア活動をコーディネートする体制の整備を推進する。また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会等との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

#### 2 登録

ボランティアの登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類・連絡先及び方法、活動可能な期間、ボランティア保険加入の有無及び所属団体等の把握により行うものとする。

#### 3 活動拠点整備

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を斡旋または提供できるよう、あらかじめ計画する。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

## 第3 教育及び相互の連携

市及び大仙市社会福祉協議会は、「大仙市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織体制を整備するとともに、ボランティア相互間の連絡等ネットワーク化の推進を図るものとする。

また、ボランティア保険制度の周知はもとより、県との連携のもと消防学校等の機能を活用して、ボランティアの災害に関する知識、消火や救急活動のための基本技能の習得など必要な研修・講習を実施し、ボランティアの実践力向上に努めるほか、講師の派遣等についても積極的な協力を行うものとする。

### 第4 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次に掲げるとおりである。

- (1) 炊き出しその他の災害救助活動の支援
- (2) 清掃及び防疫の補助及び支援
- (3) 災害支援物資、資材の集配作業
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (5) 災害救助活動等に関し、資格や技能を要する専門業務

- (6) 避難収容所における要配慮者に対する介護、看護の補助
- (7) 外国人に対する通訳等
- ※上記のうち、(1)、(5)及び(6)は主に日本赤十字社による対応を想定。

## 第21節 広域応援体制等の整備

(各部局、消防本部、NTT東日本㈱秋田支店、東北電力㈱秋田支店)

#### 第1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また、隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、近隣の市町村のみならず、広域的な相互応援体制を確立するとともに、市内関係機関とも関係業務について応援を受けられるようにしておくことが必要である。また、応急対策の実施のみならず災害による行政機能の低下や喪失についても応援を受けられるよう相互応援体制を確立するものとする。

## 第2 相互応援体制の確立

#### 1 現況

現在、地方自治体間で下記のとおり協定を締結している。

### 自治体間の協定の締結状況

#### (秋田県)

名称	締結年月日	協定市町村名
大規模災害時の北海道・東北8道県相互応	平成7年10月31日	北海道東北8道県
援に関する協定		
全国都道府県における災害時の広域応援に	平成8年7月18日	全国都道府県
関する協定		

## (大仙市)

名	东	締 結	年 月 日	協定市町村名
災害時における大仙市と座間市相	互応援に 平	区成17年7月	月4日	神奈川県座間市
関する協定				
災害時における相互援助に関する	<b>嘉定</b> 平	区成18年4月	月26日	秋田県内13市
災害時における相互援助に関する	<b>嘉定</b> 平	区成25年5月	月22日	大船渡市、奥州市、
				花巻市、北上市、遠
				野市、釜石市、横手
				市、由利本荘市、湯
				沢市
大規模災害時における秋田・岩手	黄軸連携 平	区成22年5月	月27日	潟上市、秋田市、仙
相互援助に関する協定				北市、雫石町、滝沢
				市、盛岡市、宮古市
災害時における秋田県及び市町村村	11互の応 平	区成24年1月	月20日	秋田県及び県内25
援に関する協定				市町村

#### 2 対策

### (1)協定の締結

市は、市の地域にかかわる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模

災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援 協定の締結を推進するとともに、すでに締結された協定については、より具体的、 実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

#### (2) 応援要請体制の整備

市(総務部)は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

#### (3) 応援受入体制の整備

市(総務部)は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等が効率的に応援活動できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、受援体制を整えるとともに、職員への周知徹底を図る。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくほか、被災時において支援を受けられるよう災害情報の受発信、緊急輸送道路の確保、臨時ヘリポートの準備、その他防災拠点となるべき施設、設備等、災害支援の受け入れ体制の整備に努めるものとする。

(4) 県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん(応急対策職員派遣制度の活用)

市(総務部)は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟を図るとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 公共的団体等との協力体制の確立

市(総務部)は、震災時の応急対策等について、市の区域内または所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。 このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市(総務部)は、被災市町村より応援要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

#### 第3 県内消防機関相互応援協定

#### 1 現況

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると 見込まれるときは、消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき地方公共団体の地域 を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・ 計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。 現在、以下の協定を締結している。

名 称	締結年月日	協定締結者	応 援 内 容
秋田県広域消防相互	平成29年3月27日	県内7市町6消防本部	全ての災害
応援協定			

#### 2 対策

消防機関は、災害時に広域的な応援を体制が円滑に機能するよう、平常時において情報交換手段の共通を図るとともに派遣訓練を実施するよう努めるものとする。 また、緊急消防援助隊の充実強化に資するよう努めるものとする。

## 第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

#### 1 現況

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

## 公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況一覧

名称	締結年月日	対 象 団 体
日本水道協会東北地方支部災害時	平成9年5月1日	日本水道協会東北地方支部
相互応援に関する協定		
水道施設の災害に伴う相互応援計	平成11年5月27日	日本水道協会秋田県支部事業
画要綱		者

#### 2 対策

市は、すでに締結された協定等については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図るとともに、応急対策活動を円滑に進めるため、市内外の関係団体との新たな協定の締結も視野に入れて応援体制を構築するよう努める。

また、電気、電話等のライフライン関係事業者は、大規模地震災害発生時において 迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位または広域的な支援態勢の 充実を図るとともに、県の範囲を超える支援態勢について必要な応援協定等の締結に 努めるものとする。

3 民間の事業所及びその他団体との応援協定総括状況については第4編(資料編10 -7 災害時応援協定一覧)による。

## 第22節 災害時の生活関連物資等の確保に関する計画

(総務部、企画部、上下水道局、教育委員会、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、 秋田県薬剤師会大曲仙北支部)

#### 第1 計画の方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食糧、その他生活必需品等の整備を進めるとともに生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設の整備を進める。また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

#### 1 基本的な考え方

災害時には、食糧等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食糧等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

#### (1) 公的備蓄

市は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するよう努める。

### (2)流通備蓄

流通業者や卸売業者からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上、流通備蓄が望ましい物資等については、業者との協定を締結するなどその調達体制の充実に努める。

#### (3) 自主備蓄

市は、市民に対し家庭内備蓄と、事業所等による備蓄協力について指導を進める。ア 市民の家庭内備蓄

食糧、生活必需品、飲料水について3日分相当の家庭内備蓄を励行するもの とし、広報等を利用しその普及に努める。

イ 事業所等の食糧・生活必需品、飲料水等の備蓄

災害発生時に備え、市内の事業所等における食糧・生活必需品、飲料水等の 備蓄について協力を要請する。

#### 第2 現況

令和5年3月末の緊急救援物資の備蓄状況は、次のとおりとなっている。 防災備蓄品一覧表

品目	単 位	数量
主食 (健常者用)	食	12, 431
主食(要配慮者用)	食	2, 643
飲料水 (20)	本	1, 102
飲料水 (500ml)	本	20, 554
粉ミルク	食	400
液体ミルク	本	240
ほ乳瓶	本	10
使い捨てほ乳瓶	本	292

品目	単位	数量
毛布(真空パック)	枚	2, 702
石油ストーブ	台	34
トイレ袋	枚	10, 980
トイレットペーパー	巻	2,600
紙おむつ(大人用)	枚	2, 345
紙おむつ(子供用)	枚	3, 480
生理用品	枚	4, 176
自家発電機	台	69
投光器	台	28
コードリール	台	32
燃料携行缶	台	23
タオル	枚	4, 225
飲料水袋	個	1, 241
医薬品セット	個	12

## 第3 備蓄品の整備目標

秋田県地域防災計画における県及び市町村の公的備蓄の分担に基づき、当面の目標数量として1,320人分の備蓄を見込む。

### 1 水道

水道事業者の支援体制による供給計画が確立されていることから、被災地域への飲料水搬送を基本として市は給水に必要なビニール袋の整備を行うものとする。市水道局においては、水道資機材の整備及び確保と飲料水の運搬に必要な給水タンク及び運搬車両の整備及び確保に努めるものとする。

市民は、非常時に備えて飲料水(3日分)の確保に努めるものとする。

#### 2 食糧

発災直後に必要な物資の確保を目標とし、次のような品目を対象に、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

米穀、副食及び還元用飲料水

市民は、非常時に備えて非常用食糧(3日分)の確保に努めるものとする。

#### 3 医薬品

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害 医療計画に基づき医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備するものとする。市に おいては、避難所または救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備 を行うものとする。

#### 4 生活必需品

発災後必要な物資の確保を目標とし、次のような品目を対象とする。

- ① 毛布、タオル
- ② トイレットペーパー、生理用品、おむつ等
- ③ 発電機

- ④ 暖房器具
- ⑤ 給水タンク
- ⑥ 光熱材料
- ⑦ 簡易トイレ

## 第4 備蓄倉庫の充実

1 備蓄倉庫

現在、小学校の余裕教室を備蓄倉庫として、食糧等の備蓄を図っているが、今後も小・中学校の余裕教室等を活用し、生活必需品、防災資機材の備蓄など計画的な推進を図るものとする。

## 2 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所以外に、各公共施設での分散備蓄を行う。

### 第5 緊急調達体制の整備

1 調達体制の整備

市は、平常時から災害発生に際して供給を行うのに必要な生活関連物資の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境整備と体制づくりを行う。

- (1)調達の方法は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 備蓄による調達

発災当日は、食糧等の調達が困難なため、既存備蓄庫の備蓄物品を供給する。

- イ 民間業者からの調達 必要とする物資について、民間業者に協力を要請し、調達する。
- ウ 県からの調達

災害状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援 要請し、調達する。

- エ 日本赤十字社秋田県支部からの調達 日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。
- オ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

- (2)調達を行う際は、必要な物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。
- (3)調達を行う責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

#### 2 物資の受入体制の整備

調達した食料・生活必需品の集積地として、大仙市大曲体育館、大仙市立大曲武道館、大曲トラックステーション、協定締結業者が提供する保管場所並びに交通及び連絡に便利な公共施設等を指定する。また、避難者への速やかな支給が必要とされる物資については、直接、避難場所で受け入れるものとし、マニュアル等によりこのための体制を整備する。さらに、災害時における物資の受入・支給に関して、市民、市職員及びボランティアが協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。

## 3 県との連携

市は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため、平常時から、県 と災害発生に備えた情報交換を行う。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市は、物資調達状況等の情報交換を行うため、責任者及び担当者を指定し、県に報告する。
- (2) 市は、平常時から実施している調達状況(物資の品目、数量・集積場所等)や調 達体制を県に報告し、県は、応援要請時の対応を検討する。
- (3) 上記の内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

## 4 応援協力体制

他市町村や民間業者等との間で応援協定を締結することにより、救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

現在、以下の協定を締結している。

名 称	締結年月日	協定締結者	応 援 内 容
災害時における大仙	平成17年7月4日	神奈川県座間市	物資・資機材供給、
市と座間市相互応援			職員派遣、収容施設
に関する協定			提供ほか
災害時における相互		秋田県内13市	物資・資機材供給、
援助に関する協定	平成18年4月26日		職員派遣、収容施設
			提供ほか
災害時における相互		大船渡市、奥州市、	物資・資機材供給、
援助に関する協定		花巻市、北上市、遠	職員派遣、収容施設
	平成25年5月20日	野市、釜石市、横手	提供ほか
		市、由利本荘市、湯	
		沢市	
大規模災害時におけ		潟上市、秋田市、大	物資・資機材供給、
る秋田・岩手横軸連	平成22年5月27日	仙市、仙北市、雫石	職員派遣、収容施設
携相互援助に関する		町、滝沢市、盛岡市、	提供ほか
協定		宮古市	

## 第23節 緊急輸送の環境整備

(建設部、総務部、日本通運㈱横手支店、関係機関)

## 第1 計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、 輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。また、道路の 新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の被害想定調査結果を反映する等、 必要に応じて適宜見直しを行う。

## 第2 陸上輸送の環境整備

1 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、秋田県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」により、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう下記のとおり3つに区分されている。

- (1) 第1次緊急輸送路線
  - ① 高速国道
  - ② 指定区間国道
  - ③ 秋田県庁を中心として第1次防災拠点まで連絡する道路
- (2) 第2次緊急輸送路線

秋田県庁を中心として第2次防災拠点まで連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送路線

秋田県庁を中心として第3次防災拠点まで連絡する道路

緊急輸送路一覧は、資料編6-2 秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画による 緊急輸送路を参照のこと

## 2 緊急輸送道路の整備

市、県等の道路管理者は、平常時から道路の安全性を十分に監視・点検するととも に、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### 3 緊急輸送道路の周知

災害時に緊急輸送道路の機能が十分に発揮されるよう、平常時から住民への周知を 図る。

#### 4 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入、一時保管及び市内各地域への配付を効果的に行うため、 集積場所及び輸送拠点を指定する。

## 5 緊急輸送自動車の確保

市は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

(1) 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう常時点検整備に努める。

(2) 民間業者からの車両の確保

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進し、体制の整備に努める。

(3) 緊急通行車両の事前届出

防災活動に従事するもので、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出書を保管し、災害時に備える。

#### ア 事前届出の対象車両

- (ア) 災害時において、災害基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両。
- (イ)指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、もしくは指定公共機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

#### イ 事前届出に関する手続

(ア) 申請者

緊急通行に係わる業務の実施について、責任を有する者(代行者を含む。)

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠位置を管轄する県公安委員会(警察署経由)

(ウ) 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類 (輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等)及 び緊急通行車両等事前届出書2通

#### (エ) 届出済書の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、 緊急通行車両等事前届出済書を申請者に交付する。

6 支援物資の輸送・供給体制の構築

市は支援物資の集積所及び輸送拠点における支援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行うとともに、その管理等について、物流業者のノウハウ等が必要と認める場合は、そのノウハウを有する物流専門家の派遣についてこれらの物流業者に協力を要請し、支援及び助言を求めるものとする。

## 7 交通規制資機材の整備

災害時における道路施設の破損、決壊等通行が危険な場合、または応急復旧を必要とする場合は、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

## 第3 航空輸送の環境整備

災害時は、道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となる場合も想定され、 また、救急救助活動についてもヘリコプターによる活動が多岐にわたることから、臨時 ヘリポートを設定するほか、集積場所を併せて設置する。

### 1 臨時ヘリポートの設定

## (1) 設定基準

ア 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと

イ 施設の周囲のうち、少なくとも1~2方向に電柱、高圧線、煙突、その他の 高層建築物がないこと。

ウ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/Sの吹き下ろし風があるのでその 風圧を考慮すること。

## (2) 設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう 臨時ヘリポート予定地の確保に努める。設置予定地については施設管理者の協力を 得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

- ・臨時ヘリポート予定地一覧は、資料編「6-3 臨時ヘリポート設置予定地」
- ・秋田県消防防災へリコプター臨時離着陸場は資料編「6-4 秋田県消防防災 ヘリコプター臨時離着陸場」
- ・秋田県ドクターへリ臨時離着陸場は資料編「6-5 秋田県ドクターへリ臨時離着陸場」

を参照のこと。

## 第24節 企業防災の促進

(総務部、経済産業部、関係機関)

## 第1 計画の方針

災害時における企業の事業中断は、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、企業が 重要業務を継続するために必要な計画の策定支援に努める。

また、企業は事業継続以外にも災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生)を担っていることから、企業の防災活動の推進に努める。

## 第2 事業継続計画の策定支援

国が示す事業継続計画(BCP)の基本事項を踏まえ、市内中小企業が身近で具体的な計画を策定できるよう支援に努める。

BCPの基本事項は、おおむね次のとおりである。

	項目	
1.	想定する事態	どのような事態 (事業リスク) に対応するための計
前		画なのか、前提を明確にする。
提		
2.	①耐震措置等の実施	建物や設備の耐震措置や防災設備の導入などの耐震
事		対策を講じる。
前	②代替方法の確保	事業継続に不可欠な設備・施設などが使用不能にな
の		った場合の代替方法を検討し準備しておく。
対	③分散化の実施	在庫の保管、設備・施設の設置、取引先の所在地域
策		等について地域的な分散化を図る。
	④優先業務の特定	最優先で復旧・継続すべき業務は何か、あらかじめ
		検討しておく。
	⑤地震保険等の活用	保険や共済などの制度について内容を検討し活用す
		る。
	⑥安否確認の方法	経営者及び従業員の安否確認の方法を定め、定期的
		に訓練を行う。
	⑦その他 アイス	(企業の実情に応じて追加)
3.	①復旧目標の設定	優先復旧業務を特定し、復旧目標時期を定め、社内
被		目標として掲げる。
災	②復旧資金の確保	・公的支援制度(低利融資、補助金など)を活 用
時		する。各種制度の内容について商工団体や 金融機
0		関の相談窓口で情報を得る。
対		・加入している保険や共済の保険金等を活用する。
処		
	③取引企業との連携	取引企業に状況を伝え、積極的に支援を求める(ど
		のような場合に、どのような支援を求めるか、あら
		かじめ検討しておく。)

項目	内 容
④情報の発信	インターネットなどにより対外的な情報発信を実施
	・継続する。
⑤その他	(企業の実情に応じて追加)

企業は、これらの項目について文書化を図り、経営者と従業員との間で共有することにより、社内での共通認識の形成に努めるものとする。

## 第3 企業の防災活動の推進

市は、企業経営者・従業員の防災意識の高揚を図るとともに、消防団協力事業所表彰制度等を活用し、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災活動を推進するものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への参加を呼びかけるなど、防災に関するアドバイスを行い、企業は積極的に参加するものとする。

## 第25節 行政機能の維持・確保計画

(総務部)

## 第1 大仙市業務継続計画(BCP)の策定

大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、人的・物的資源や情報、ライフラインに制約がある中で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。したがって、地方公共団体は、大規模な地震災害の発生に際して、これらの災害対応業務や優先度の高い通常業務を、発災直後から適切に実施することが必要である。

このため、あらかじめ優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に活用することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的に、「大仙市業務継続計画(BCP)」を策定する。

## 第2 各種情報のバックアップ

### 1 住民基本台帳・税務情報

市は、磁気ディスクにより複製した住民基本台帳情報及び税務情報について、地震被害想定調査の結果や市役所庁舎の立地条件等を勘案の上、必要に応じて複数のバックアップデータを作成するとともに、庁舎外への保管(支所での保管を含む)を検討する。

## 第4章 災害応急対策計画

#### 第1節 活動体制計画

(各機関)

## 第1 計画の方針

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

## 第2 応急活動体制の基本

- 1 応急活動の基本
- (1) 応急活動の種類

災害応急対策は、以下の5種の活動からなる。

- ア 人命救助活動
- イ 消火活動
- ウ 情報活動
- 工 救急医療活動
- 才 避難活動
- (2) 人命優先主義

災害応急対策の基本原則は、市民の生命及び身体を災害から保護することである。 このため、人命救助を何よりも優先する。

(3)消火活動の優先

被害の拡大を防止するため、火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

(4) 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。自分のまちは自分たちで守る。」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、初期消火、救出救助、避難誘導など地域住民がお互いに助け合い協力する。

(5) 情報活動

震災が発生した場合、情報は適切な災害応急対策を導く基礎であり、迅速かつ正確な情報の把握がその後の災害応急対策の成否を左右するといっても過言ではない。このため、直ちに情報受伝達体制を確保し、市各部局、防災関係機関等との連携を緊密にし、迅速かつ正確に情報を収集・伝達する。

## 2 総合的な応急対策

(1) 防災関係機関の相互連携

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、通常の消防力、医療能力などの執行力をはるかに超えるニーズに対応する必要が生ずる。これに対応するためには、被災地以外の応援が必要である。このため、近接自治体との相互応援連携を求めるための情報の連絡と受入体制の早期確立に努める。

(2) 市民、事業所、ボランティア等との相互連携

大規模な震災に対しては、市及び防災関係機関の協力と連携をもってしても、一

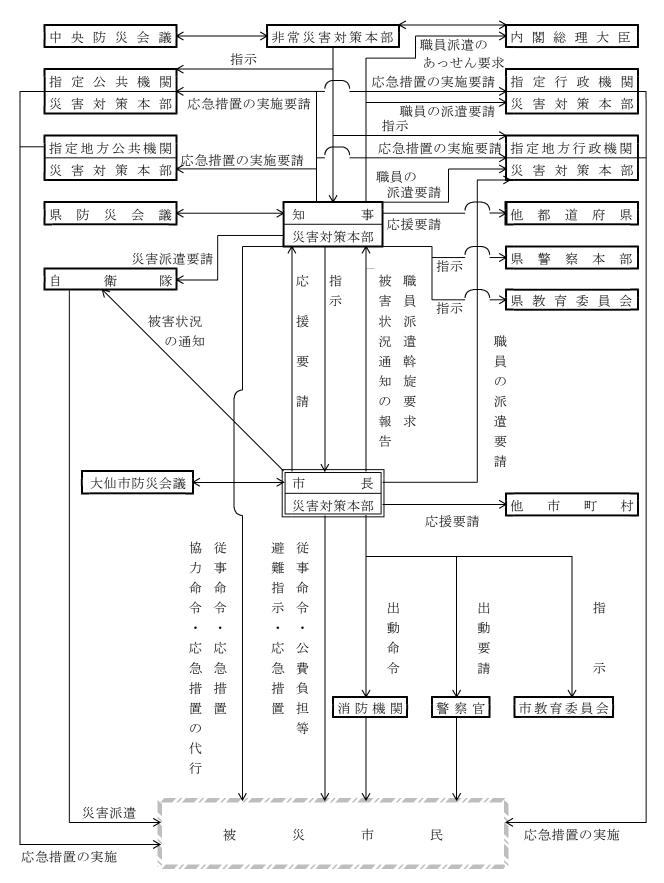
定の限界がある。このような場合、災害直後の初期消火や救助救出をはじめ市民、 事業所、ボランティア等の防災活動が、その後の被害を軽減するのに大きな力を発 揮する。こうした点を踏まえて、市民、事業所、ボランティア等の協力を広く求め、 市との連携協力により災害応急対策を展開する。

## (3) 臨機応変、創意工夫

震災発生時には、想定した危機管理がマニュアルどおりに運ぶとは限らない。そのため、「平常時における創意工夫」と「非常時における臨機応変の対応」が必要であることを理解して、応急活動にあたる。

## 第3 防災活動体制

防災活動のための体制図は、次のとおりとする。



## 第4 大仙市災害対策本部等

- 1 設置及び廃止基準
- (1) 設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当するときは、災害対策本部等の設置を指示する。

# (災害対策本部)

名	設置場所	設置基準	主要業務		構成員
称	-11- A		- ///		L. dag C
大加	市庁舎	1 市内で震度6以上の地		報の収集、伝達	本部長
仙士		震が発生したとき。		文護活動 計 <del>計</del> 等	市長
市		2 地震により市内に相当	3 応急活動		副本部長
災害		規模の災害が発生し、	4 避難対策		副市長
害		または被害が拡大する	5 広報活動		教育長
対		おそれがある場合で市	6 関係機関	関との連絡調整	上下水道事業管理者
策		長が必要と認めたとき。			防災管理監
本		3 その他の状況により市			本部員
部		長が必要と認めたとき。			総務部長
					企画部長
					市民部長
					健康福祉部長
					農林部長
					経済産業部長
					観光文化スポーツ部長
					建設部長
					教育委員会事務局長
					上下水道局長
					議会事務局長
					消防長
					消防団長
大		1 市内で震度6以上の		報の収集、伝達	地域災害対策本部長
仙	庁舎	地震が発生したとき。		<b>汝護活動</b>	支所長
市		2 災害対策本部長が、早	3 応急活動		地域災害対策本部員
0		急な諸対策等を行うた	4 避難対策		各支所職員
144		めに必要と認めたとき。 (災対法第23条の二第5項)	5 広報活動		各地域に勤務する職員
地域		(火刈伝界23余り一弗5頃)	6 災害対策 調整	<b>策本部との連絡</b>	各地域公民館職員 地域応援職員
災			则症		超级/07]及4联只
害					
対					
策					
本					
部					

# (災害警戒対策部)

名	設置場所	告警戒对束部) 設置場所 設置基準 主要業務		構成員		
称				本庁	各支所	
大	本庁舎	本庁	1 災害情報の収	部長	部長	
仙		1 市内で震度5の地震が	集、伝達	総務部長	支所長	
市		発生したとき。	2 災害警戒	副部長		
災		2 その他の状況により、	3 初期緊急応急	企画部長	部員	
害		総務部長が必要と認め	対策計画の検	市民部長	市民サービス課長	
警		たとき。	討・実施	健康福祉部長	農林建設課長	
戒			4 計画実施のた	農林部長	教育委員会	
対			めの動員の検	経済産業部長	公民館長	
策			討	観光文化スポーツ部長	その他支所長が	
部			5 災害対策本部	建設部長	指定した職員	
			設置を要する	教育委員会事務局長		
			場合の移行準	上下水道局長		
			備	防災管理監		
大	各支所庁	支所	6 関係機関との	部員		
仙	舎	1 地域内で震度5の地震	連絡調整	総合防災課長		
市		が発生したとき。		総務課長		
0		2 その他の状況により、		財政課長		
0		支所長が必要と認めた		税務課長		
地		とき。		総合政策課長		
域				広報広聴課長		
災				秘書課長		
害				生活環境課長		
警				社会福祉課長		
戒				健康増進センター所長		
対				水道課長		
策				下水道課長		
部				経営管理課長		
				農業振興課長		
				農林整備課長		
				商工業振興課長		
				道路河川課長		
				建築住宅課長		
				教育総務課長		
				施設管理課長		
				教育指導課長		
				生涯学習課長		
				その他各課		
				(所・室)長が		
				指定した職員		
				消防本部		

消防団

# (災害警戒対策室)

(少	(次告警戒对來至)					
名	設置場所	設置基準	主要業務	構成	<b>戈</b> 員	
称				本庁	各支所	
大	総務部総	本庁	1 災害情報の収	室長	分室長	
仙	合防災課	1 市内で震度4の地震が	集、伝達	総合防災課長	市民サービス課長	
市	(道路河川課)	発生したとき。	2 関係機関との	防災管理監	室員	
災	(広報広聴課)	2 その他の状況により、	連絡調整	室員	市民サービス課長	
害		総合防災課長が必要と		総合防災課長が	が指定した職員	
警		認めたとき。		指定した職員		
戒						
対				広報広聴課長		
策				広報広聴課長が		
室				指定した職員		
大	各支所市	支所		(道路・河	可川関係)	
仙	民サービ	1 地域内で震度4の地震				
市	ス課	が発生したとき。		道路河川課長	農林建設課長	
災	(農林建	2 その他の状況により、		道路河川課長が	農林建設課長が	
害	設課)	市民サービス課長が必		指定した職員	指定した職員	
警		要と認めたとき。				
戒						
対						
策						
室						
分						
室						

## (2) 設置権者は、次のとおりとする。

名称	設 置 権 者
大仙市災害対策本部	市長
大仙市○○地域災害対策本部	
大仙市災害警戒対策部	総務部長
大仙市○○地域災害警戒対策部	支所長
大仙市災害警戒対策室	総合防災課長
大仙市災害警戒対策室分室	市民サービス課長

## (3) 廃止基準

市長等は、次の場合には、災害対策本部等を廃止する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められるとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

## (4) 設置、廃止の通知公表

ア 市長等は、災害対策本部等を設置又は廃止したときは、市役所庁内及び市関係施設、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、近隣市町村長、一般住民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ 災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に掲出するものとする。

## (5) 災害対策本部の代替機能場所の指定

市は、災害対策本部を本庁(大曲庁舎)に設置できない場合に備え、予備的施設 について、あらかじめ指定しておくものとする。また、災害の種類、規模等により 下記の順位を変更することを妨げるものではない。

指定順位	代替場所
第1位	神岡庁舎
第2位	中仙庁舎
第3位	仙北庁舎

### 2 災害対策本部長等の職務代行

災害対策本部長等が職務を執ることが出来ない場合であっても本部等の機能を維持するため、本部長等の職務代行者を次のとおり定める。

(1) 災害対策本部長の職務代行者

第一順位 副市長

第二順位 教育長

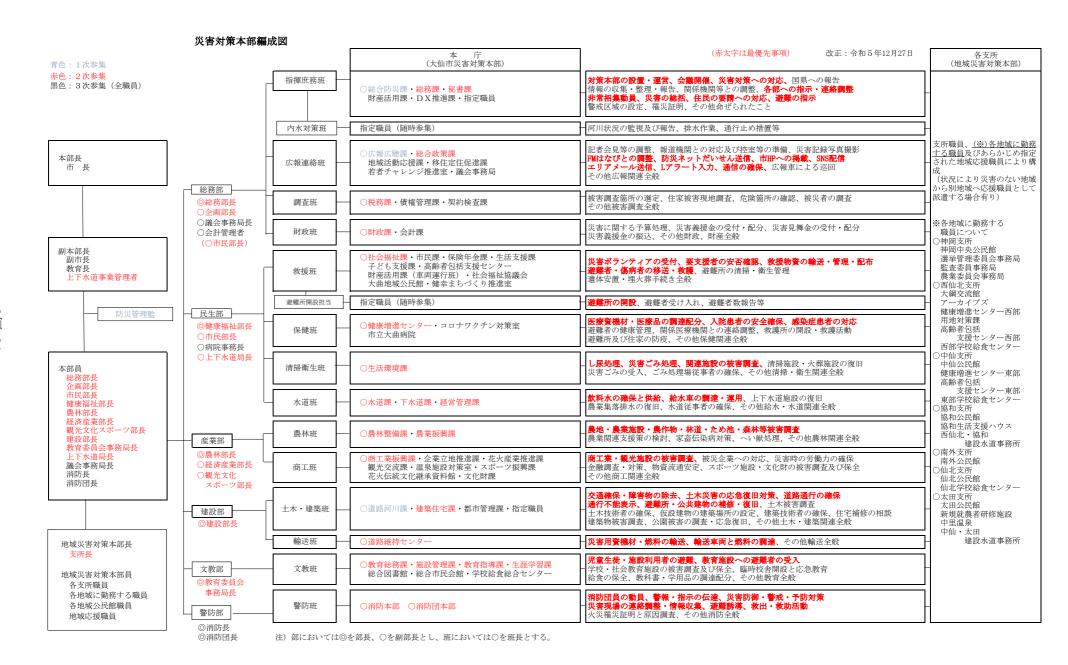
第三順位 総務部長

(2) 災害警戒対策部長の職務代行者

第一順位 企画部長

第二順位 市民部長

(3)災害警戒対策室長の職務代行者 総合防災班長



# 大仙市災害対策本部事務分掌

部	班	事 務 分 掌
本部長		災害対策本部の事務を総括し、指揮監督命令する
副本部長		本部長を補佐する
総務部	指揮庶務班	1 本部の庶務及び本部会議に関すること。
		2 防災会議、県本部その他関係機関との連絡に関すること。
		3 各部の総合連絡調整に関すること。
		4 動員及び非常招集に関すること。
		5 災害応急対策の立案に関すること。
		6 住民の要請及び陳情に関すること。
		7 応急公用負担に関すること。
		8 警戒区域の設定に関すること。
		9 避難等の指示、命令の発令に関すること。
		10 知事及び他市町村に対する応援要請に関すること。
		11 災害に関する公示及び被害状況の報告に関すること。
		12 災害の総括に関すること。
		13 漂流物の処理に関すること。
		14 り災証明の発行に関すること。(他部に属するものを除く。)
		15 物件の損害補償に関すること。
		16 調達物資の収納、保管及び配分に関すること。
		17 災害時における市有物件の管理に関すること。
		18 その他ほかの部(班)に属さないこと。
	広報連絡班	1 人心の安定に関すること。
		2 避難指令及び指定避難所、救護所等の周知に関すること。
		3 災害の記録写真に関すること。
		4 報道機関との連絡に関すること。
		5 災害広報に関すること。
		6 通信の確保に関すること。
		7 その他広報全般に関すること。
	調査班	1 災害状況調査確認に関すること。
		2 被災者の調査把握に関すること。
		3 危険区域の調査に関すること。
		4 被害の記録及び被害報告書の作成に関すること。
		5 その他被害調査全般に関すること。
	財政班	1 災害に伴う予算処理に関すること。
		2 災害見舞金、義援金品に関すること。
		3 補助金、金融に関すること。
		4 その他財政全般に関すること。

部	班		事 務 分 掌
民生部	救援班	1	指定避難所の設置に関すること。
		2	炊き出しその他の食料並びに救援物資の調達及び給貸与に関すること。
		3	生活必需品の調達に関すること。
		4	被災者の生活相談、援護に関すること。
		5	災害ボランティアに関すること。
		6	要配慮者、救護支援に関すること。
		7	行方不明者の捜索に関すること (他部に属するものを除く。)
		8	遺体処理、埋火葬及び慰霊に関すること。
		9	避難者及び傷病者の輸送に関すること。
		10	災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること。
		11	死体の輸送に関すること。
		12	その他救援全般に関すること。
	保健班	1	現地医療班を編成すること。
		2	救護所の開設に関すること。
		3	医療器具並びに医薬品の調達配分に関すること。
		4	傷病者の医療措置に関すること。
		5	感染症患者の収容に関すること。
		6	検疫に関すること。
		7	死体の検視に関すること。
		8	協力医療機関との連絡調整に関すること。
		9	被災地及び避難所等の防疫に関すること。
		10	防疫器材及び薬品の調達に関すること。
		11	その他医療全般に関すること。
	清掃衛生班	1	被災地の清掃に関すること。
		2	被災地のし尿、ごみ処理に関すること。
		3	清掃施設及び火葬場等施設の復旧に関すること。
		4	清掃用車両及び従事者の確保に関すること。
		5	衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。
		6	その他清掃及び衛生全般に関すること。
	水道班	1	飲料水の確保及び供給に関すること。
		2	給水車両の調達に関すること。
		3	上下水道施設の応急及び復旧対策に関すること。
		4	上下水道施設技術者及び従事者の確保に関すること。
		5	被災地の水道施設の衛生維持に関すること。
		6	その他給水、上下水道施設全般に関すること。

部	班		事 務 分 掌
産業部	農林班	1	農地及び農業用施設の応急対策並びに被害調査に関すること。
		2	農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関すること。
		3	農薬、肥料及び家畜飼料の確保、施錠に関すること。
		4	家畜伝染病予防対策並びに施設の復旧に関すること。
		5	応急用米穀、そ菜の調達、斡旋に関すること。
		6	林業被害対策、復旧用木材の斡旋に関すること。
		7	農林畜産関係の補助、融資、起債等に関すること。
		8	農産物及び森林り災証明に関すること。
		9	へい獣処理に関すること。
		10	その他農林の全般に関すること。
	商工班	1	商工業関係の被害調査に関すること。
		2	災害時における労働力の確保及び被災失業者の職業相談に関すること。
		3	災害対策に要する資材、物資の把握及び調達に関すること。
		4	金融に関する調査及び対策に関すること。
		5	物資流通並びに物価安定対策に関すること。
		6	電気関係機関並びに業者の協力要請に関すること。
		7	その他商工全般に関すること。
建設部	土木・建築	1	交通確保及び人命救助のための障害物の除去に関すること。
	班	2	土木災害の応急及び復旧対策に関すること。
		3	土木被害調査に関すること。
		4	土木技術者及び従事者の確保に関すること。
		5	道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関すること。
		6	避難所及び救護所の建設、補修に関すること。
		7	市有建築物並びに施設、設備の応急及び復旧対策に関すること。
		8	応急仮設住宅の建設並びに住宅の応急修理に関すること。
		9	被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		10	被災宅地の危険度判定に関すること。
		11	建築技術者及び従事者の確保に関すること。
		12	住宅建築の融資に関すること。
		13	建築物の被害調査に関すること。
		14	その他土木・建築全般に関すること。
	輸送班	1	資機材・燃料の輸送に関すること。
		2	輸送車両と燃料の調達に関すること。
		3	その他輸送全般に関すること。

部	班		事 務 分 掌
文教部	文教班	1	学校施設、社会教育施設及び文化財の被害調査に関すること。
		2	学校施設、社会教育施設及び文化財の保全及び復旧措置に関すること。
		3	児童生徒の避難及び救護に関すること。
		4	臨時校舎の開設及び応急教育に関すること。
		5	保健衛生及び学校給食保全措置に関すること。
		6	教科書及び学用品の調達、配分に関すること。
		7	学校施設及び社会教育施設に対する集団避難の受入対策に関すること。
		8	その他災害時における学校教育及び社会教育全般に関すること。
警防部	警防班	1	消防団員及び消防職員の動員に関すること。
		2	警報、指示並びに指令等の伝達に関すること。
		3	消防隊の指揮、運用に関すること。
		4	災害現場の連絡調整に関すること。
		5	消防応援要請に関すること。
		6	警防資機材、食料等に関すること。
		7	災害の記録、広報に関すること。
		8	被害調査に関すること。(他部に属するものを除く。)
		9	被災者の調査に関すること。
		10	火災り災証明に関すること。
		11	り災原因の調査に関すること。
		12	災害現場の情報収集に関すること。
		13	災害の予防、警戒並びに防御に関すること。
		14	避難誘導に関すること。
		15	被災者の救出並びに行方不明者の捜索に関すること。
		16	その他警防全般に関すること。

# 第5 災害対策本部会議

## (1) 開催

災害対策本部会議は、本部長が必要と認めたときに開催する。

# (2) 報告事項

各部長は、随時、本部会議に次の事項を報告する。

- ア 災害情報及び被害状況
- イ 災害応急対策の状況
- ウ 配備体制
- エ 各部の措置事項
- オ その他報告の必要な事項

## (3) 協議事項

- ア 災害救助法の実施に関すること。
- イ 本部の活動体制に関すること。
- ウ 被害状況視察隊の編成に関すること。
- エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- オ 他市町村に対する応援要請の要求に関すること。

- カ 自衛隊の災害派遣要請の要求及び配備に係る調整に関すること。
- キ 災害広報に関すること。
- ク国、県に対する要望に関すること。
- ケー見舞金の給付に関すること。
- コ 災害対策本部の廃止に関すること。
- サーその他重要な事項に関すること。

# 第6 防災行動計画 (タイムライン) の作成

市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 第2節 職員の動員及び応援要請体制

(各部局)

地震発生時の市職員の参集及び動員は、次によるものとする。

### 第1 職員参集の基本事項

職員の参集は、初動措置のための参集並びに動員指示伝達による参集とする。

- 1 初動措置のための参集
  - 職員は、次の基準に従い、直ちに登庁するものとする。
- (1) 震度4の地震が発生したとき
  - 災害警戒対策室(分室を含む。) 構成員
- (2) 震度5の地震が発生したとき
  - 災害警戒対策部構成員(地域警戒対策部を含む。)及び指定職員
- (3) 震度6以上の地震が発生したとき

# 全職員

- (4) 初動措置のための参集の基準震度は、報道機関を通じて公表される秋田地方気象 台発表の大仙市の震度による。ただし、地震による停電等により震度情報を入手で きないときは、職員の自宅付近の被害状況や体感震度により判断するものとする。
- (5)(2)に定める指定職員は、関係課長等が指定する職員(原則として長以外の参事、 主幹または副主幹級の職員)とするが、指定にあたっては、勤務地と居住地との距 離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。
- (6) 関係課所室の長は、毎年度はじめに指定職員を市長に届け出るものとする。
- (7) 初動措置のための参集区分は、次表のとおりとする。

	<u></u> 参	集区	分		第	1	次	参	集	第	2	次	参	集	第	3	-	次	参	集
					災害	警戒	対策	室設	置時	災害	警戒	対策	部設	置時	災 :	害 対	策	本剖	了設	置時
			<u> </u>		(震度	£4)				(震)	度5弱,	5剪	<u>i</u> )		(涅	渡6	弱以	(上)		
市			-	長														0		
副		市	-	長													-	0		
教		育	-	長														0		
上	下水道	1事業	管理	者								$\bigcirc$					(	$\circ$		
防	災	管	理!	盐			$\bigcirc$					$\bigcirc$					(	$\circ$		
総		務	3	部						部長							全 ]	職」	員	
	総	務	Ī	課						課長、	指定	職員								
	秘	書	Ī	課						課長、	指定	職員								
	財	政	Ī	課						課長、	指定	職員								
	財産	産 活	用言	課																
	契約	約 検	查	課																
	総合	合 防	災	課	全員					全員										
	D Z	X 推	進言	課																

		Artin		2//	-4->	#-	605c	-	N/.	4	<i>μ</i> -	h-h-			1.	4	#
`	参集区分		1	次			第二次中	2				第	3		欠 並	参	集
		災害		対策	至設	直時	災害		可策当 5強)		1 時	t	手対 度6			設	直 時
企	画部						部長							坌	韻		
	総合政策課						課長、	指定限	戦員								
	広報広聴課	課長、	指定	職員			課長、	指定師	戦員								
	地域活動応援課																
	移住定住促進課																
	若者チャレンジ推進室																
市	民 部						部長										
	市 民 課																
	保険年金課																
	生活環境課						課長、	指定師	戦員								
	税 務 課						課長、	指定限	戦員								
	債権管理課																
健	康 福 祉 部						部長										
	社会福祉課						課長、	指定陣	戦員								
	高齢者包括支援センター																
	生活支援課																
	子ども支援課																
	健康増進センター						所長、	指定陣	戦員								
	健幸まちづくり推進室																
	コロナワクチン対策室																
農	林部						部長										
	農業振興課						課長、	指定陣	戦員								
	農林整備課						課長、	指定陣	戦員								
経	済 産 業 部						部長										
	商工業振興課						課長、	指定	戦員								
	企業立地推進課																
	花火産業推進課																
観	光文化スポーツ部						部長										
	観光交流課																
	温泉施設対策室																
	文 化 財 課																
	スポーツ振興課																
建	設 部						部長										
	道路河川課	課長、	指定	職員			全員										
	用地対策課																
	都市管理課																
	建築住宅課						課長、	指定限	戦員								
	西仙北・協和建設水道事務所																
	中仙・太田建設水道事務所																

	<b>\</b>	集区	分		第	1	次	参	集	第	2	次	参	集	第	3		次	参	集
					災害	警戒	対策	室設	置時	災害	警戒	対策	部設	置時	災	害対	策	本音	部 設	置時
					(震)	 (全4				(震)	 度5弱	 , 5剪	<b>主</b> 蛍)		(須	 震度 6	弱沙	止)		
会	計	管	理	者													全	職	員	
	会	計		課																
支	所									支所	曼									
	地域	活性化	继	鰘室																
	市民	こサー	・ビフ	く課	課長、	指定	職員			全員										
	農	抹 建	設	課	課長、	指定	職員			全員										
議	会	事	務	局																
教	育	委	員	会																
耖	女育委	員会	事彩	易局						事務周	張									
	教	育 総	務	課						課長、	指定	職員								
	施言	投 管	理	課						課長、	指定	職員								
	教	育 指	導	課						課長、	指定	職員								
	学校:	給食絲	合われ	ンター																
	生衫	厓 学	: 習	課						課長、	指定	職員								
	公	民	ì	館						館長										
	大曲	地域	公臣	館																
	総~	合 図	書	館																
	総合	市自	民会	館																
選	挙管理	委員会	会事務	务局																
監	查委	員事	事務	局																
農	業委	員会	事務	另局																
上	下	水	道	局						局長										
	経言	営管	理	課						課長、	指定	職員								
	水	道		課						課長、	指定	職員								
	下	水	道	課						課長、	指定	職員								
	西仙北	・協和建	设水道	蔣務所																
	中仙・	太田建設	水道事	務所																
市	立。	大 曲	病	院																
	管	理		課																
	各			科																

- 注 この表に記載のない施設等の職員にあっては、施設の安全確認のため、必要に応じて所属施設に参集すること。
  - (8) この基準にかかわらず、職員は、被害発生が想定されるときは、自主的に登庁するよう努めるものとする。
  - (9)職員は、登庁後速やかに本庁、支所、各施設間で連絡をとり、被害状況の把握に 努めるものとする。この場合において、職員の参集状況により他班の協力を求める 場合がある。
  - (10) 参集に要する時間に格差があるときは、参集時点での上位職員が初動措置の指示 及び班員の決定を行い、本来の構成員及び班員が登庁次第、随時に報告・引継ぎを 行うものとする。

#### 2 動員指示伝達による参集

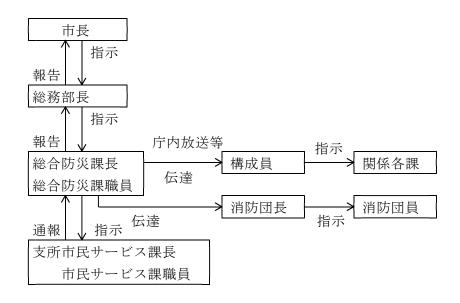
災害警戒対策室長(災害警戒対策室分室長を含む。)又は災害警戒対策部長(地域災害警戒対策部長を含む。)は、地震による被害が発生したとき又は発生が予想され必要と認めた場合は、市長の指示を受けて関係職員の動員指示を行う。ただし、急を要し、事前に指示をうけることが出来ないときは、事後に報告を行う。

動員指示があった場合、職員は、特に指定があったときを除き所属課所等に参集する。

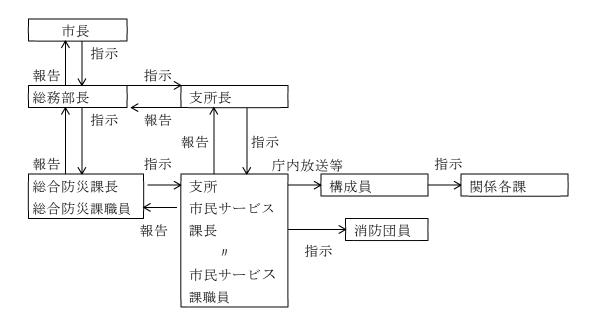
# 3 動員指示の伝達系統

(1) 勤務時間内における伝達系統 平常執務時の動員伝達系統は、次のとおりとする。

(災害警戒対策部長又は災害警戒対策室長の動員伝達)

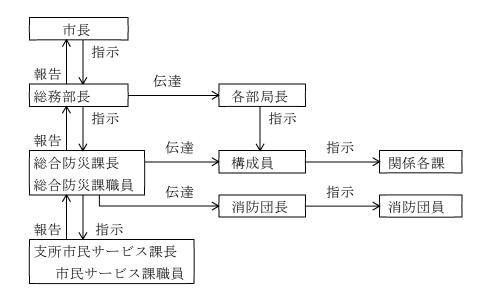


(地域災害警戒対策部長又は災害警戒対策室分室長の動員伝達)

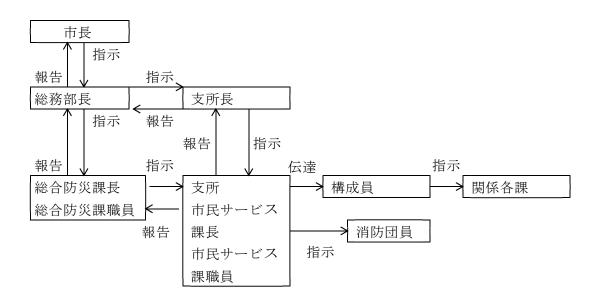


(2)休日又は勤務時間外における伝達系統 休日又は勤務時間外の動員伝達系統は、次のとおりとする。

# (災害警戒対策部長又は災害警戒対策室長の動員伝達)



### (地域災害警戒対策部長又は災害警戒対策室分室長の動員伝達)



#### 4 動員計画の整備

#### (1) 動員計画の作成と部員への周知

各部局長は、あらかじめ配備体制に基づく部員の動員計画を立て、これを総務部 長に報告するとともに、所属職員に周知徹底しておくものとする。

#### (2) 非常配備職員編成表の作成

総務部長は、各部局長から提出された動員計画に基づき、あらかじめ非常配備職員編成表を作成し、市長に報告するものとする。

## 第2 職員の初期対応及び参集における心得

全ての職員は、災害が発生した場合、次の事項を遵守するものとし、日頃から心得ておく。

- 1 主に勤務時間内における遵守事項
- (1)災害に関する情報及び災害対策本部の指示に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、所在を明確にしておく。
- (3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (4) 勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (5) 災害現場に出動した場合は、腕章を着用する。
- (6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。
- 2 主に休日、勤務時間外における遵守事項
- (1) 地震等が発生し、その地震が参集基準に定める事項に該当することを知ったとき 又は該当することが予測されるときは、参集指示を待つことなく自主的に所属の勤 務場所若しくはあらかじめ指定された場所に登庁する。
- (2) 登庁の際は、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後直ちに 所属長に報告する。
- (3)職員が自ら負傷し、又はその家族若しくは居所に被害を受けた場合は、必要な措置を講じ、その状況を報告して指示を受けるものとする。
- 3 登庁における留意事項

職員は、速やかに勤務課所へ参集することとし、その際身分証明書、食糧(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努める。災害の発生時間が夜間、休日の場合及び、地震により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動する。

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関の停止や、道路が車両 通行不能になることも予想されることから、参集手段は自転車、バイク、徒歩とする。

4 災害により勤務課所への登庁が不能となった場合の措置

道路決壊等で登庁が困難な場合は、次の優先順位に従い、登庁可能な支所等に参集 し、本庁に連絡するとともに、施設の責任者の指示を受け災害応急対策に従事するも のとする。

- (1) 支所
- (2) 各施設

#### 第3 職員のとるべき緊急措置

地震直後に職員がとるべき緊急措置は、以下のとおりとする。

- 1 勤務時間内に地震が発生した場合
- (1) 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生などにより避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導を行う。

(2) 庁舎、施設の被害状況の把握

市庁舎、施設の被害状況を把握し、管理者等へ速やかに報告する。また、火災が

発生した場合はまず初期消火に努める。

- (3)被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置 被害の状況により、市庁舎等の内外にわたり、危険箇所の立入り規制や危険物等 に対し、緊急防護措置を行う。
- (4)非常用自家発電機能や通信機能の確保 市庁舎及び市出先機関の各施設の管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被 害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。
- 2 勤務時間外に地震が発生した場合
- (1) 地震情報の収集

全職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったとき、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集する。

- (2) 職員参集計画に基づき速やかに参集する。
- (3) 各部長は、配備についた人員を随時、本部長に報告するものとする。

### 第4 応援職員等の要請

- (1) 各部長は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとする。
- (2) 各部長は、所管する業務を遂行するに当たり、部内の職員を総動員してもなお不 足するときは、総務部長に応援要請書を提出し、増員を要請する。 ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、応援要請書は事後に提出することが

できる。

- (3) 総務部長は、各部長から増員の要請を受けた場合においてその必要を認めたときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。
- (4) 現地災害対策本部長は、支所における災害対応の要員が不足する場合には、本庁 等の職員から地域応援職員(当該地域内に居住、または当該支所勤務経験者等から あらかじめ指定した者)を要請することができる。
- (5) 市長は、必要に応じて防災関係機関に対して市との連絡調整等を行う職員の派遣を求めることができる。
- (6) 市長は災害対策本部会議の開催に当たり、オブザーバーとして次の職員の出席を求めることが出来る。
  - ・女性の視点からの意見を聴取するため予め指定した各部の女性職員
  - 防災関係機関の職員

#### 第5 応急公用負担

1 要件

市内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を 実施するため緊急の必要があると認めるとき。

- 2 公用負担の内容
- (1)物的公用負担(災対法第64条)
  - ア 土地建物その他の工作物の一時使用
  - イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
  - ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの

除去、その他必要な措置

(2)人的公用負担(災対法第65条)

市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

ア 従事命令

一定の職種の者を応急措置に関する業務に従事させる権限

イ 協力命令

罹災者その他近隣の者を応急措置に関する業務に協力させる権限

3 公用負担の手続等

災害対策基本法施行令(第24条第1項)等で定めるところによる。

4 損失補償及び損害賠償

災害対策基本法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

# 第6 防災関係機関の活動体制

市域に地震が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、 それぞれの防災計画に基づき、市や他機関との情報交換を行って、自らの応急対策、あ るいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連 絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行う。

市に災害対策本部が設置された場合は、その通知を受けて、災害対策本部の関係する各部局との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努める。

## 第7 応援の要請

- 1 地方自治体との相互応援
- (1) 広域応援要請の判断

市長は、災害が発生した場合において、現有の人員、備蓄物資等では災害応急対策または災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に応援を要請する。

(2) 県・他都市・指定地方行政機関等への要請

ア 県に対する要請等

(ア) 要請等の手続

知事に応援要求または応急措置の実施を要請する場合は、文書で行う ものとする。ただし、事態が切迫し、文書によるいとまがないときは、 電話で要請し、その後文書を提出する。

(イ) 要請等の事項

要請等は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事	項	根	拠	法	令	
県への応援の要求又	1 災害の状況及び	び応援の要求又は	災対法第6	8条			
は応急措置の実施の	応急措置の実施	を要請する理由					
要請	2 応援を必要と	する期間					
	3 応援を希望する	る職種別人員並び					
	に物資、資材機材	材、器具等の品名					
	及び数量						
	4 応援を必要と	する場所					
	5 応援を必要と	する活動内容					
	6 その他必要な	事項					

## 他市、指定地方公共機関等への要請

(ア) 協定締結市への要請

秋田県内12市への要請

秋田県内12市(秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、男鹿市、湯沢 市、能代市、鹿角市、北秋田市、潟上市、仙北市、にかほ市)への要請 については「災害時における相互援助に関する協定書」(平成18年4月2 6日) に基づいて、次の事項を明らかにして、各市へ電話等で要請を行い、 後日速やかに文書を提出する。

# 援助要請の内容

- 食糧及び生活必需品並びにこれらの供給 1 に必要な資機材及び物資の提供
- 2 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 3 援助を受ける期間
- 3 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応 4 左記1~4について要請する場合は、 急復旧等に必要な資機材の提供
- 4 被災者を一時入所させるための施設の提 5 職員の派遣を要請する場合は、事務職、 供
- 5 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- 6 前各号に定めるもののほか、被災都市が 特に必要と認める事項

#### 要請時に明らかにすべき事項

- 被害状況
- 援助を受ける場所及びその経路
- 品名、規格、数量等
- 技術職、技能職の種別及び人員
- 6 その他必要な事項
- ウ その他市町村等への要請 その他の市町村への応援要請については、アに準じて行う。
- エ 指定地方行政機関等への要請 指定地方行政機関及び指定公共機関への要請は、次の表に掲げる事項を明ら かにして行う。

要請事項	必要事項	根 拠 法 令
職員の派遣要請	1 派遣を要する理由	災対法第29条第2項
指定行政機関等の長	2 派遣を要請する職員の職種別人	
に対する要請	員数	
	3 派遣を必要とする期間	
	4 派遣される職員の給与その他の	
	勤務条件	
	5 その他必要な事項	

- オ 放送機関への緊急放送の要請については、協定を締結している知事を通じて 行う。
- カ 災害時の応援要請等に関する関係条文は次のとおりである。
  - ① 地方自治法第252条の17(地方公共団体相互間の職員派遣)
  - ② 災対法第21条 (関係行政機関等に対する協力要求)

  - ④ # 第29条 (職員の派遣要請)
  - ⑤ # 第30条 (職員の派遣あっせん)

  - ⑦ # 第67条(他の市町村等に対する応援の要求)
  - ⑧ # 第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)
  - ⑨ # 第72条(都道府県知事の指示等)

#### 2 派遣職員の身分取扱い等

- (1) 個人的に派遣先に分属され、本市の身分と併任される。
- (2)派遣職員の分限及び懲戒処分等は、職員を派遣した機関が行う。
- (3)給料、諸手当等は職員を派遣した機関が負担し、本市の職務に従事したことに対する対価としての性格が強いものは本市で負担する。

#### 3 民間団体等に対する要請

(1)協力を要請する業務

災害時に業種団体組織、自治会組織、秋田赤十字奉仕団、女性団体等の民間団体などへ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- ア 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ウ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- エ 被害状況の調査補助業務
- オ 被害地域内の秩序維持活動
- カ 公共施設等の応急復旧作業
- キ 応急仮設住宅の建設業務
- ク 生活必需品の調達業務
- ケ その他市が行う災害応急対策の業務への協力

#### (2)協力要請の方法

## ア 協力要請の手続・方法

協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話または口頭で要請する。

## イ 協力要請時に明らかにすべき事項

- (ア)被害の状況、応援を求める理由
- (イ) 参集場所、日時及び参集場所に至る経路
- (ウ) 協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量及び受領場所
- (エ)協力を希望する活動内容
- (オ) その他必要な事項

## 4 応援の要領等

- (1) 応援隊は、一体となって本市の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、本市が負担する。

### 5 消防機関等の相互応援

消防機関の相互応援は、「秋田県広域消防相互応援協定書」のとおりである。

#### 6 他市町村被災時の応援

#### (1) 計画の方針

市は、他市町村で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、法令又は相互応援協定等に基づき、物的、人的応援を迅速・的確に実施する。

#### (2) 連絡体制

#### ア 密接な情報交換

震災が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他 市町村との応援についての情報交換を密接に行っておく。

#### イ 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

## (3) 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において地震災害が発生し、自力による応急対策が困難なために 応援要請がされた場合は、以下の要領で災対法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他 市町村への応援を開始する。

#### ア 被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

#### イ 応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。この場合において、市が行う応援の実施体制は、大仙市災害対策本部事務分掌に定めるところによる。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自

己完結型の体制とする。

ウ 被災者受入施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要援護者を受け入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行う。

#### 7 義援金品の受付

- (1) 市は、送付された義援金品を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。受付に当たっては受付窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示し、その内容を国、県、報道機関等を通じて公表する。
- (2) 義援金品の配分については、義援金品の収集団体等で構成される義援金品配分委員会において協議し、決定する。
- (3) 知事より海外からの支援受入れの連絡があった場合は、市は県及び関係機関と密接な連携を図り、受け入れるものとする。

### 第8 応急措置の代行

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなった場合は、市長が実施すべき事務について知事が次の応急措置を代行する。

- (1)警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は同地域からの退去を命ずる。
- (2) 他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
- (3) 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

## 第3節 自衛隊の災害派遣要請計画

(総務部、企画部)

# 第1 計画の方針

地震災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、自衛隊による活動が必要と認められる災害派遣について定める。なお、自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条及び防衛省防災業務計画によるものとする。

### 第2 災害派遣の対象

- 1 要請による災害派遣
- (1) 天災地変、その他の災害に際し、人命又は財産を保護するため必要があると認め る場合

要請があり、事態をやむを得ないと認める場合

- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合 要請があり、事態をやむを得ないと認める場合
- 2 要請を待ついとまがない場合の災害派遣(自主派遣) 天災地変、その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つい とまがないと認められるとき。
- (1) 関係機関に対し、災害に関する情報の収集と提供を行う必要があると認められるとき。
- (2) 知事が災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる 必要があるとき。
- (3) 自衛隊の実施すべき救援活動が明確で、人命救助に関するものであるとき。
- (4) その他上記に準じる場合であって、緊急かつ知事からの要請を待ついとまがない とき。
- 3 航空救難等のため要請があったとき。

#### 第3 派遣要請手続等

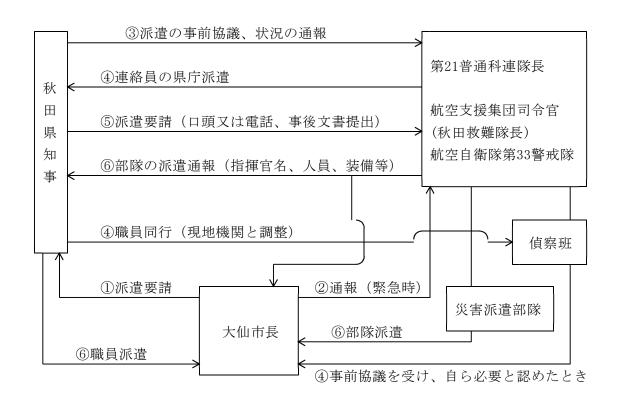
- (1) 要請権者
  - ア 市長は、自衛隊の災害派遣が必要と認める場合は、知事に対し災害派遣要請 を要求するものとする。
  - イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なお、この通知をした場合にはその旨を通信可能になり次第速やかに知事に通知する。
  - ウ 市長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等の要請を 要求するいとまがない場合は、直接その旨及び事態の状況を自衛隊に通知する ものとし、事後速やかに所定の手続を行うものとする。
- (2) 要請手続
  - ア 災害対策を担当する各部長は、自衛隊の派遣を必要とする事態が生じたときは、直ちに総務部長に申し出る。

申出を受けた総務部長は、市長に派遣要請について必要な進言をなし、その 決定を受けて文書により県へ要請手続を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- イ 派遣を要請する場合は、次の事項を明示して要請する。
  - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - (イ)派遣を必要とする期間
  - (ウ) 派遣を希望する人員、航空機等の概数
  - (エ)派遣を希望する区域及び活動内容
  - (オ) その他参考となるべき事項

## 派遣要請系統図



#### 連絡先

部隊名	勤務時間内	勤務時間外	電話等	至	
陸上自衛隊第21普通科連隊	第3科長	宿直	一般公衆	電話	018-845-0125
秋田市寺内字将軍野1				FAX	018-845-0125
			衛 星	電話	197-59
				FAX	197-50
			防災無線		30-627

部隊名	勤務時間内	勤務時間外	電話等	<u> </u>	
航空自衛隊秋田救難隊	飛行班	当直	一般公衆	電話	018-886-3320
秋田市雄和椿川					018-886-3321
字山籠23-26				FAX	018-886-3321
			衛 星	電話	198-59
				FAX	198-50
			防災無線		30-827
航空自衛隊第33警戒隊	統括班	当直	一般公衆	電話	0185-33-3030
男鹿市男鹿中滝川				FAX	0185-33-3030

## 4 職員の派遣

市長は、災害現地関係機関及び災害派遣部隊等との調整を図るため、関係職員を派遣することができる。

## 5 指揮官の通報

自衛隊は、連絡員、偵察隊及び災害派遣部隊等の派遣を命じたときは、その指揮官の職、氏名、人員、出発時間、到着時間、資機材等の必要な事項を市長に通報するものとする。

# 6 災害派遣部隊の受入措置等

市長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入 措置を行うとともに、付近住民に対し積極的な協力を求めるほか、市有施設の利用等 について最大の協力を図るものとする。

項	目	活 動 内 容
準備		応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊
		の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに必要
		な資機材等の確保・調整を行う。派遣部隊の宿泊所、車両、機
		材等の保管場所及び受入のために必要な措置並びに準備を行う。
		必要に応じ、災害区域、程度を示した地図又は略図を準備す
		るほか、ヘリポートの設営について便宜を図る。
受入		派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し、部隊を目的地へ
		誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊
		指揮官と応援作業計画等について協議・調整のうえ、作業の推
		進を図る。
県への報告		市長は、派遣部隊の到着及び必要に応じた所定の事項(活動
		日時、作業内容、進行状況等)について知事に報告する。
派遣部隊の撤	収要請	派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議
		して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必
		要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその
		旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、
		電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

## 7 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の任務は、次のとおりである。

#### (1) 陸上自衛隊

- ア 人命の救助、避難の援助
- イ 財産保護のための消防、水防活動
- ウ 人員及び救援物資の輸送
- エ 道路又は水路の応急復旧
- オ 応急の医療・防疫・病害虫防除等の支援
- カ 炊飯、給水及び通信支援
- キ 被災地の偵察(航空機を含む。)及び応急措置(復旧)
- ク 援助物資の無償貸与又は譲与
- ケ 危険物の保安及び除去
- コ 交通規制の支援

## (2) 航空自衛隊

- ア 人命の救助
- イ 消防及び水防活動
- ウ 航空機事故、漁船等の救難
- 工 通信支援
- 才 空中偵察

## 8 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等又は警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立ち入りの制限、禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

#### 9 費用負担区分

自衛隊の災害派遣に伴って生じた経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、 これによりがたいときは、その都度協議のうえ決定する。

- (1) 市が負担するもの
  - ア 災害復旧、救援、防疫、給水等に必要な材料及び消耗品
  - イ 通信費
  - ウ 宿泊施設等の借上料、光熱、水道、入浴料等の経費
  - エ 空港施設の維持管理に要する費用
- (2) 部隊等の負担するもの
  - ア 部隊等の装備、器材及び被服等の消耗更新
  - イ 災害地への往復輸送の経費
  - ウ 輸送支援のための燃料等

# 第4 その他

本計画の実施に当たっては、自衛隊、県、市等の各機関が綿密な連携を保持するものとする。

# 第4節 地震情報の発表及び伝達計画

(各部局、各機関)

# 第1 計画の方針

地震情報については、各関係機関連携のもと、迅速かつ正確に伝達できる体制の確立を図る。通信設備が被災した場合においても、地震情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。また、庁舎内に震度計を設置し、地震情報の早期把握に努める。

# 第2 地震情報等の種類と発表

## (1)情報の種類と発表基準等

-		
地震情報	発表基準	内 容
の種類		
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域
		名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻
		を速報。
震源に関	震度 3 以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュー
する情報	(津波警報または注意報を発表	ド)を発表。
	した場合は発表しない)	「津波の心配ない」または「若干の海面変動がある
		かもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震	以下のいずれかを満たした場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュー
度に関す	・震度3以上	ド)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。
る情報	・津波警報または注意報発表時	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手して
	・若干の海面変動が予想される場	いない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	合	
	・緊急地震速報(警報)を発表し	
	た場合	
各地の震	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所
度に関す		(震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。
る情報		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手して
		いない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震	国外で発生した地震について以	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マ
に関する	下のいずれかを満たした場合等	グニチュード)を概ね30分以内に発表。
情報	・マグニチュード7.0以上	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
	・都市部など著しい被害が発生す	
	る可能性がある地域で規模の大き	
	な地震を観測した場合	
その他の	顕著な地震の震源要素を更新し	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発
情報	た場合や地震が多発した場合な	した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を
	ど	発表。
推計震度	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごと
分布図		に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

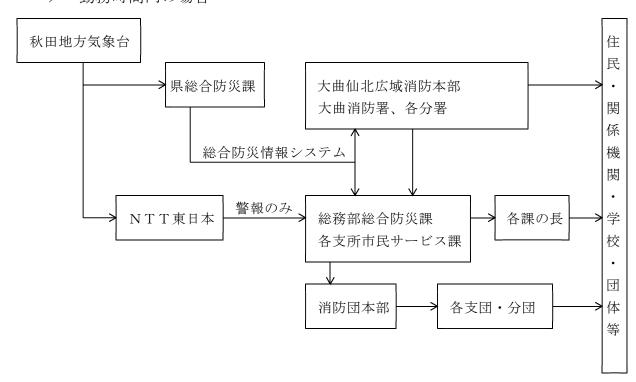
(2) 秋田地方気象台における震度解説資料の発表 秋田県内で震度4以上を観測した場合、秋田県に津波警報・注意報が発表された場合、群発地震などの社会的に関心の高い地震が発生した場合などに、地震解説資料を作成し発表する。

### 第3 地震情報等の伝達

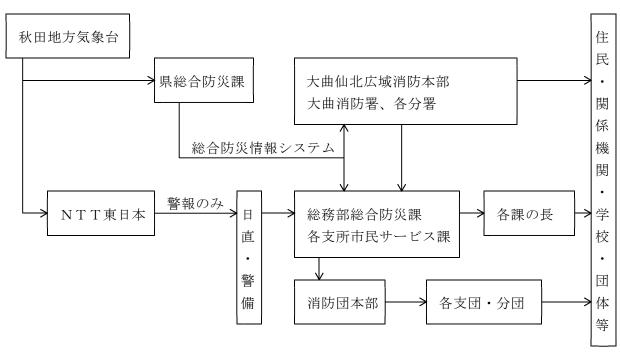
地震情報等は、迅速かつ的確に住民等に伝達するとともに、速やかに避難の指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導等を行うものとする。

- (1) 市長は、情報の受領にあたっては、関係課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内容伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、地震情報等の伝達を受けたときは、速やかに住民、その他関係機関等に 周知徹底させるものとする。
- (3) 秋田気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に 留意し、さらに県、市と積極的に連絡を取り、関係機関相互に協力して情報の周知 徹底を図るものとする。
- (4) 震度4以上の強い地震を感じた場合は、防災関係機関は被害情報と二次災害発生 に備え避難等についての迅速な情報の伝達を図る。
- (5) 地震情報の伝達は、必要に応じて随時広報車、拡声器等により周知するものとする。
- (6) 地震情報等の伝達系統図は、次のとおりとする。

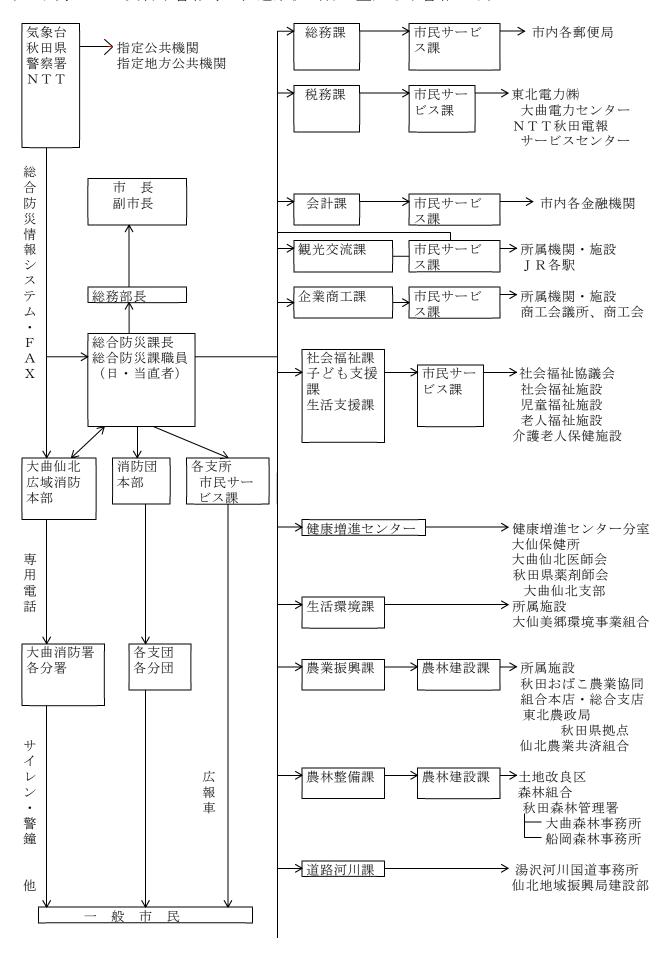
## ア 勤務時間内の場合

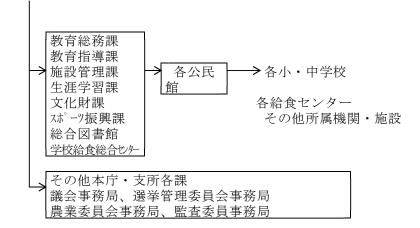


# イ 勤務時間外の場合



## ウ 気象並びに災害予警報等の伝達系統(特に重大な予警報のみ)





(各部局、各機関)

### 第1 計画の方針

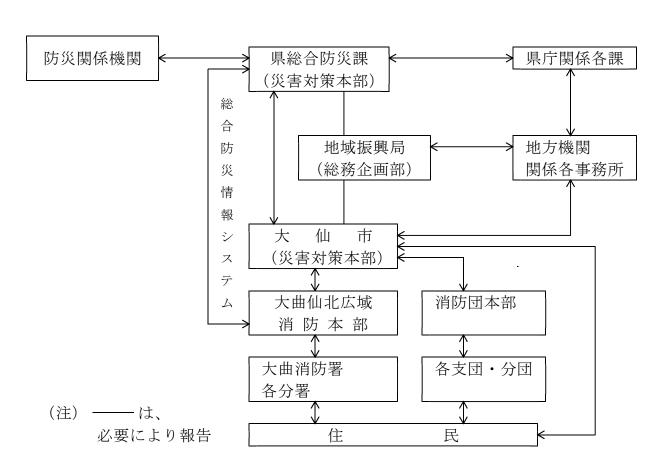
地震発生後の応急対策を実施していくうえで不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防、警察等の防災関係機関からの連絡、 住民からの通報を集約し、災害対策本部にて取りまとめる。

## 第2 情報収集体制及び伝達系統

- (1) 地震発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況 等、被害の規模を推定するため関連情報の収集にあたる。
- (2) 関係機関は必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
- (3) 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとする。
- (4) 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- (5) 地震災害に関する情報の連絡系統図は、次による。

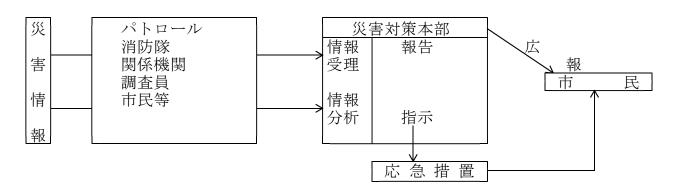
地震災害に関する情報の連絡系統



### 第3 被害状況の収集・伝達等

- 1 情報の収集
- (1)災害が発生した場合には、市及び防災関係機関はその所掌する事務又は業務に関して積極的に自ら職員を動員して情報収集にあたるものとする。
- (2) 災害の情報収集の取りまとめは、総務部調査班が行う。
- (3)情報の収集・分析等は総務部庶務班の担当とし、常にその現況を明らかにするとともに、総務部長を通じて本部長に報告するものとする。
- (4)情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、情報等の連絡責任者(調査実施者)を定めておくものとする。
- (5) 市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集にあたるものとする。

## 2 収集・報告系統



#### 3 防災関係機関との連携

災害情報の収集を行う場合、災害対策本部を中心として、警察署、消防署等関係機関が緊密に連絡をとるものとする。また、ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、市災害対策本部に集約する。さらに、災害対策本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の提供を求める。

- (1)種別毎の被害調査は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 人身、住家、民生物資の被害については、総務部調査班及び警防部警防班が 調査を実施する。
  - イ 消防施設及び危険物取扱施設の被害については、警防部警防班が調査を実施 する。
  - ウ 医療、衛生関係施設の被害については、民生部清掃衛生班が医師会の協力を 得て調査を実施する。
  - エ 農林業関係の被害については、産業部農林班が、農地及び農業施設については土地改良区、農作物及び家畜についてはJA及びJA団体等、林業施設、林産物及び市・民有林については森林組合、生産者組合等の協力を得て調査を実施する。
  - オ 商工業関係の被害については、産業部商工班が商工団体等の協力を得て調査を実施する。
  - カ 土木関係の被害については、建設部土木・建築班が調査を実施する。

- キ 建築物(市有建築物及び施設、社会福祉施設を含む。)の被害については、建 設部土木・建築班がそれぞれの施設等の管理者の協力を得て調査を実施する。
- ク 児童・生徒及び教員並びに学校施設、社会教育施設、体育施設及び文化財の 被害については、文教部文教班が学校長などの施設管理者の協力を得て調査を 実施する。

### (2) 防災関係機関等への応援要請の手続

市は、災害の規模及び状況により、情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、知事及び防災関係機関の長に対して、下記の事項を明らかにして、応援要請を行う。

- ア 職種及び人数
- イ 応援機関
- ウ 携行すべき資機材
- 工 活動地域
- オ 応援業務の内容
- カ その他の参考事項

## 4 被害情報収集時の留意事項

被害情報の収集にあたっては、次の点に配慮するものとする。

#### (1) 速報性

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模(被害概数)を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がける。

#### (2)被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

## (3)優先・重点的な災害情報の収集

災害発生の当初においては、住民の生命身体に関する被害及び住民が当面の生活 を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害 情報を優先的、重点的に収集する。

公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況は、災害の規模及び状況が判明 次第速やかに調査し、把握する。

#### (4)情報源等の明示

災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。覚知者又は発見者から被災等の報告があった場合は、覚知者又は発見者の氏名及び住所を確認しておくものとする。

#### (5)被災写真の撮影

被災写真は、被害状況の確認及び記録保存のため必要である。各調査員及び広報 班は、適宜被害箇所を選び、被害状況を撮影する。また、被害写真には、撮影年月 日、時刻、箇所名、被害名を記入しておくものとする。

#### (6)情報の整理

収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認に整理の上、管理する。

## (7)被災者調査原票の配布

被災者の調査は、被災者調査原票により行う。

## (8) 被災者台帳の作成

被災者の調査後は、被災者調査原票に基づき、被災者台帳を作成するものとする。

#### 5 情報の伝達と処理

地震情報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

#### (1) 住民への伝達

住民への災害情報の伝達は、第7節 広報広聴計画により実施する。

#### (2) 関係機関との連携

気象予警報の受領後においては、テレビ等の報道内容に注意し、関係機関との連絡を密にする。NTTからの伝達は、警報の種別のみであるから総合防災情報システム、ラジオ、テレビ放送により、あるいは最寄りの警察機関、消防機関等と連絡を密にし、併せて、気象台と市町村との専用電話(ホットライン)等も活用し、的確な気象情報の把握に努める。

#### (3) 伝達手段の確保

市は、防災行政無線・一斉メール配信システム「防災ネットだいせん」・緊急速報メール・防災ラジオ・市ホームページ・SNS等により、住民、団体等に対する気象予警報等の伝達手段の確保に努める。

## 第4 異常現象発見時の措置

#### 1 異常現象を発見した場合

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に 通報するものとする。

また、市長又は警察官が通報を受けたときは、速やかに関係機関へ通報する。

※ 通報先及び通報を要する異常現象は、おおむね次のとおりである。

種類	事 項	異 常 現 象 等	通報先
水防に関す	県又は国の	・異常水位	仙北地域振
るもの	管理に属す	・堤防の異常	興局建設部
	る河川に係		
	るもの		
気象、地象、	気 象	・著しく異常な気象現象(竜巻)等	
水象に関す	地象	・噴火現象及びこれに伴う降灰砂等	
るもの	(火山関係)	・火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕	
		著な地形変化、湧水の顕著な異常変化、顕	秋田地方気
		著な地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯	象台
		等	
気象、地象、	地 象	・噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化	
水象に関す	(火山関係)	・火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現	秋田地方気
るもの		象	象台
	(地震関係)	・群発地震	

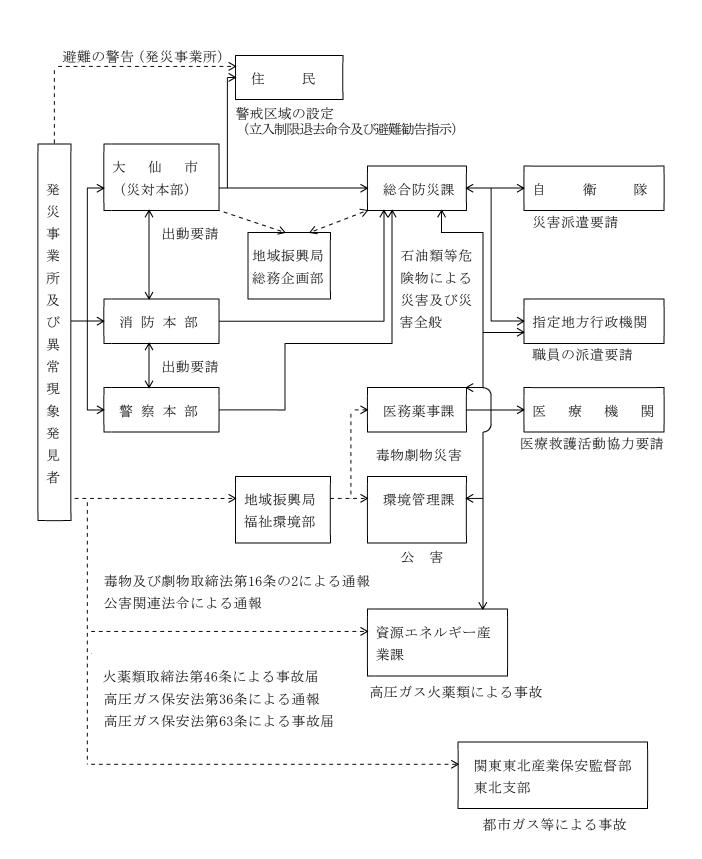
種類	事	項		異	常	現	象	等		通報先
その他に関	国又に	は県が	予防等	の措置を	を必要	とする	と認め	られる	その	県総合防災
するもの	他の理	見象								課

# 2 被害発生のおそれがある場合

災害発生のおそれがある現象を観測又は察知したときは、市長に報告する。

# 第5 地震による特殊災害発生時の措置

地震災害により大規模な火災、爆発、危険物の流失、有毒ガスの発生及び特殊車両事 故等の特殊災害が発生した場合の通報及び連絡系統は、次によるものとする。

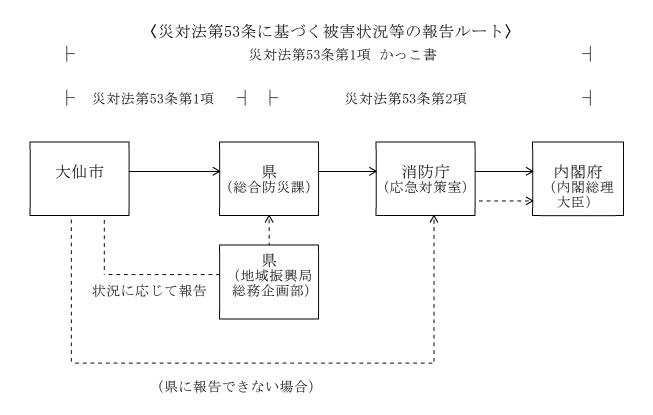


# 第6 県に対する報告

1 市は、地震が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課(災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等)へ被害状況を報告する。 ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出するものとする。 県総合防災課へ報告できないときは、直接消防庁へ報告する。

なお、震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない)は、県総合防災課及 び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

報告ルートは次のとおりとする。消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告するものとする。



# 消防庁連絡先

		平日 (9:30 ~ 17:45) *防災情報室	左記以外 *宿直室
NTT回線	TEL	03 - 5253 - 7526	03 - 5253 -7777
	FAX	03 - 5253 - 7536	03 - 5253 -7553
消防防災無線	TEL	7526	7782
	FAX	7536	7789
地域衛星通信ネ	TEL	048 - 500 - 7526	048 - 500 - 7782
ットワーク	FAX	048 - 500 - 7536	048 - 500 - 7789

#### 2 報告の様式

#### (1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合についても、1 号様式を用いて報告する。

# ア 災害の状況

- (ア) 発生場所、発生日時
- (イ) 当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。
- (ウ) 地震による溢水、崖崩れ、雪崩、地滑り、液状化、土石流等の概況
- (エ)火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰 等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の状況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、市(消防機関を含む。)が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

(2)被害状況即報

災害状況が判明次第その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略 することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから10日以内に2号様式(確定)により報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3 号様式により3月31日まで報告する。ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

# 第7 安否情報の収集・伝達体制の整備

安否情報システムは、国(総務省消防庁)が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、 住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市は、安 否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに 登録(報告)し、国・都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

# (5)被害状況報告の様式

状

況

応

急 対 策  $\mathcal{O}$ 状 況 災害対策本部等の

設置状況

1号様式

(	(1)	災害概	況即報				報	告	目	時	左	Ę.	月	3	時	分
							都	道	府	県						
							市	田	丁	村						
	受	信者氏名					(Ý	肖防ス	は部々	名)	(					)
							報	告	者	名						_
5	災害名			第	報)											
		Г	T													
	災	発生場所						発生	日月	寺	,	月	日		時	分
	害															
	0)															
	概															
	況															
-	,,		死 者	人不	明	人			全	壊		棟	—	7 損 5	夷	
	被	死 傷 者		_	-		住	家								
			負傷者	人	計	人			半	壊		愢	床」	. 没 /	水	棋
	害															
	$\mathcal{O}$															

(注) 第1報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報 告すること。(確認のとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等) を記入して報告すること。)

備考

# (2) 被害状況即報・災害確定報告

都追				/U.A.P.						X	-		分			被	害
災	害	名	災	害	名					田	流	失 •	埋沒	h	a		
											冠		水	h	a		
報 芒	音番	号	穿	等		報			そ	畑	流	失・	埋沒	h	a		
			(		月		日	時現在	)		冠		水	h	a		
報 芒	音者	名								文	教	施	訍	笛	所		
										病			院	箇	所		
区						分	被		害	道			路	箇	所		
人	死				者	人				橋	ŋ	ょ	<u>う</u>	筃	所		
的	行	方	不	明	者	人			_	河			JI	箇	所		
被	負	傷	重		傷	人			_	港			湾	箇	所		
害	者		軽		傷	人				砂			防	+	所		
						棟			_	清	掃	施	訍	_	所		
	全				壊	世帯			の	崖	<	ず		<del>                                     </del>	所		
住						人			_	鉄	道	不	通	+	所		
						棟			_	被	害	船	舶	_	美		
	半				壊				_	水			道	1	<b>∃</b>		
家						人			_	電			記	+	線		
		-1.	_	<b>-</b> ≁.1.	I H	棟				電			気	+	<b></b>		
1.1.	-	音	<b> </b>  }	破	損				_	ガ			フ	<del>                                     </del>	<u>=</u>		
被						人			_		ュッ		塀 等	_	所		
		ı		\ <b>=</b>		棟			- 61.	農地	• 扂	美 莱 月	1 施設	( ) ( ) ( )	所		
-	床		-	浸	水	世帯			一他								
害						<u>人</u> 棟			_								
		7	_	<b>)</b> =.	<b>→</b>  v				ln	<b>{{</b> {	-111-	-111-	***	. 444	<del>#</del>		
	床	7		浸	水				り り			_1	数 ————————————————————————————————————		帯		
非	公	+	ŧ	建	物	<u>人</u> 棟			火	建	<u> </u>	1日		<del>                                     </del>	人 <u></u> 牛		
住		<del>,</del>	₹	Æ	799	1/木			災	危		 険			<u>+</u> 牛		
家	そ		0)		他	 棟			一発	そ		<u>の</u>		+	<u>-</u> 牛		
									生								

		区		分					被		害	備  考
公	立	文	教	施	設	千	円					1. 災害発生場所
農	林	水	産	施	設	千	円					
公	共	土	木	施	設	千	円					2. 災害発生年月日
その	か 他	<i>(</i> )	公	共 施	設	千	円					
	/	<u> </u>	Ī	計		千	円					3. 災害の種類概況
	農	Ē	Ē	被	害	千	円					
	林	Ē	Ē	被	害	千	円					
そ	畜	Ē	Ē	被	害	千	円					
	水	Ē	Ē	被	害	千	円					4. 応急対策の状況
	商		Ċ.	被	害	千	円					・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
の	住	1	Ŕ	被	害	千	田					
	非	住	家	被	害	千	円					・避難の勧告・指示の状況
他												・避難所の設置状況
	そ		の		他	千	円					・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
被	=	导	Á	総	額	千	円					
対	市		名	称								・自衛隊の派遣要請、出動要請
策	町											
本	村											
部	災		設	置			4	年	月	日	時	
	害		廃	止			-	年	月	日	時	
消り	方 職	員	出動	延人	数	J						
消り	方団	員	出動	延人	数	J						

<sup>(</sup>注) 即報にあっては、被害額を省略することができる。

(3) 災害年報

3号様式

市町村名

									 市町	村 名	
			_	_	災	害	3				
			\	_	_	7/2.11					اد
	二分					発生	年月日				計
	死					者					
		+	7	. 1	<b>1</b>   1		人				
	行	方原	不		明 <u></u>	者	人				
被	負	傷	-	者 :		傷	人				
害				!	軽	傷	人				
	_					1-1-	棟 ##				
住	全					壊	世帯				
							人				
							棟				
	半					壊	世帯				
家							人				
							棟				
	_	部	)	破		損	世帯				
							人				
被							棟				
	床	上		浸	:	水	世帯				
							人				
							棟				
害	床	下	•	浸	:	水	世帯				
							人				
非	住	家	公	共	建	物	棟				
			そ	(	カ	他	棟				
	田	流	失	•	埋	没	hа				
		冠				水	hа				
	畑	流	失	•	埋	没	hа				
そ		冠				水	hа				
	学					校	箇所				
	病					院	箇所				
の	道					路					
	橋	り		ょ		う	箇所				
	河					ЛЦ	箇所				
他	港					湾	箇所				
-	砂					_					
	水					_	箇所				
	清	掃	•	施			箇所				
L	Liu	1111		710		HV		j		l	

			<u> </u>	害名	生										
			 発生	· 在日	/ E										計
区	分		<u> </u>												ΗΙ
	崖く	ず	れ	筃	所										
そ	鉄 道	不	通	筃	所										
	船 舶	被	害		į.										
	水 道	被	害	戸	î										
0	通 信	被	害	口	線										
	電気	被	害	戸	î										
	ガス	被	害		_										
他	ブロン	ソ ク 塀	等	筃	所										
り	災世		数												
り	災	者	数												
公	立文	教 施		千											
-	林水彦			千											
公	共 土	木 施		千											
そ	の他の		色 設		円										
	小儿儿吧	計	1 1 1 1 1 1	千											
	公共施設														
	農産	被		千											
7	林産	被			円m										
そ	畜 産	被			円田										
	水産	被	害		円田										
	商工	被		千											
0)	住 家														
	非住	家被		千	円										
lih															
他															
	そ	<b>の</b>	Uh	千	Ш										
被	<u>て</u> 害	 総		千											
	<u></u> 町 村 災 訇					 月	日		日	 月日	月	日	 月	日	
' , '	1 11 火 巨	3 M M /		解			日		日	 		日		日	
消	防職員	出 動				71	Н	71	Н	 , H	/1	H	/1	Н	
	防団員														
113	M III F	, щ эл	<u>بس</u>	<i>/</i> \	奴						<u> </u>				

# 3 被害の認定基準

分類		用	語		被害程度の認定基準
人	死			者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死
的					亡したことが確実な者
被	行	方	不	明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
害	負	重		傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上
	傷				の治療を要する見込みの者
	者	軽		傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満
					の治療で治ゆできる見込みの者
	住			家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わな
					<i>V</i> %
	住	家	全	壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、
住	(全	焼、	全流生	夫)	埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが
家					困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家
被					の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相
害					当額がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
	住	家	半	壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚
	( =	半 烤	Ē)		だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度もので、具体的には損壊部分が、その住
					家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧被相
					当額)がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。
		部	破	損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。
					ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床	上	浸	水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等
					の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床	下	浸	水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非	非	住	È	家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設
住					に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
家	公	共	建	物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
の					
被	そ	0	り	他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
害	非	住家	波害は	全壊	又は半壊の被害を受けたものとする。
	田	流	夫・埋	没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠		水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
そ	畑	流	夫・埋	没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠		水	
0)	文	教	施	設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼
					稚園における教育の用に供する施設とする。
他	道			路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたも
					のとする。
	橋	り	ょ	う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする
	橋	り	ょ	う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする

分類		用	語		被	害	程	度	の	認	定	基	準
	河			Щ	河川法(昭	研39年法	律第167号	が適用	月され、	若しくば	<b>準用される</b>	河川若し	くはその他の
					河川又はこれ	らのもの	の維持管	理上必要	な堤防、	護岸、水	利床止その	の他の施	設若しくは沿
					岸を保全する	ために防	護するこ	とを必要	とする	可岸とする	0		
そ	港			湾	港湾法(昭	<b>环125年</b> 法	律第218号	第2条	第5項	及び第65	頁に規定す	る施設と	:する。
	砂			防	砂防法(明	治30年法	律第29号)	第1条	に規定す	する砂防施	設、同法第	第3条の	規定によって
					同法が準用さ	れる砂防	うのためのか	施設又は	同法第	3条の2の	規定によっ	って同法	が準用される
					天然の河岸と	する。							
	急	傾	斜	地	急傾斜地の	崩壊によ	る災害の	坊止に関	する法律	聿 (昭和4	年法律第5	7号) 第	2条第2項に
					規定する施設	とする。							
	地	す	ベ	り	地すべり等	防止法(	(昭和33年)	去律第30	号)第2	2条第3項	に規定する	5地すべ	り防止施設と
					する。								
0	清	掃	施	設	ごみ処理及	びし尿処	理施設と	する。					
	鉄	道	不	通	電車等の運	行が不能	となった	呈度の被	害をい	<u>う。</u>			
	被	害	船	舶									ったもの、及
					びび流失し所	在が不明	になった	もの、並	びに修	埋しなけれ	は航行でき	きない程	度の被害を受
					けたもの。								
	電			話	通信施設の								
	水			道	上水道及び						, - 0		
	電			気	電力施設の								
他	ガ			ス	一般ガス事						戸数とする	5.	
	ブ		ック	塀	倒壊したフ							I	
	_	. — •			、ガスについ								
					だし、災害確								, - 0
り	災		世	帯				上浸水の	被害を含	受け通常の	生活を維持	寺できな	くなった生計
					を一にしてい		, - 0		→ [ <del>L=</del> n)		) UE	71 ×	0/2
													営んでいるも
									、また、	同一家屋	(/)親子、ラ	尺婦であ	っても、生活
10		111		<b>-</b> ₩.	が別であれば			する。					
9	(((	災	₹%	者	り災世帯の			コューナフ					
火地	災		発力	生	地震又は火					工》十分中心生0.4	7日) ファト	フロギタ	ttoのお告しい
被害	公.	<u>u</u> , y	て 教 施	以政									担の対象とな
害	曲4	+ →	本光+	⊱ ≓ரு	る施設をいい	-							》:////////////////////////////////////
金額	辰化	小八	産業が	世政	長州小産業による補助対		-						法律第169号)
領								八、共作	ロハヘトナイ	辰地、辰	未用他取、	你来州	心叹、伤苍旭
					設及び共同利	川旭取る	. y 🔊						

分類	,	用	語	被	害	程	度	0	認	定	基	準	
	公量	<b>共土</b>	木施設	公共土木	<b>値</b> 段災害復同	日事業費	国庫負担法	: (昭和2	6年法律第	第97号) (	こよる国	庫負担の	対象
被				となる施設を	をいく具	体的には	河川、海岸	、砂烷	<b>公備、林</b> は	也荒廃防	止施設、	道路、港	弯及
				び漁港とする	3								
	その	他の	公共施設	公立文教	600、農林	水産業施	設及び公共	土木施設	別外の公	公共施設を	をいう。	例えば、片	产舎、
害				公民館、児童	童館、都市場	施設等の	公用又は公	共の用に	に供するカ	を とす と	<b>る</b> 。		
	災	害中間	開始告及	が災害年報の仏	公立文教施	2、農林	水産業施設	、公共士	土木施設及	及びその作	也の公共	施設につい	いて
	は査	定済	質を記入	、未査定額	(被害見込	頂 はカ	ッコ書きす	るものと	:する。				
金	農	産	被書	農林水産	業施設以外の	の農産被	害をいう。	例えばと	ビニールノ	ヽウス、農	製作物等	の被害とす	<b></b> する。
	林	産	被書	農林水産	業施設以外の	の林産被	害をいう。	例えば	大、苗	木等の被	害とする	) <sub>o</sub>	
	畜	産	被書	農林水産	業施設以外の	の畜産被	害をいう。	例えば	藩、畜	舎等の被	害とする	) <sub>0</sub>	
額	水	産	被書	農林水産	業施設以外の	の水産被	害をいう。	例えばの	ひり、漁具	具、漁船	等の被害	ぎとする。	
	商	工	被害	建物以外の	の商工被害	で例えば	工業原材料	、商品、	生産機	戒器具等。	とする。		

<sup>(</sup>注) 備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その 他について簡潔に記入するものとする。

# 第6節 通信運用計画

(総務部、企画部、各機関)

# 第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象予報等の伝達、災害情報の収集、その他の災害応急対策が迅速・的確に実施できるよう、通信連絡体制の整備を図る。

# 第2 通常時における通信連絡

市及びその他防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達又は関係機関に対する連絡については、県総合防災情報システム、県情報集約配信システム(情報の架け橋)及び市防災行政無線設備、防災ネットだいせん、緊急速報メール、各防災機関の無線設備、NTT回線等をもって迅速に行う。

# 第3 非常時における通信連絡

- 1 通信連絡体制
- (1) 各部は情報の収集及び伝達に係る事務に従事させるため、通信連絡事務従事者を 指名する。
- (2) 通信連絡責任者は、各部長とする。
- (3) 災害に関する通信の送受信者は、通信事項の要点を正確に記録し、速やかに通信 連絡責任者に報告するものとする。
- 2 県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備、防災ネットだいせん、緊急速報 メール等の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県総合防災情報システム、 県情報集約配信システム「情報の架け橋」及び市防災行政無線設備、防災ネットだい せん、緊急速報メール等を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

3 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常又は緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらか じめ「災害時優先電話」として指定し、承認を受けておくものとする。

- (1) 電気通信事業法に基づき、NTTの承認を受けた非常又は緊急電話
- (2) 災害地の指定避難場所等に設置された有線又は可搬無線機による特設電話
- (3) 災対法に規定する主な指定機関に常設されている災害応急復旧用無線電話機
- (4) 地域孤立防止のためのNTTの孤立防止用無線

# 4 他の機関の通信設備の使用

(1) 市は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第55条 ~第57条)。また、市は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要が あるときは、次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる(災対法第79条)。

- ア警察通信設備
- イ 鉄道通信設備
- ウ 自衛隊通信設備
- エ アマチュア通信無線
- オ タクシー業務無線
- カ その他

#### (2) 事前協議の必要

ア 市は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじ め当該機関と協議して定めた手続によりこれを行う。

イ 災対法第79条に基づく災害が発生した場合の優先使用については、この限り ではない。

# (3) 警察通信設備の使用

市が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。

#### (4) 利用の申し出

次の事項を管理者に申し出て行うものとする。

- ア 利用又は使用しようとする通信施設
- イ 利用又は使用しようとする理由
- ウ 通信の内容
- エ 発信者及び受信者
- オ 利用又は使用を希望する時間
- カ その他の必要な事項

# 5 非常無線通信の実施(非常通信協議会の運用)

非常災害等により有線通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく 困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常無線通信(非常無線通信協議会の 運用)により防災業務を遂行する。

#### 6 放送要請依頼

市は、警報、避難の指示等(避難命令)のうち緊急かつ重要な事項については、知事に対して、各放送局への放送要請を依頼する。

#### (1) 放送の内容

本部長が放送を行うことを求める事項は、主として市域の災害に関するものとする。

#### (2) 放送局長への通知

放送を行うことを求める場合は、次の事項を県を通じ放送局長に通知するものとする。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容及び範囲
- ウ 放送希望時間
- エ その他必要な事項

# 7 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

#### 8 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、知事に対して自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請手続を行う。

#### 9 アマチュア無線の活用

- (1) 災害時のアマチュア無線の活用については、県アマチュア無線連盟に対して協力 の要請を行う。
- (2) アマチュア無線を依頼するときは、公衆電気通信設備、自己無線局及び非常無線 通信が途絶した場合に限る。
- (3) アマチュア無線の活動内容

ア 非常通信

イ その他の情報収集活動

#### 10 携帯電話の配備

局部的に通信が損壊した場合でも携帯電話は有効に使用しうる場合もあり、また、緊急時や職員等が不在の時等にも迅速な連絡等が行えるよう、携帯電話の配備を図る。

# 11 防災相互通信用無線の整備

本部長は、大規模な震災が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、防災活動が円滑に行えるよう、これらの機関相互で共通運用する無線として防災相互通信用無線の整備システムの必要性について検討する。

# 12 通信運用マニュアルの作成等

本市及び防災関係機関は、災害時における通信回線の輻輳や混信に対処し、また、通信施設、設備の損壊に際しても効果的な通信手段が確保されるよう、あらかじめ通信運用マニュアルを作成するとともに、通信施設の応急復旧に必要な資機材並びに要員の確保に努める。

#### 第4 通信の統制等

#### 1 通信統制

地震災害の発生時においては、有線及び無線が輻輳することが常であることから、 通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信統制を行う。

#### 2 通信施設者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設者及 び通信依頼者は相互の連携を密にするとともに、通信施設者は被災した通信施設の通 信業務についても相互に協力するよう努めるものとする。

# 第5 防災行政無線施設の応急、復旧対策

- 1 秋田県総合防災情報システム
- (1) 基本方針

地震によって、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握、的確な 臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び防災関係機関相互 の無線通信の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 予備電源用燃料の確保
- (ウ)機器動作状態の監視強化
- (エ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- (ア) 職員による仮復旧の実施
- (イ) 移動局による臨時無線回線の設定
- (ウ) 復旧工事に伴う要員の確保

# 2 NTT東日本秋田支店施設

(1) 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備 の復旧等について、速やかに対策がとれる体制を整備する。

イ 通信サービスの復旧順位

第1順位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関 第2順位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機 関

第3順位

第1順位、第2順位に該当しない機関等

ウ 通信の非常そ通措置

災害時の通信輻輳の緩和及び需要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (ア) 臨時回線の作成、中継順路の変更等のほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を行う。
- (イ)通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業 法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

- (エ) 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- エ 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用制限を行った場合は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を利用者に 周知する。

- (ア) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (イ) 通信の途絶又は利用制限をした理由
- (ウ) 通信の途絶又は利用制限の状況
- (エ) 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- (オ) 利用者に対し協力を要請する事項
- (カ) 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- (キ) その他必要な事項
- 3 ㈱NTTドコモ東北支社秋田支店施設
- (1) 基本方針

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信施設等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

- (2) 応急復旧対策
  - ア 重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

イ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

- ウ 災害時における広報
- (ア) 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動 通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信そ通ができないことによる社 会不安の解消に努める。
- (イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接当該被災地に周知する。

非常通話の内容及び利用できる機関

	通話の内容	機関等
	1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測	気象機関相互間
	の報告又は警報に関する事項	
	2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しく	(1)水防機関相互間
	は発生する恐れのあることの通報又はそ	(2)消防機関相互間
非	の警報若しくは予防のために緊急を要す	(3)水防機関と消防機関相互間
	る事項	
	3. 災害の予防又は救援のための緊急を要	(1)消防機関相互間
	する事項	(2)災害救助機関相互間
		(3)消防機関と災害救助機関相互間
常	4. 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等	輸送の確保に直接関係がある機関
	を含む。)の災害の予防又は復旧、その	相互間
	他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	
	5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他	通信の確保に直接関係がある機関
	通信の確保に関し、緊急を要する事項	相互間
通	6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他	電力の供給の確保に直接関係があ
	電力の供給の確保に関し、緊急を要する	る機関間
	事項	
	7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間
		(2)防衛機関相互間
話		(3)警察機関と防衛機関相互間
	8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天変、事変その他の非常事態が発
		生し、又は発生する恐れのあること
		を知った者と上記各欄に記載する機
		関との間

# 第7節 広報広聴計画

(総務部、企画部、健康福祉部、消防本部、大仙警察署、各報道機関)

# 第1 計画の方針

地震による災害発生時の混乱を防止し、市民生活の安定と秩序の回復を図るため、被害状況や災害応急対策の実施状況並びに被災者等のニーズ等を十分把握し、効果的な広報活動を行う。このため、市と防災関係機関は相互に協力し、迅速かつ的確な情報の公表と広報活動により、被災地の住民等の適切な判断と行動を支援する。また、市は県や防災関係機関とともに各報道機関との連携を密にし、特に被災住民への情報提供は、提供可能な媒体から、状況に応じた必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

なお、広報にあたっては、要配慮者への配慮のほか、住民等からの問い合わせに対応 可能な体制の整備を図る。

# 第2 広報の内容

広報にあたっては、災害の規模、状態、時間経過を考慮し、災害状況に応じた的確な 行動を促すため、市民に必要な情報を提供する。

#### 1 住民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

# (1) 地震発生直後

- ア 避難の指示
- イ 出火防止の呼びかけ (通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- ウ 人命救助の呼びかけ
- エ 市内被害状況の概要(建物破壊、火災発生等)
- オ 市の応急対策実施状況
- カ 流言飛語の防止の呼びかけ
- キ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ク 近隣の助け合いの呼びかけ
- ケ 公的な避難所、救護所の開設状況
- コ 市の災害活動体制
- サ 市民の安否情報
- シ 緊急道路・交通規制情報
- スその他
- (2) その後(災害から少し時間が経過した段階)
  - ア 市及び防災関係機関等の応急対策の実施状況
  - イ 被害状況
  - ウ 市民の安否情報
  - エ 余震に関する情報
  - 才 生活関連情報
    - (ア) 電気、上下水道の被害及び復旧状況
    - (イ) 通信施設の復旧状況
    - (ウ) 食糧、生活必需品の供給状況

- (工) 道路交通状況
- (オ)鉄道、バスの被害及び運行状況
- (カ) 医療機関の活動状況
- (キ) 救援物資、食糧、水の供給等の状況
- (ク) し尿処理、衛生に関する情報
- (ケ)被災者への相談サービスの開設状況
- (コ)遺体の安置場所に関する情報
- (サ) 臨時休校等の情報
- (シ) ボランティアの組織からの連絡
- (ス) 市内各施設の復旧状況
- (セ) 市の一般平常業務の実施状況
- (ソ) その他必要な事項

# 2 事前の措置

災害応急対策実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておくものとする。

# 第3 市広報活動の手段及び実施手順

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にした上で次の方法によるものとするが、 災害の規模や状況に応じて有効とみられる媒体により広報する。なお、不正確で混乱し た情報が流れないよう、報道機関への情報提供は、窓口を一元化し迅速に提供できる情 報伝達体制で臨むものとする。

#### 1 緊急広報

(1)「防災ラジオ」による広報

総務部広報連絡班は、避難情報や被害状況、救護対策の情報を取りまとめ、FM はなびへの随時の情報提供と、緊急時の臨時的な情報提供を行う。

(2) インターネットの活用

総務部広報連絡班は、報道機関、防災ラジオのほか、インターネット媒体を活用したホームページ等、また、防災ネットだいせん、緊急媒体メール等も活用し情報提供を行う。

(3)報道機関への情報提供

総務部広報連絡班は、被害状況や救援対策の情報を取りまとめ、報道機関に対し 定期的な情報提供を行う。

(4) 広報車・航空機等による広報

総務部広報連絡班は、市民への緊急を要する情報提供については、広報車やヘリコプターなどを手配して周知に努める。ヘリコプターによる周知が必要な場合は、 秋田県消防防災ヘリコプターや秋田県警へリコプターを要請し広報する。

(5)「広報だいせん」による広報

総務部広報連絡班は、救援対策の詳細な情報に関して「広報だいせん」号外等で 周知する。

(6) サイレン、警告及び防火防災信号による広報

警防部警防班は、広域性、速報性を要する呼びかけ等については、サイレン、警

告、防火防災信号を活用して周知に努める。

(7)情報等の連絡責任者による広報

総務部連絡班は、通信手段を遮断された地域への呼びかけ等については、情報等の連絡責任者により周知に努める。

# 2 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。広報は総務部広報連絡班が行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実施する。

(1)「防災ラジオ」による広報

総務部広報連絡班は、災害の状況または復旧状況に応じて、各班より提供される情報を取りまとめ、FMはなびへの随時の情報提供と緊急時の臨時的な情報を提供し、市民への周知を図る。

(2) インターネットによる情報提供・広報

総務部広報連絡班は、広報紙の内容等について、インターネットを活用し大仙市のホームページ、または、防災ネットだいせん、緊急速報メール等により情報を提供する。

(3) 広報誌 (号外含む)・チラシ・ビラ等による広報

総務部広報連絡班は、各班より提供される情報をまとめた広報紙を必要に応じて発行する。「広報だいせん」において号外の発行も考慮する。

また、必要に応じてチラシ等を作成し、掲示・配布する。

(4) 報道機関による広報

総務部広報連絡班は、必要に応じて各報道機関に情報の周知を要請する。 また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報を迅速かつ的確に提供する。

ア テレビ ・・・ NHK、ABS、AKT、AAB

イ ラジオ ・・・ FMはなび、NHK、ABS、FM秋田

ウ 新 聞 ・・・ 秋田魁、朝日、毎日、読売、河北、産経、日経、秋田民報 等

(5) 広報車・航空機等による広報

総務部広報連絡班は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行う。 航空機による広報が必要な場合は、秋田県消防防災へリコプターや秋田県警へリコ プターを活用して実施する。

(6) 掲示板等の活用

民生部救援班は、指定避難所等に掲示板を設置し、各種の情報を提供する。

(7) 自主防災組織への協力要請

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、行政協力員を通じて行うほか、自主防災組織へも協力を要請する。

#### 3 要配慮者への広報

(1) 障がい者、高齢者等への広報

発災時の緊急的な情報については、第7節第3の1緊急広報によるほか、民生委員、自治会、自主防災組織等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対し個別による情報の伝達ができるよう努める。

生活情報や復旧情報については、第7節第3の2一般広報によるものとし、必要 に応じて個別に点字や通知により情報を提供する。

# (2) 外国人に対する広報

通訳ボランティア等の協力を得て、総務部において広報紙の翻訳を行い、主要な 外国語による広報に努める。

# 第4 報道機関への発表・協力要請方法等

総務部広報連絡班は、定期的に記者会見室を設けて報道機関へ概況を発表するほか、 災害対策本部長が必要と認めるときも記者会見により発表する。

また、緊急時には随時、記者会見・資料提供等による情報提供を行う。

# 1 広報事項

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2)被害発生の場所及び発生日時
- (3)被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難指示等
- (6) 一般住民並びに被災者に対する協力要請及び注意事項

# 2 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び 防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

# 3 報道機関への発表

- (1) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び災害状況 の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報につ いて速やかに実施するものとする。
- (2) 発表は、原則として災害対策本部長、副本部長又は防災管理監もしくは広報連絡 班長のいずれかが実施するものとする。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関が本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部に連絡した後、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (4)総務部広報連絡班は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各部のうち必要と認められる部及び関係機関に送付するものとする。

#### 4 災害時における放送各社への緊急連絡

住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合は、県を通じて放送各社に連絡することができる。

# 災害に関する緊急連絡の取扱いについて

- 1 災害に関する緊急連絡(以下「緊急連絡」という。)は、事故・災害が発生し、住民 の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合に 放送各社に対して行うこととする。
- 2 緊急連絡は、ファクシミリにより行うこととし、原則として各市町村又は各消防本部(以下「市町村等」という。)が別紙様式2により県に依頼し、依頼を受けた県は別紙様式1により行うこととする。しかし、特に緊急を要する場合には、市町村等が直接放送各社へ別紙様式1により緊急連絡を行うこととし、この場合に市町村等は、放送各社への連絡と同時に県に対してもその写しを送信することとする。

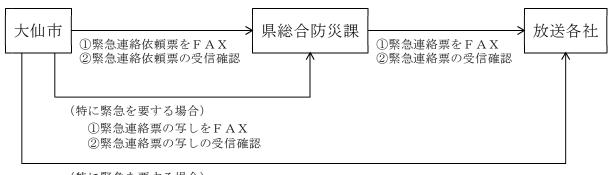
なお、同一の災害により、複数の市町村等から依頼があった場合には連絡内容を県 が調整したうえで緊急連絡を行うことがある。

- 3 ファクシミリ送信後、発信者は送信先に対して、電話により正確に受信されたかど うか、その連絡内容等について確認することとする。
- 4 連絡内容は、簡潔かつ分かりやすく記載する。
- 5 緊急連絡を受信した放送各社は、放送による広報の実施について判断をする。

/汉	达谷红連給尤一	見
連絡先	FAX番号	電話番号
秋田県総務部総合防災課	018-824-1190	018-860-4563、4565、4580
NHK秋田放送局放送部	018-824-0835	018-824-8109
ABS報道制作局	018-825-2777	018-826-8520
AKT報道制作局	018-888-2252	①090-4888-2087 ②018-823-6583
エフエム秋田放送部	018-823-7725	①018-824-1155 ②018-846-2558
AAB報道制作局	018-866-5145	018-866-5114

放送各社連絡先一覧

# 災害に関する緊急連絡のフロー図



(特に緊急を要する場合)

- ①緊急連絡票をFAX
- ②緊急連絡票の受信確認

# 至 急

# 災害に関する緊急連絡票(第 報)

	-	
年	月	日
<del></del>	П	-

N]	HK	秋	田龙	送	局族	好送	部
A	В	S	報	道	制	作	局
A	K	T	報	道	制	作	局
工	フ	工.	ム系	火 圧	放	(送	部
A	Α	В	報	道	制	作	局

あて

A A B 報 担 制 作	市町村から放送各社へ直接連絡済
災害発生地	
災害発生日時	年 月 日 時 分頃
災害の種別	地震 津波 洪水 火災 その他( )
緊急連絡の理由	ア 避難指示等及び避難場所の周知を図るため イ 津波警報等の周知徹底を図るため ウ 災害時の混乱を防止するため エ オ
連絡内容	
発 信 者	(所属名) (職・氏名) (TEL) (FAX)

	受信先	受信者名	受信時刻	受信先	受信者名	受信時刻
受信確認欄	総合防災課		:	AKT		:
	NHK		:	AFM		:
	ABS		:	ААВ		:

# 様式2

# 至 急

# 災害に関する緊急連絡票(第 報)

年 月 日

秋田県総務部総合防災課あて

災害発生地	
災害発生日時	年 月 日 時 分頃
災害の種別	地震 津波 洪水 火災 その他( )
緊急連絡の理由	ア 避難指示等及び避難場所の周知を図るため イ 津波警報等の周知徹底を図るため ウ 災害時の混乱を防止するため エ オ
連絡内容	
発 信 者	(市町村名) (担当課名) (職・氏名) (T E L) (F A X)

w / 叶似 := 亚 /= 亚	受信者名	受信時刻
総合防災課受信確認欄		:

# 第5 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法の救助活動の資料及び記録の保存のため極めて重要であるので、総務部調査班は各部と緊密な連絡を図り、 資料作成を行うものとする。

資料は、おおむね次に掲げるものを作成、収集するものとする。

- (1) 市各部及び防災関係機関が撮影した災害写真、災害ビデオ等
- (2) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (3) 災害応急対策活動を取材した写真、その他

#### 第6 広聴活動

被災した市民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。また、開設にあたっては、相談事項の速やかな解決を図るため関係各部及び関係機関の協力を得るものとする。

# 1 実施機関

広聴活動は総務部が担当する。

# 2 被災者等ニーズの把握

- (1)被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、 民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。
- (2) 要配慮者のニーズの把握

要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、救護班等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努める。

# 3 相談窓口の開設

(1) 災害相談窓口

大規模な地震が発生した場合若しくは本部長の指示があった場合は、市庁舎内に被災者又はその関係者からの問い合わせや相談などに応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合わせ受付業務を実施する。

(2) 臨時市民相談所の開設

災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に市臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、苦情などの積極的な聞き取りに努める。

(3) 専門相談窓口の設置

本部長の指示に基づき法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決 に役立ててもらうため、市民のための専門相談窓口を設置する。この場合、必要に 応じて法律相談、登記相談、税務相談、社会保険相談、人権困りごと相談等の災害 相談業務の実施等について専門家の協力を要請する。

# 4 防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、電信、その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

#### 5 要望等の処理

災害相談窓口などにおいて聴取した要望及びその他陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関及び関係部へFAX等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答・処理状況も併せて時系列的に記録をとる。

# 第8節 避難対策計画

(総務部、企画部、建設部、健康福祉部、教育委員会、消防本部、県仙北地域振興局建設部、 大仙警察署、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、社団法人秋田県看護協会大曲支部)

#### 第1 計画の方針

被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導し、地震発生後の火災の延焼や余震による建物の崩壊等の二次災害から市民等の生命・身体の安全を確保するため、避難の指示や誘導等を的確に実施する。また、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定める。

なお、避難場所及び避難路、避難誘導の対応にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

# 第2 避難情報及び警戒レベル

1 警戒レベル3高齢者等避難

「警戒レベル3高齢者等避難」は気象予報・警報、土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれがあるときに、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間の要する避難行動要支援者の迅速な避難を促進するために発令する。

なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

# 2 警戒レベル4避難指示

「警戒レベル4避難指示」は災害発生のおそれが高いときに、被災するおそれがある区域の 住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所への避難を 促すために発令する。

#### 3 警戒レベル5緊急安全確保

「警戒レベル5緊急安全確保」は、災害が発生又は切迫しているときに、いまだ危険な場所にいる住民や観光客等に対し、命を守るための最善の行動を促すために発令する。

#### 第3 避難の区分及び態様

#### 1 区分

(1) 住民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがあると予想した場合は住民自らの判断で避難するものとする。

(2) 指示による避難

市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難の指示を行うものとする。

#### 2 熊様

#### (1) 事前避難

災害情報(大雨、暴風、洪水の警報又は河川の警戒水位の突破等)により、災害 発生のおそれがある場合に、事前に市民を安全な場所へ避難させること(住民自ら の判断で避難するものを含む。)をいう。

ア 縁故避難

安全な地域にある親族、知人、友人宅等への避難

# イ 計画避難

実施責任者が指定した避難場所又は避難所への避難

# (2) 緊急避難

事前避難のいとまがない場合(火災・洪水等)で、災害がまさに発生しようとし、 又は発生した場合に、当該地域の住民全員に緊急に安全な場所へ避難させることを いう。

# (3) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ輸送計画により移送収容するもの及び避難に遅れたものを救出収容し、避難させることをいう。

# 第4 避難の指示及び警戒区域の設定

1 避難の指示及び警戒区域設定の実施責任者

# (1)避難の指示の実施責任者

実施責任者	内	容	(要	件)	根	拠	法
市長	災害全般				災対法第	60条	
警察官	災害全般				災対法第	61条	
	(ただし、市長	が避難のため	の立退	ときを指示す	警察官職	務執行	法第4条
	ることができな	いと認められ	るとき	又は市長か	,		
	ら要求があった	ことき)					
知事	災害全般				災対法第	60条	
	(ただし災害の	発生により市	がその	全部又は大			
	部分の事務を行	fうことができ;	なくな	(つたとき)			
自衛官	II			自衛隊法	第94条	:	
	(警察官がその	場にいない場	合に限	(る)			
知事又はその命	洪水についての	避難の指示			水防法第	22条	
を受けた職員							
水防管理者							
(市 長)							
知事又はその命	地すべりについ	ての避難の指	示		地すべり	等防止	法第25
を受けた職員					条		

# (2) 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	内	容	(要	件)	根	拠	法
市長	災害全般				災対法第	63条	
	(災害が発生し、又に	は災害が	発生し	ようとして			
	いる場合で人の生命	又は身体に	に対す	る危険を防			
	止するために特に必要	要がある	と認め	るとき)			
警察官	災害全般				災対法第	63条	
	(同上の場合におい)	て、市長	若しく	はその委任			
	を受けた市の職員が理	現場にいる	ないと	き又はこれ	,		
	らの者から要求があっ	ったとき)	)				
災害派遣を命ぜ	災害全般				災対法第	63条	
られた部隊等の	(同上の場合におい)	て、市長年	等又は	(警察官がそ	自衛隊法	第94条	$\mathcal{O}3$
自衛官	の場にいないとき)						

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
消防吏員又は消	水害を除く災害全般	消防法第28条
防団員	(現場において活動を確保する必要があるとき)	消防法第36条
水防団長、水防	洪水	水防法第14条
団員又は消防機	(水防上緊急の必要がある場合)	
関に属する者		

#### 2 避難の指示の基準並びに報告

#### (1)避難の基準

市は、降水量、河川水位、気象予警報の発表等の客観的な指標に基づき、災害種別毎に高齢者等避難、避難指示等の具体的な発表基準を設定する。なお、避難の基準は、次のとおりとする。

ア 地震の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる 必要があると認められるとき。

イ 地震発生後、火災等二次的災害により、地域住民を安全な場所へ避難させる 必要があると認められるとき。

#### (2) 避難指示等の基準

避難指示等は、次の基準によるが、詳細については、「大仙市避難指示等の判断・伝達マニュアル」による

	ヤーエノル」による。	
種 別	基	準
警戒レベル3	1 災害発生のおそれがある状況で、	災害リスクのある区域等の避難行動に
高齢者等避難	時間を要する者(避難行動要支援者	音等)が、避難する必要があると認めら
	れるとき。	
警戒レベル4	1 災害発生のおそれが高い状況で、	災害リスクのある区域等の居住者等が、
避難指示	避難する必要があると認められると	さき。
警戒レベル5	1 災害が発生又は切迫している状況	兄で、当該地域の住民に命を守る最善の
緊急安全確保	行動を求めるとき。	

#### (3) 局地的な災害による避難の指示

地域を限定した避難の指示を行う要件は、次のとおりである。

- ア 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- イ 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 危険物等の施設に被害が発生し、爆発のおそれがある等、避難を要すると判断されたとき。
- オ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されると き。
- カ 地すべり、急傾斜地崩壊、土石流等の土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺地域の住民に対して危険が及ぶおそれがあるとき。
- キ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なと き。
- ク 危険物等の施設に被害が発生し、避難を要すると判断されたとき。
- ケ 災害に関する警報が発令され、避難を要すると判断されたとき。

- コ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。
- (4) 広域的な災害による避難の指示命令

広域的な避難の指示発令を行う要件は、次のとおりである。

- ア 延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- ウ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。
- (5)報告·通知

#### ア市長

市長は、避難のため立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、市長が警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。

# 市長→知事

なお、報告は、次の事項を明らかにして総合防災情報システム又は電話により行うものとする。

- ①指示をした日時及び時刻
- ②指示の理由
- ③指示をした地域
- ④避難先
- ⑤避難者数

### イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることを命じ、若しくは自らその措置をとる。

(イ) 災対法による指示

市長による避難指示ができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示する。

- (ウ)報告・通知
  - a 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員 会に報告する。

# 警察官 → 公安委員会

b 上記(イ)により避難のため立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。

# 警察官 → 市 長 → 知 事

なお、通知は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ①指示をした日時及び時刻
- ②指示の理由
- ③指示をした地域
- ④避難先
- ⑤ 避難者数

#### ウ 自衛官

# (ア)避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場 にいない場合にかぎり、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による 避難等の措置をとる。

#### (イ)報告・通知

a 上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て長官の指示する者に報告する。

自衛官 → 防衛大臣の指示する者

# エ 水防管理者

#### (ア) 指示

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは 立退くことを指示する。

#### (イ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察 署長に通知する。

水防管理者 → 警察署長

# オ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

(イ) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

(ウ)通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察 署長に通知する。

知事又はその命を受けた職員 → 警察署長

#### 3 避難の指示の要領

#### (1) 避難の指示の内容

避難の指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

なお、避難場所については、市長が次の内容を関係機関と協議して最も適当な避難場所を指示し、開設するものとする。

#### ア 地震の避難

震度と建造物の破損状況を判断するほか、火気使用器具等の安全を確認のう え広場を避難場所とする。

# イ 一般火災の避難

火勢と消防力の配置状況を判断するほか、風速及び風向並びに建造物の構造 等により風上、風横の広場等を避難場所とする。

ウ洪水の避難

地形及び河川の増水状況を判断するほか、降雨量等を考慮し、高台安全地帯等を避難場所とする。

#### エ 山林火災の避難

風速及び風向並びに火勢の状況を判断し、風上、風横にある平坦地を避難場所とする。

# (2) 住民への周知

避難の指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を5W1Hに沿って整理し地図などを活用し周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

#### ア 住民への周知徹底

避難の指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、 避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

- (ア) 直接的な周知として、サイレン、警鐘、広報車等を活用する。
- (イ)消防機関、警察、自主防災組織、自治会長を通じて周知する。
- (ウ)報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

# イ 関係機関相互の連絡

避難の指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

#### (3)報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

# 4 警戒区域の設定

#### (1) 警戒区域の設定

#### ア市長

市長は、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

- (ア) 時期を失することのないよう迅速に実施する。
- (イ) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して、段階的に実施する。
- (ウ) 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (エ) 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両 進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。
- (オ) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
  - ① 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

② 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

# イ 警察官

市長若しくはその職務を行う職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

# ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

エ 消防職員又は消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場付近 に近づけないよう措置することができる。(消防法第28条、水防法第14条)

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

#### 第5 避難誘導

避難所等への避難誘導は、次に基づく。

1 警戒区域設定時の避難

本部長は、住民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に消防本部に対し、区域内の住民を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに警察官、消防団員、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する避難場所へ誘導する。

#### 2 警戒区域以外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

- (1) 避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織及び現場の警察官 等が行う。
- (2) 本部長は、必要と認める避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の確認及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

#### 3 避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとする。また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (1)要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民や自主防災組織などの協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。
- (2) 避難経路の選定にあたっては、幅員が広く、沿道に耐火建築物が多い経路であって、できる限り危険な道路、橋、堤防、危険物取扱施設を避け、その他火災、落下物、危険物、パニックなどの起こるおそれのない経路を選定する。また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
- (3)避難経路の要所に誘導員を配置する。また、危険な地点には標示、縄張りを行う ほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できるだけ自治会単位で集 団で行う。
- (6) 避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法(引き連れ法)、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指さしたり、口頭で指示する方法(指さし法)のいずれか、あるいは併用により実施する。
- (7) 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどまるように指導する。
- (8) 知事は、市長からの要請その他により車両等による移送の必要を認めたときは、 次のとおり応援又は派遣を要請する。

区 分	<b>)</b>	要請先
陸上輸送 道路		秋田陸運支局
	鉄道	東日本旅客鉄道㈱
航空機輸送		自衛隊、民間航空会社

(9)被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される水害、土砂災害等の種類、規模などを考慮の上で避難指示等を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

#### 第6 避難経路及び避難場所の安全確保

災害が発生し、住民の避難が開始された場合、市、消防機関、警察機関は、相互に連携協力して避難経路及び避難場所の安全確保を図るものとする。

# 第7 避難に関する留意事項

1 避難指示等の周知徹底

実施責任者は、指示をしたときは、避難指示等の理由、避難先、避難経路及び避難 上の留意事項を明確にし、広報車、伝達員等により、住民に周知徹底する。

#### 2 住民の避難対応

(1)避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

避難時の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品(現金、預金通帳等)、タオル等円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。また、比較的時間に余裕のある場合は、1人3食分くらいの食料と2~3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行するものとする。また、服装は軽装とし、素足を避け、帽子・頭巾等を着用するほか、必要に応じて雨具又は防寒具を着用する。

(3) 身分証明書の携帯

避難にあたっては、住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したものを携帯する。

(4) 火気の安全確認

住家、事業所等から避難する場合は、火気の安全を確認して避難を開始する。

(5)盗難防止措置

避難時に住宅、事業所等において盗難被害が発生しないよう、防止措置を施す。

(6) 家屋補強と家財の安全対策

家屋の補強を行うとともに、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させる。

# (7) 自動車等による避難の自粛

自動車による避難及び家財の持ち出しは、渋滞や交通事故によって円滑な避難を 妨げるおそれがあるので行わない。

## 3 避難者の移送

市が避難者の移送を行う場合は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量輸送とする。

# 4 事業所等の避難対応

(1) 会社、工場での発火源の安全確認

会社、工場等の事業所は、それぞれの防災計画に基づき、特に発火源の安全確認、 電気、ガス等の保安措置を講ずるものとする。

(2) 学校、大規模事業所、特殊建造物等の管理者の対応

学校、大規模事業所、特殊建造物の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に 基づき、安全に避難する措置を講ずるものとする。

(3)病院、社会福祉施設等多数の病人や障がい者等の入院・入所・通所施設の管理者の対応

病院、社会福祉施設等多数の病人や身体の不自由な者等が入院、入所又は通所している施設の管理者は、特に連絡、誘導、救出、収容等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講ずるものとする。

#### 5 避難者の確認

避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警防班に巡視させ、避難に遅れた者又は要救出者の有無を確かめ、それらの者を発見した場合は速やかに避難させ、又は救出するものとする。

また、確認にあたっては、特に高齢者、障がい者の安否の確認に留意する。

#### 第8 避難所の開設、設置・運営

- 1 避難所の開設
- (1)避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は、次のとおりとする。なお、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等については、2編第4章第8節第10「帰宅困難者対策」によるものとする。

- ア 住居が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれがある者
- (2) 避難所の開設
  - ア 市は、避難指示等が決定したとき又は住民の自主避難を覚知したときは、直 ちに避難所を開設する。
  - イ 避難所の開設は、民生部救援班が行う。
  - ウ 避難所は、原則として事前に指定した施設とする。
  - エ 開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。
  - オ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。
- (3) 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置し、住生活の早期確保に努める。

- ア 既存の他の公共施設(自治会館、公営住宅等)を利用する。
- イ 既存の他の施設(社寺・旅館等)や空家等を利用する。
- ウ 公共用地にテント等を設置する。
- (4)避難所開設の報告

市長は、避難所を開設したときは知事に対し次の事項を報告する。

- ア 避難所開設の日時、場所、施設名
- イ 収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- (5) 避難所の開設期間

開設期間は、原則として、災害が発生した日から7日以内とする。

(6) 避難所開設の周知

市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況についても周知するものとする。

(7) 代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内に開設することができない場合、あるいは適当な建物 又は場所がない場合は、県の協力を得て隣接市町村への収容、あるいは建物等を借 り上げて開設する。

(8) 福祉避難所の開設

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を受け入れるための避難所を、市と協定を締結している社会福祉施設等の中から必要に応じて順次開設するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

協定施設一覧(資料「4-3 福祉避難所として指定する施設一覧」による)

#### 2 避難所の設置・運営

#### (1)計画の方針

避難所には担当職員を置き、避難人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受領配分等の業務にあたる。また、避難所における情報伝達、食糧・飲料水等の配布、清掃等の業務については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるものとする。また、予め作成している避難所設置・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努めるものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。

# (2) 管理運営体制

避難所の運営は、健康福祉部長が派遣する職員(管理運営責任者)が担当する。 避難所内での各活動、場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が施設の管理者 及び避難者の代表者等と連携をとりながら行う。

市及び管理運営責任者は、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意し、管理運営責任者は、次の事項について的確に行う。

ア 避難所での秩序の維持と衛生管理

イ 避難者に対する情報伝達

ウ 避難所情報の災害対策本部への伝達

なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治組織、ボランティア、自主防災組織等により行うものとし、女性の視点や声を反映させるため、男性と女性の代表者を配置するなど運営体制の充実を図る。また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか避難所運営についても協力するものとする。

#### (3) 運営方法

ア 避難所の運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

イ 避難者名簿の作成及び報告

管理運営責任者は、避難所を開設し、避難した市民等の受入を行った際には、 各世帯単位の避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

ウ 避難所内の居住スペースの割り振り

居住スペースの割り振りは、一人あたり2㎡以上を基準とし世帯を単位として行い、可能な限り血縁関係や地域地区(自治会等)を考慮した部屋割りを行う。

各居住区域は、適当な人員(30人程度を目処とする)で編成し、居住区域ごとに代表者(班長)を選定するよう指示して、情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

エ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給

管理運営責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部長に報告し、本部長は各部へ調達を要請する。また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、避難所用物品受払簿を作成し、居住区域ごとに配給を行う。

オ 避難所の運営状況の報告

各避難所の管理運営責任者は、救援班長に対して避難所の運営状況を毎日報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情あるときは、その都度必要に応じて報告する。

カ 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として避難所収容台帳を作成し避難所 日誌を記入する。

(4)避難所における生活環境の保護

市は、避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。この場合においては、プライバシーの保護や様々なニーズに対応できるよう男女双方の視点や要配慮者の視点に十分配慮するものとする。特に、避難所におけるトイレ、物干し場、更衣室、授乳室等女性専用スペース等の確保や、性暴力・DV・セクハラ等の被害防止、女性相談窓口や女性専用物資配布等、女性に配慮するものとする。

# ア 避難者情報の管理

民生部救援班は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の 避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援対策等の基礎 資料として活用する。

#### イ 要配慮者対策

- (ア)管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における要配慮者 について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。
- (イ) 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、

生活必需品等を調達するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。また、必要に応じて社会福祉施設等の福祉避難所への受け入れや身体状況等により福祉避難所での受け入れが困難な者への緊急入所または緊急入院が行えるよう連絡調整を行う。

#### ウ 医療・保健体制

市(民生部保健班)は、避難者の健康・精神的ケアについて、医師や医療班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師または看護師の常駐等の措置をとる。

## エ 避難所生活長期化への対応

市(民生部救援班)は、避難所生活の長期化に対応するため、生活を営むために必要な設備・機器を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

## (ア) 生活機器等の確保

洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等 生活機器の配備充実に努める。

(イ) 入浴施設及び洗濯場の確保

自衛隊及び関係機関との連携のもと、仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

(ウ) プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置するよう努める。

#### 才 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じることとし、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

カ 良好な生活環境の継続的な確保

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難 生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

#### (5) 管理運営上留意すべき事項

- ア 避難所の維持管理体制の確立
- イ 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
- ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告
- エ 自治組織、施設管理者及び行政による連携
- オ 避難者の要望、苦情等の取りまとめ
- カ 環境衛生保護と維持
- キ 避難者の精神的安定の維持
- ク 施設の保全管理
- ケ トラブル発生の防止

#### (6) 学校の避難所対応

ア 教育委員会の基本的対応

施設管理者は、学校の開放、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な実施等を第一義とし、避難所の運営等については管理運営責任者と連絡・調整を図

りながら行う。

## イ 教職員の避難所対応

児童生徒の在校、不在校に関わらず、学校が避難所として開設される場合に備え、各校長があらかじめ指定した教職員が初動体制への対応を図る。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間において、児童生徒に関する業務等の本務に支障のない範囲で避難所の運営業務を行う。

#### ウ 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された 管理運営責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者であ る校長と相談・協議等を行い、その運営にあたる。

## (7) 多様な視点を取り入れた避難所対策

- 1 男女別ニーズの違いへの配慮
- (ア)避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。これらの設置にあたっては、外から覗かれることのないよう、パーティション等を活用するなどしてプライバシーの確保に努める。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。
- (イ) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (ウ) 避難者の受け入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切りパーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の 観点から対策を講じること。
- 2 妊産婦、乳幼児などへの配慮
- (ア) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行うこと。なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うこと。
- (イ) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えると ともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えること。
- 3 避難所の運営管理
- (ア) 避難所による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標とすること。
- (イ) 自治的な組織では、女性・子ども及び若者・高齢者・障がい者等の多様な 主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをすること。
- (ウ) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動

(例えば、食事作りやその後片づけ、清掃等)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。

### (8) 避難生活の長期化への対応

市は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、またはこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

また、物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等からの多様なニーズの把握に努める。なお、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

#### (9) 避難所外避難者への支援

市は、指定避難所以外(知人宅・車中・テント等)に避難している者について、その状況把握と食料や生活用品等の提供に必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第9 大規模停電への備え

1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市及び各種公共施設等の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するものとする。

なお、整備に当たっては、次の点に留意し進めるものとする。

- 非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

#### (ア) 避難所

市は、再生可能エネルギーの活用を含め、避難所への非常用発電設備等の計画的な整備を図るものとする。

#### (イ) 防災拠点

市及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

## (ウ) 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努めるものとする。また、病院や社会福祉 施設など人命にかかわる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が 可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

## 2 非常用発電機の燃料確保

市及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

## 3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設の施設管理者は、停電時における 運用方法(対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等)を定め、職員や利 用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひと りの役割や必要資材の確認を行う。

## 第10 帰宅困難者対策

大規模災害により、鉄道や路線バス等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、多数の帰宅困難者の発生が予想されることから、災害発生時には市、消防機関、警察機関等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者の安全確保を図るものとする。

#### 1 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

### 2 帰宅困難者発生状況の把握

災害により交通機関の運行が停止した場合、主要駅及び周辺施設、各学校、避難所等から帰宅困難者の情報を得る。

#### 3 一時滞在施設の確保

大規模な災害が発生した場合は、地域住民も大きな被害を受け、指定避難所等に多数避難している可能性が高い。

そのような場所に帰宅困難者が立ち寄る状況が考えられるが、指定避難所等は、当該地域の住民が利用することが一般的であり、地域外の帰宅困難者を受け入れ、限られた避難スペースや物資等を提供して支援することは、避難所等の能力を超え、運営を困難にする恐れがある。

しかし、被災して支援を求める帰宅困難者に対しても、できる限りの支援が必要なことから、公共施設やホテルなどの民間施設の協力により、一時的に滞在可能な施設を確保するとともに、帰宅困難者の誘導を行う。

## 4 交通機関運行状況の情報収集及び提供

各交通機関運行状況の早期の情報収集に努め、帰宅困難者に対して必要な情報提供 を行う。

#### 第11 災害救助法を適用した場合の避難所に関する基準

#### 1 費用の限度

費用の限度は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条の規定により知事が定める額とする。

#### 2 開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。

#### 3 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が内閣総理大臣の承認を得て、これを行う。 なお、市が避難所の設置について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内に知 事に対して期間の延長を申請するものとする。

## 第9節 消防・救急救助活動計画

(消防本部、大仙警察署、総務部)

## 第1 計画の方針

大地震発生時には、建物等の倒壊や火災の同時多発、延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。消防本部は大地震発生時において、関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救急救助活動を実施し、市民の安全確保と被害の防止にあたる。

#### 第2 消防活動

地震により大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部地震災害警防計画(以下「警防計画」という。)に基づき、迅速かつ的確な組織の確立と関係機関との連携による消防・救急活動を実施し、市民の生命身体の安全確保と被害の軽減を図る。

#### 1 組織

#### (1)活動体制

地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに消防本部に警防本部を設置し、 状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。ただし、市に災害対策 本部が設置された場合には、災害対策本部警防部として活動する。

#### (2) 動員体制

消防職員は、市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合直ちに参集する。震度 4以下にあっては、勤務時間外の職員は招集に備えて自宅待機する。

## 2 初動措置

地震発生時の初動措置は、次により行うものとする。

## (1)消防本部の初動措置

- ア 消防本部に警防本部を設置し、消防長が本部長となり情報収集にあたるとともに、状況の把握と消防活動方針策定、指揮命令の伝達にあたる。
- イ 市災害対策本部が設置された場合は、職員を派遣し、情報連絡、その他地域 防災計画に定められた業務を行う。

#### (2) 消防署の初動措置

- ア 消防署に大隊本部を設置し、消防署長が大隊長となり、本部長の指揮を受け、 消防隊を指揮統括する。
- イ 出火防止と初期消火の徹底について巡回広報を行う。
- ウ 必要に応じて、高所見張り所を設置し、職員による災害情報の収集を行う。
- エ 無線を開局し、無線通信確保と合わせて、管轄区域内の被害状況を報告する。
- オ 消防車両の出動態勢を確保するとともにホース、小型動力ポンプ等、多発火 災防御に使用する資機材を増強、積載する。
- カ 大隊長は、地震発生後の管内状況を判断し、火災の発生がなかった場合においては、直ちに救助、救護の対応体制に切り替える。

## 3 消火活動

消防隊の編成は、原則として人命救助と延焼防止を優先するものとし、出動要領、 消防隊の運用、その他消火活動は警防計画に基づいて実施する。

(1) 応急対応体制の確保

消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資材の確保・調達体制、有線電話の途絶時における通信運用等を定める。

(2) 市長からの要請への対応

本部長は、出動準備又は出動の命令又は要請を受けたときは、次の措置をとるものとする。

ア 出動準備命令又は要請を受けたときの措置

- (ア) 警防計画の命令伝達方法により消防職員及び消防団員に出動を命じ、又は 要請するとともに、自宅又は署所に待機させるものとする。
- (イ) 出動準備を終えたときは、消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況及び装備の状況等を本部長を通じて市長に報告するものとする。
- イ 出動命令又は出動要請を受けたときの措置
  - (ア) 警防計画の命令伝達方法により消防職員及び消防団員に集結場所、時刻及 び携帯すべき装具等を指示して出動を命ずるものとする。
  - (イ)消防隊の編成を終えたときは又は活動を開始したときは、部隊編成数、人員、使用装備、活動状況、現場本部の位置等を本部長を通じて市長に報告するものとする。

## (3) 火災防御活動

ア 本部長は、住民及び自主防災組織に対し、出火防止と初期消火の徹底を指導 する。

イ 防御活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、一挙鎮減を図る。
- (イ) 火災発生件数が、消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災 に対して優先して防御活動を行う。
- (ウ) 火災が随所に発生し、効果的な防御が期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。
- (エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険が及ぼされることが予想される場合には、避難者の安全確保に全力を尽くす。
- (オ) 大量の人命救助を要する場合は、状況に応じ、これを優先する。

#### 4 消防団の活動

地震等の大規模災害時には、同時多発火災、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが 予想されるため、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除にあた るものとし、活動の最大目標は人命救助、出火防止及び初期消火とする。

(1)人命救助と避難

地震発生により、家具の倒壊等が考えられる場合は、隣接家屋や周辺家屋の住民の人命救助に努めるとともに、避難の指示がなされた場合は、これを住民に周知し、安全に避難させる。

(2) 出火防止

地震の発生により火災等の災害発生が予想される場合は、付近の住民に対し出火

防止及び飛火警戒を呼びかける。

## (3)消火活動

地域内に火災が発生したときは、警防本部に通報するとともに火災防御にあたる。

#### 5 延焼防止への対応

市は、同時多発火災による被害を軽減するため、大規模火災防御計画を定め、避難 所や医療施設等優先的に防御する施設を指定し、延焼阻止線を設定する。

#### (1) 重要対象物の指定

同時多発火災が発生した場合、避難所、医療施設、防火拠点施設等、優先的に防御する施設を定め重要対象物として指定する。

## (2) 延焼阻止線の設定

火災の延焼や拡大を防ぐため、地形や水利等の状況を考慮のうえ、延焼阻止線を 設定する。

#### (3)消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的運用を図るため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延 焼阻止線、避難所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画 図を作成する。

## 6 立入り制限・警戒区域の設定

消防職員及び消防団員は、必要と認められる場合に、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

## 7 応援要請

市は、災害規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、自力のみでは災害の除去、拡大防止が十分にできない場合には、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部を通じ、秋田市消防本部に対して県内13消防本部による秋田県広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

さらに被害の甚大性が見込まれ、十分な対応がとれないと判断した場合には、秋田 県知事を通じ総務省消防庁長官に対して、消防組織法第44条第1項に基づく緊急消 防援助隊の派遣を要請する。

## 8 受援体制の整備

市は、災害対策本部内若しくは総合防災課内に調整本部を設置し、県内各消防本部の応援消防隊及び緊急相貌援助隊が迅速かつ的確な活動に資するため、進出拠点、活動場所、宿泊場所等を検討し、受援のための整備を行う。

さらに、地域の防災拠点となるべき施設、設備等、災害支援の受入体制の整備に努める。

## 9 火災および災害等の報告

消防組織法第40条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急救助事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによる。

## 第3 情報通信

## 1 情報収集

震災に係わる情報は、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

地震時(震度4以上)においては、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握する。

#### (1)被害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、招集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

#### (2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

## 2 通信運用

震災時における災害対策本部と署、分署の通信は、有線通信を原則とするが、有線 通信が途絶したとき及び出動隊との通信は無線通信による。

## 3 無線通信の優先順位

震災活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 災害の覚知
- (2) 車両の出動命令
- (3) 応援の要請
- (4) 救助又は救急状況
- (5) 災害状況の報告

## 第4 自主防災組織による消火活動

市は、地震に伴い火災が発生したときは、住民及び自主防災組織に対して出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。

#### 1 出火防止

住民、自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス、電気の使用停止等を近 隣へ呼びかけ、出火の防止に努めるものとする。

#### 2 消火活動

火災を発見した場合には、住民、自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行う とともに、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

## 第5 救急・救助活動

同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊又は消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

#### 1 活動体制及び活動の原則

## (1)活動の体制

ア 発災初期の活動体制

発災当初(被害状況が把握されるまでの間)は、原則として署所周辺の救助・救急を行い、以後大規模救助事案の確認及び救急病院等の受入体制を把握し、 広域的救助・救急体制に移行する。

イ 火災が少ない場合の活動体制

火災が少なく救助・救急事案が多い場合は、消防隊、消防団の投入も含めて、 早期に救助・救急体制を確保する。

## (2) 県の活動

ア 県は、被害の状況及び市の活動状況を把握し、応援の必要を認めた場合又は 市から応援の要請があった場合は、他の市町村に応援を指示し、また自衛隊等 に対して応援、派遣を要請する。

イ 県は、市町村等、警察、自衛隊等の複数の機関による救助活動実施の際は、 各機関との総合調整にあたる。

## (3) 関係機関の活動

ア 警察は、市や県から救助活動の応援を求められた場合又は警察が自ら必要と 判断した場合には、速やかに救助・救急活動を実施する。

- イ 自衛隊は、市の派遣要請要求に基づく県の要請により、必要な救援活動を実 施する。
- ウ 消防本部と各関係機関は、活動にあたり、担当区域を定める等、重複又は取り落としのないよう十分な打ち合わせに基づき活動する。
- エ 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動を積極的に支援し、災害対策本部にその 活動状況を報告し、情報の共有化を図る。

## (4)活動計画の作成

消防機関の長は、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関とあらか じめ協議のうえ、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、活 動計画を定める。

### (5) 救急・救助活動の留意点

ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする ものを優先して医療機関に搬送する。

- イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。
- ウ 孤立した場所からの救出や重度傷病者等の搬送について、県消防防災ヘリコ プターの有効活用を図る。
- エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防 災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。同時に救助事案が併発してい る場合は、多くの人命を救護できる事案を優先に、効果的な活動を行う。ただ し、活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を 優先して実施する。
- オ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が併発している場合は、火 災現場付近を優先に救助の時期を失うことのないよう活動を行う。

## 2 消防職員及び消防団員の措置

(1) 消防職員及び消防団員の準備・出動

消防職員及び消防団員は、出動準備命令(要請)又は出動命令(要請)を受けた ときは、直ちに命令又は要請事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動 の状況を本部長に報告するものとする。

(2) 緊急車両通行の円滑な運行の確保

消防職員及び消防団員は、警察官がその場にいない限り、消防機関の使用する緊急通行車両の円滑な運行を図るため、必要な措置を命じ、また自らその措置をとることができる。

(3)消防警戒区域の設定

消防職員及び消防団員は、火災現場において、必要に応じて消防警戒区域を設定し、応急活動従事者以外のその区域からの退去や出入りの禁止若しくは制限をすることができる。

3 救助資機材等の調達

災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、知事に対して必要な資機材の要請を行う。また、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助 用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な 救助活動を行う。

4 自主防災組織等による救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。また、平素から住民及び自主 防災組織に対して救急救助の初期活動についての普及、啓発を推進する。

## 5 応援要請

市は、災害規模が大きく、自力のみでは災害の救助・救急活動が十分にできない場合には、県及び他の市町村に応援を要請する。また、県内13消防本部による秋田県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。

6 応援受入体制の整備

市は、応援要請を行った場合は次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

#### 第6 特殊災害発生時の措置

地震により発生した広域的な林野火災等の災害及び流出油災害の応急対策は、次のと おりとする。

1 林野火災等の災害

地震により広域的な林野等において火災が発生した場合は、現地指揮本部を設置す

るとともに県等の関係機関と連絡調整を図り、以下の対策を講ずる。

- (1) 林野火災が発生しまた他の地域に火災等が多発している場合には、市街地火災優 先の原則に基づき消防団を含めた必要最小限度の消火隊で活動し、以後、空中消火 等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えたうえで活動にあたる。
- (2) 林野等に火災が発生しているが、他の地域に火災が発生していない場合は、速や かに消火体制を整え活動にあたる。
- (3) 市長は、火災区域が拡大し、地上からの消火が困難な場合又は住家等へ延焼するおそれがある場合等で空中消火等が必要と認めるときには、県に消防防災へリコプターの出動を要請する。

また、知事は、県の消防防災へリコプターのみで対処できない場合には、協定等に基づき他道県に対しへリコプターによる応援を要請する。

- (4) 市長は、さらに火災区域が拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められる場合には、県に自衛隊ヘリコプターの派遣要請を求め、県は必要があると認めるときは、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。
- (5) 県にヘリコプターの出動を要請したときは、秋田県林野火災空中消火運営実施要領により以下の体制を整備する。
  - ア 空中消火補給基地及び臨時ヘリポートを設定するとともにヘリコプターが現地に到着するまでに空中消火資機材の搬入及び補給作業従事者の配置等、作業が円滑に実施できる体制を整える。
  - イ 空中消火資機材等の輸送は、これを保管する県が現地に輸送するが、状況に よっては、市及び関係機関が協力する。
  - ウ 資機材の取扱・薬剤の攪拌等は、県職員が行い、また、その指導にあたるが、 市及び関係機関においても要員等可能な限り用意する。
  - エ 林野火災に際し、県の保有する資機材が不足となったときには、東北森林管 理局に協力を要請するものとする。

## 2 流出油災害

地震により陸上の油類貯蔵施設等から河川に流出した油処理対策は、次のとおりとする。

- (1) 市及び河川管理者は、防除措置義務者等に対して流出油拡散防止、除去等の措置 命令及び指導勧告を行う。
- (2)消防本部、関係機関等は、次の防除措置を行う。
  - ア 流出油の拡散状況を調査する。
  - イ 流出油から発生する可燃性ガスの検知を実施する。
  - ウ 流出油の拡散を防止する。
  - エ 付近水面での火気使用禁止について周知、徹底する。
  - オ 付近住民に対し、火気使用の制限をするとともに必要により避難の指示又は 勧告を行う。
  - カ 作業員及び防除資機材を確保する。
  - キ 河川漂流油の回収を行う。
  - ク 回収油の処理を行う。

## 3 大量流出油の防除措置

大量の流出油にかかる防除作業は、流出した油の性状、拡散状況、気象の状況その他種々の条件によって手法が異なるので、流出油の拡散及び性状の変化の状況について、的確な把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に流出油の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

- (1) 防除措置を講ずるべきものが行う防除措置を効率的なものとするため、航空機または機動防除隊により、流出油の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、 作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について、指導を行う。
- (2) 防除措置を講ずべきものが流出油の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずることを命ずる。
- (3) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合は、関係機関は必要な資機材を確保するとともに、防除措置を実施する。

## 第7 防災業務従事者の安全対策

- (1) 市は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底 するための訓練を積み重ねることとする。また、安全靴やライフジャケット等、消 防活動上必要な安全装備の整備に努めるものとする。
- (2) 消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

## 第10節 消防防災ヘリコプターの活用計画

(総務部、企画部、消防本部)

#### 第1 計画の方針

地震発生時には、陸上の道路交通の寸断や通信の途絶が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防御活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

## 第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

県消防防災へリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災へリコプター緊急運航要領」 の定めるところにより、次のとおりとする。

## 1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するこ
	とを目的とすること
緊急性	緊急に活動が行われなければ、住民の生命、身体及び財産に重大
	な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動で
	きない場合等航空機以外に適切な手段がないこと

#### 2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

## (1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師が その必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

#### (2) 救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助 水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できない と認められる場合

- イ 高層建築物火災における救助 地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助 山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認 められる場合
- エ 高速道路等での事故における救助 航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困 難と認められる場合
- オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
  - ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並び に被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、 広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場 合

- ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段が ない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
- エ その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

の状況を監視する必要があると認められる場合

- (4) 災害応急対策活動
  - ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集 地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれが ある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、そ
  - イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集 ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するお それがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うととも に、その状況を監視する必要があると認められる場合
  - ウ 被災地への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送 被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生 活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送す る必要があると認められる場合
  - エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避 難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認めら れる場合

## 第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

1 緊急運航の要請

市長及び消防長(以下「市長等」という。)は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基

準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」(様式第1号)によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防 災航空隊を通じて市長等に回答する。

#### 2 受入体制の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手続
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他の必要な事項

#### 3 報告等

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書(様式第3号)により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連	i絡	先

連絡先	電話番号等		所在地
秋田県航空隊基地	TEL	018-886-8103	秋田市雄和椿川山籠40-1
(消防防災航空隊基地)	FAX	018-886-8105	
	衛星電話	110-59	

県消防防災ヘリコプターの運航体制

- (1) 出動日数 365日(土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制)
- (2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没まで とする。

## (3) 夜間救急搬送

ア 夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災へリコプター緊急運行要領」の 定めるもののほか次のとおりとする。

- ・高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師が その必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合。
- ・救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

## イ 要請時間

昼間運行時間内(原則:午前8時30分から午後5時15分)に出動要請があったときに実施するが、積雪期は中止する。

# 秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間		時 分現在	緊急直通電話										
			叶子	7	刀 5亿1工		F	AX					
1	要請機関名						Т	EL		発	信者		
2	災害種別		(1)救	:急	(2)救	(助 (:	3)火	災	(4)災害	応急	(5) そ	の他	
3	要請内容		救急	救助	」 空口	中消火	偵察	<u>K</u>	物資輸送	傷病る	者輸送	他(	)
4	発生場所				市・日	町・村						番地	
	(発生時間)			4	 F	月	日		午前・午	 後	 	<del>分</del> 頃	
	(事故概要)												
	(目 標)												
	(離着陸場所)												
5	気象条件		視程	n	n	天候		雲山	量 (高	j r	n) 風向	]	
	(現場)		風速	n	n/s	気温		$^{\circ}\! C$	(		警報	<ul><li>注意報》</li></ul>	)
6	現地指揮者		所属	<ul><li>職名</li></ul>	3・氏	:名							
7	通信手段		無線和	重別	(全国	波・県	波・	市	可村波)				
	(現場)		現地打	指揮オ	上部(重	車) 呼出	3名(	コー	ールサイン	ン)			
8	傷病者等		氏名		I I			4	年齢 !	歳	性別	男・2	女
9	傷病名・症状												
10	傷病者搬送		出動结	<b></b>	1				搬送先				
	(着陸場所等)		所在均	也	i !				所在地	į			
			及び		!				及び				
			目標		! !				目標				
			(病院	名)	 				(病院名)	 			
11	要請日時				年	月	日	(	曜日)	)	時	分	
12	他の航空機の活動要	請	(有・	無)核	幾関名	1				機数		機	
*	以下の項目については	は、魚	抗空隊	で出	動可る	5を決力	定後	に〕	車絡します	<b>す</b> 。			
1	航空隊指揮者	指揮	者名										
	コールサイン	無線	種別	(全国	波・	県内波	(		コー	ルサイ	イン		
2	到着予定時間			年		月	F	(	曜日	)	時	分	
3	活動予定時間					時間				分			
4	必要資機材												
,	※その他の特記事項												
					航2	空隊担	当者						

## 災害状況報告書

							年	月	日現在
要請活動種別	(1)火災	(2)救」	功	(3)救急	(4) 但	真察	(5)その他		
要請者									
発生場所									
発生日時		年	月	日(	)	:	天候(	)	)
(要請日時)		年	月	日(	)	:	天候(	,	)
事故概要									
	元 老 /	左 4公			A /h 土				
	死者(性別	• <del>11</del> 图P /			負傷者				名
死傷者数			計	名	うち重	症			名
70 m e 30	行方不明		μι	71		等症			名
	1122 1.01			名	軽	症			名
要救護者数				н	救助人				H
(見込み)				名		•			名
活動の状況									
その他参考事項									
報告者氏名				活動従	事者名				

## 第11節 水防活動計画

(総務部、建設部、消防本部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所、県仙北地域振興局 建設部)

## 第1 計画の方針

地震による洪水等の水災の警戒及び防御等、市内各河川、ダム、湖沼等に対する水防 上必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 水防組織

本市における水災防止に万全を期するため、これを総轄する水防本部の設置、水防本部の組織及び水防活動組織を「大仙市水防計画」で定めるものとする。

## 第3 水防活動

1 監視、警戒活動

本部長は、大地震発生後直ちに関係職員及び水防団員等による市内の巡視を実施し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう求める。

#### 2 水門等の操作

緊急を要する場合は、河川の水門や市が管理する南外ダムのゲート閘門の操作、その他について適宜水防活動を行うものとする。

また、地震により水門や閘門に被害が生じ、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合は、仙北地域振興局建設部に応援を要請する。

水門の所在は、資料編14-6 樋門・樋管一覧表を参照のこと。

## 3 水防資機材の確保

本部長は、水防倉庫及び水防資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ関係団体・業者と応援協定を結び、確保に努める。

#### 4 応援要請

本部長は、市単独での浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、県に応援を要請する。

#### 5 浸水防止活動の実施

#### (1) 河川

本部長は、堤防の決壊、洪水等のおそれがある場合は、速やかに所属職員、水防団員等をして水防活動を実施するものとする。

#### (2) 農業施設

本部長は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行う。

また、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を行う。

#### (3) 実施体制の整備

水防活動を実施するため、あらかじめ班を編制し、実施体制を整えておくものと する。

## (4) 安全確保の原則

水防活動にあたっては、従事する者は自らの安全の確保を第一に図ること。

## 6 その他の活動

その他の警戒及び防御等に必要な活動については、「大仙市水防計画」による。

## 第12節 災害警備計画

(大仙警察署)

## 第1 計画の方針

警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の 生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

## 第2 災害警備

1 災害発生時等の警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察が行う警備活動はおおむね 次のとおりとする。

- (1)情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2)被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難指示・誘導及び危険箇所の警戒
- (4)被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保と不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9)被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) ボランティア団体等の支援活動
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定に関する活動

## 2 警備体制

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害警備連絡室の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模等から判断して災害 警備対策室又は災害警備本部の設置に至らない程度のものである場合は、警察本部 に災害警備連絡室を設置する。

(2) 災害警備対策室の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要がある場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

(3) 災害警備本部の設置

災害の状況に応じ必要がある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。

- (4) 警察署現地警備対策本部等の設置
  - 警察署においては、災害警備本部等に準じて所要の警備体制をとる。
- (5) 体制の切替及び解除への対応

気象状況の好転、悪化、危険状態の解消、緊迫、被災地における応急措置の経緯等、情勢に応じて、緩和、強化若しくは解除される体制に対応し、連携を保つこととする。

## 3 交通対策

## (1) 交通秩序の確保

災害時においては、次の要領によって、早期に交通秩序の確保に努める。

- ア 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。
- イ 前号の調査に基づく交通関係情報を取りまとめ、関係先に通報する。
- ウ 要所に交通案内所、不通箇所、う回路等を明示した立看板等の設備及び交通 整理員を配置する。

## (2)被災地における交通規制

- ア 被災地において、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要が あると認める場合は、速やかに当該規制の対象、区間、期間(又は始期)、う回 路等を決定し、所要の交通規制を行う。
- イ 前項の規制を実施しようとするときは、所定の標識を設定するとともに、報 道機関等による広報によって、交通の禁止又は制限の内容を一般住民に周知す る。

## 第13節 交通、輸送計画

(建設部、健康福祉部、総務部、経済産業部、市民部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所・秋田河川国道事務所、県仙北地域振興局建設部、東日本旅客鉄道㈱秋田支社、日本通運㈱横手支店、大仙警察署)

#### 第1 計画の方針

震災時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものであり、関係機関は輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の緊急輸送に努める。

### 第2 輸送の対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。輸送の対象は、次のとおりとする。

#### 1 第1段階-避難期

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び 物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力施設保安要員等初 動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び 物資

## 2 第2段階-輸送機能確保期

- (1)上記1の続行
- (2) 食料、水等の生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

#### 3 第3段階一応急復旧期

- (1)上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

## 第3 輸送網の確保

1 実施機関

交通支障箇所の通報連絡及び応急対策は、次の機関が実施する。

- (1)国が管理する道路及び橋梁は、国土交通省東北整備局湯沢河川国道事務所大曲国 道維持出張所並びに同省秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所及び角館国道維持 出張所が実施する。
- (2) 県が管理する道路及び橋梁は、県仙北地域振興局建設部が実施する。

- (3) 東日本高速道路株式会社が管理する道路及び橋梁は、東北支社秋田管理事務所及び横手管理事務所が実施する。
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社が管理する鉄道は、大曲駅長等が実施する。
- (5)(1)~(3)以外の道路は、市が実施する。

#### 2 道路、橋梁危険箇所の把握

(1) 市の管理する道路の措置

市長は、その管理する道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早期に把握し、災害時に迅速、適切な措置がとれるようにする。

(2) 危険箇所の通報連絡

ア 市長は、その管理に属する道路、橋梁の支障箇所については仙北地域振興局 建設部、警察署及び関係機関に通報、連絡する。

イ 国道、県道等の支障箇所について、道路管理者、警察署から連絡があった場合には、災害対策本部の各部に連絡する。

#### 3 道路橋梁等

道路管理者は、道路橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事にあたっては、幹線道路を優先する。なお、道路啓開に際しては、自衛隊や建設業協会をはじめとする関係機関と連携を図るものとする。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等については、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## 4 鉄道

鉄道管理者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて、速やかに応急 復旧工事を行うとともに、状況により迂回運転等により交通を確保する。

## 第4 道路の交通規制

- 1 道路被害状況の把握
- (1) 道路管理者による調査

市及び道路管理者は、緊急輸送道路及び沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、地震発生後速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により、通行が危険であり又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察署又は市災害対策本部に通報するものとする。

#### 2 交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、おおむね次によるものとする。なお、これらの交通規制を迅速・的確に実施するために、市は警察、防災関係機関、道路管理者

との連絡を平常時から密にし、有事における協力体制を確立しておく。

- (1) 道路法 (昭和27年法律第180号) に基づく規制 (同法第46条)
  - 災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は交通を禁止し、又は制限(重量制限を含む。)するものとする。
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく規制(同法第4条、第5条、第6条) 災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、秋田県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (3) 災対法に基づく規制 (同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

## 3 道路交通規制等

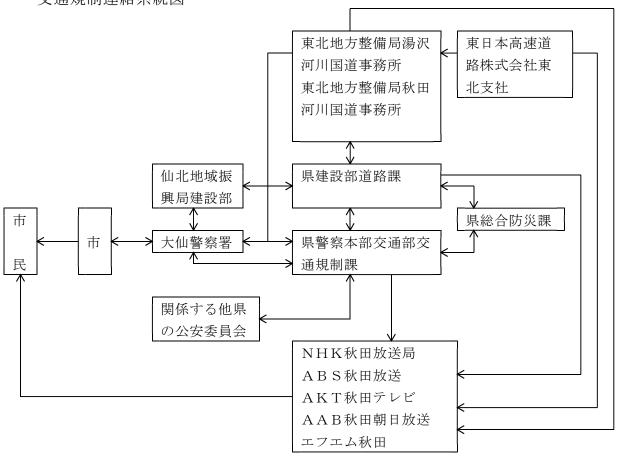
警察署長は、災害の発生に伴い、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施することになっている。

一方、市災害対策本部長は、避難の指示を行うなど、その必要があると認める場合は、 直ちに警察署長に連絡し、交通規制の実施を要請し、安全避難の確保に努める。

## (1) 道路交通規制要領等

- ア 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器 等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- イ 災害により道路橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され、又は発見された とき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施 する。
- ウ 緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制 を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要 がある場合には、被災地周辺の他県の警察の協力も得ながら広域的な交通規制 を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、交通指導隊員のほか、必要に 応じて警備業者との応援協定等に基づき、交通誘導を実施する。さらに、情報 板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。
- エ 交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。
- オ 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
- カ 緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令等 を行う。
- キ 本部長は、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を規制する必要があると認める場合は、その場所又は区間及び期間(期間を定めることが困難なときは、規制の始期並びにその対象及び巡回路)を示して、警察と協議のうえ県公安委員会に申請するものとする。
- ク 警察、道路管理者、対策本部等は、交通規制に当たっては、相互に密接な連絡を図る。

## 交通規制連絡系統図



各機関は、報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ①禁止、制限の種類と対象
- ②規制する区間
- ③規制する期間
- ④規制する理由
- ⑤迂回路の道路、橋梁等の状況

## (2) 交通規制の実施区分

交通規制の実施者は、交通の安全と緊急輸送の確保を図るため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

#### ア 第一次交通規制

災害発生直後の緊急措置として、被災地に通じる緊急輸送道路での緊急自動 車及び確認を受けた緊急通行車両以外の通行を禁止する。

## イ 第二次交通規制

道路状況に応じ、第一次交通規制を解除し、路線別、用途別、時間別により 車両の通行を禁止し、又は制限する。

## ウ 第三次交通規制

道路状況に応じ、車両の通行を禁止し、又は制限する。

#### (3) 規制の内容

## ア 誘導退去

交通規制を行った区域、区間においては、直ちに車両を同路線外へ誘導退去 させる。

## イ 流入阻止

同路線へ進入しようとする車両については、流入を阻止する。

#### ウ 駐車車両の移動

同路線に駐車している車両等については、災害応急対策に著しい支障がある と認められる場合、それらの所有者に対して移動を命じ、所有者が不在又は応 じない場合は、警察官等がその措置を行う。

#### エ 車両停滞への対応

交通規制の実施により、車両の停滞が生じた場合は、関係機関と連携を図り、 必要な措置を講じる。

## (4) 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、次に定める規制標識を設置するものとする。 ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、警察 官等が現地において規制にあたるものとする。

## ア 規制標識

災対法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第2に定めるところにより、又は道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定めるところにより規制標識を設置するものとする。

## イ 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を表示するものとする。

- (ア)禁止、制限の対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- ウ 迂回路の表示

規制を行ったときは、適当な迂回路を選定し、必要な地点に図示する等の措置を講じ、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

#### (5) 運転者のとるべき措置の周知徹底

ア 走行中の車両運転者に対する措置

- (ア)できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その 情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動し、やむを得ず道路内に置いて避難するときは、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### イ 避難のための車両使用の禁止

ウ 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限 (ア)速やかに車両を次の場所に移動させる。

- 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。
- (ウ) 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

## 第5 輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類及び数量等に基づき、効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、自動車輸送が困難な場合には、鉄道、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

1 緊急輸送ネットワークの整備

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、震災対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図る。また、震災時の物流拠点として、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を指定するとともに、秋田県トラック協会との応援協定に基づく輸送要領などについて協議する。

#### 2 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は、自動車輸送とする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行

(3) ヘリコプターによる輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

(4) その他

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

#### 3 輸送力の確保

災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる自動車等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施にあたり必要とする自動車等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に調達を要請し、輸送力を確保するものとする。

#### (1) 自動車の確保

ア 市有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、建設部輸送班は輸送活動に使用可能な市保 有車両の状況について把握し、災害対策本部長に報告する。

## イ 市有以外の車両の確保

市の保有車両で不足が生じた場合は、関係機関又は民間業者に車両の調達を 要請する。

## (ア)調達の方法

車両が不足する場合、建設部輸送班は車両等の調達必要数、調達先、積載 内容、期間及び使用場所を明確にし、要請する。

#### (イ) 車両の待機

市内の各輸送事業者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

## (ウ) 従事命令

市長は、特に必要があると認められるときは自動車運送業者等に対し、従 事命令を発することができる。

#### (エ)借り上げ料金

借り上げに要する費用については、市が当該輸送業者と協議して定める。

(オ) 県及び他市町村への要請

市内での調達が不可能な場合に、必要がある場合は総務部庶務班が県及び 他市町村に対し調達の要請を行う。

## ウ 配車の要請

各部班において車両等を必要とするときは、建設部輸送班に配車を要請する。

## 工 配車

市(建設部輸送班)は、各部局で所有する車両及び応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

- (ア) 輸送班長は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部に対し要請する。
- (イ) 本部長の指示により、輸送計画を樹立し、活動に停滞のないよう努める。
- (ウ) 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示をし、すべて指定された場所に待機する。
- (エ) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着 し、その旨を建設部輸送班に報告する。
- (オ) 配車指令にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。
- (カ) 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所轄する各部及び事業 所の要員をもってあてる。
- (キ) 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な 限り協力する。

#### オ燃料の確保

車両等の燃料確保については、供給業者に要請するものとするが、確保が困難な場合は、知事や秋田県石油商業協同組合等の関係機関に対して協力を要請する。

#### (2) 鉄道輸送の確保

市(総務部庶務班)は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保し、鉄道によって輸送することが適当な場合は、日本貨物鉄道株式会社等に緊急配車の協力を要請する。

## (3) ヘリコプター輸送の確保

市(総務部庶務班)は、ヘリコプターが必要な場合には、秋田県消防防災ヘリコプター応援要綱に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。 ア 応援要請は、県総務部総合防災課あてに、電話等により必要事項を明らかにして行う。

- イ さらにヘリコプターが必要となる場合は、「第3節 自衛隊の災害派遣要請計 画」に定めるところにより、県を通じて自衛隊の派遣を要請する。
- ウ 市 (建設部輸送班) は、航空機輸送に備え、ヘリコプター発着又は物資投下 の可能な地点の選定及び整備に努める。

#### 4 緊急通行車両

災害時における応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

## (1) 通行禁止及び制限

ア 公安委員会は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通 路の確保に当たる。

イ 公安委員会は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、迂回路があるときは明示し、一般交通に支障のないようにする。

#### (2) 緊急通行車両の申請

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災対法第50条第1項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両とする。

## イ 確認手続等

## (ア) 緊急通行車両の確認

市の所有する車両及び災害応急対策に使用するため関係団体から調達した 車両は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由 等を公安委員会に申し出て、当該車両につき緊急通行車両の確認を求め、災 対法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受け運行する。

市の所有する車両は、あらかじめ公安委員会に届出をして届出済証の交付を受ける。なお、運行するときは、県警察本部・警察署等に届出済証を提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、県所有の車両及び県が借り上げた車両については、知事(県総合防 災課)が、その他の車両については、県警本部及び警察署が行う。

#### (3)標章の表示

交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。

## 第6 輸送拠点・集積場所

- 1 救援物資等の各避難所への配送
- (1) 救援物資等の対応専門班の配置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、建設部輸送班、産業部、

民生部の職員からなる専門班を集積場所に配置する。

専門班の主な業務は、次のとおりとする。

- ア 救援物資の受付
- イ 救援物資の集積状況の把握
- ウ 救援物資の配送指示
- エ 集積、配送状況等の情報の提供
- オ 救援物資配送計画の作成
- カ 食料、生活必需品の調達
- キ 輸送車両の配車指示、借上等
- (2) 集積・配送拠点への人員配置

救援物資の集積や仕分けには多くの人員が必要となることから、各部への動員要請やボランティアの協力を求めて配置する。

## 第7 災害派遣等従事車両に係る手続き

本市が被災し、他県等からの支援を受ける場合、知事は、高速道路会社等に有料道路料金の免除措置を依頼する。高速道路会社等が有料道路料金の免除を決定し、県からその旨の通知があった場合、総務部(指揮庶務班)が証明書発行等の事務手続きを行う。

## 第14節 給食、給水計画

(総務部、企画部、健康福祉部、農林部、上下水道局)

## 第1 計画の方針

震災時に、被災者及び応急対策従事者に対して速やかに給食、給水を行い、市民生活の安定と応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な措置を図るものとする。

## 第2 給食計画

## 1 実施機関

民生部救援班は本部長の指示に基づき応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し、炊き出しを行う。また、食糧の調達については民生部救援班及び産業部農林班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、又は知事の補助機関として実施する。

## 2 食糧供給の対象者

- (1)避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する者
- (4) 病院、ホテル等の滞在者及び災害現場において災害応急対策に従事する者で、食料の供給が必要な者(この場合は、災害救助法による措置としては認められない。)

## 3 災害時における食料の応急供給の基準

(1) 応急供給を行う場合

地震による災害が発生し、又はそのおそれのあるときで市長が必要と認めたとき。

- (2) 炊き出しその他による食糧の給与
  - イ 給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。
  - ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
  - エ 実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内の量を現物により支給する。
- (3) 米穀の供給基準量及び供給方法

配食対象	1人当り配給限度量	配 給 の 方法
り災者に対し、炊き出し	1 食当り精米100グラム	1 知事又は市長は、取扱者を指
による給食を行う場合		定して配給又は給食を実施させ
り災者に対し、現物で配	1日当り精米300グラム	る。
給する場合		2 原則として米穀を配給するが
災害地で防災活動に従事	1 食当り精米150グラム	実情によっては乾パン又は麦製
する者に対して給食を行う		品とする。
場合		3 期間は災害発生の日から7日
		以内、ただし被災者が一時縁故
		地等へ避難する場合は、3日分
		以内の量を現物で支給する。

## (4) 緊急措置

市は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給数量、受領責任者等の事項を知事に報告する。

## (5) 災害救助法を適用した場合の食料供給基準

#### ア 供給対象者

供給対象者は、第2 2に掲げる者とする。

### イ 費用の限度

災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条の2の規定により知事が定める額とする。

#### ウ 供与の期間

期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間に3日分以内の量を現物により支給する。

## エ 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が厚生労働大臣の承認を得て、これを行う。

なお、市が食料の供給について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内 に知事に対して期間の延長を申請するものとする。

#### オ 供給台帳の作成

市(民生部救援班)は、食料供給台帳を作成し、食料供給の管理を行うものとする。

		ν	7 . 17 .		
供給月日	供給数量	供給価格	住 所	氏 名	印

供給台帳

#### 4 食料の供給品目

## (1) 災害に応じた品目選定

食料の給与にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して給与する。

## (2)被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数並びに被災者の年齢構成及び健康状態を把握し、状況 に応じた食料品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に要配慮者、食物アレルギー患者等に配慮した品目の供給に配慮する。

## (3) 基本的な品目

米穀類 (米飯を含む)・麺類・乾パン、食パン等の主食の他、必要に応じて、副食を給与するものとする。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

## 5 食料の確保

## (1)食料購入(配分)計画表の作成

市(民生部救援班)は、被災者に対する食料供給を必要と認めた場合は、「世帯構成員別被害状況」を基準として「食料購入(配分)計画表」を作成し、これに基づき購入及び備蓄の拠出を行う。

## (2) 米穀

協定締結業者ほか市内の米穀小売、卸売業者から調達する。

協定締結業者等の所有米穀のみでは不足するときは、県及び援助協定締結都市に 援助協力を要請する。

災害救助法が適用されたときは、知事が、農林水産省東北農政局大仙地域センター長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対する「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡し」の方法により調達する。

交通・通信の途絶により、前記の方法で調達した米穀の引渡しに係る知事の指示を受けることが出来ない場合は、本部長は、現地供給機関と協議のうえ緊急引渡しを受けることができる。

この場合において、本部長は、事後速やかに次の事項を知事に報告する。

- ア 災害発生の日時
- イ 被災場所
- ウ供給人員
- 工 供給品目
- 才 供給数量
- カ 受領責任者等

## (3) 副食等

副食、調味料、野菜、粉ミルク等は、協定締結業者ほか市内小売業者などから調達し、災害が甚大で市内での物資の調達が困難な場合は、県及び援助協定締結都市に援助協力を要請する。

## (4) 食料集積地の選定及び管理

ア 食料集積地の選定

市(総務部指揮庶務班)は、交通及び連絡に便利な公共施設その他適当な場所を食料の集積地として選定し、調達した食料の集配を行う。

#### イ 集積地の管理

市(総務部指揮庶務班)は、食料の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示する等、食料管理の万全を期するものとする。

## (5) 県における食料の輸送

知事は、市から食料の調達、あっせんの依頼があったときは、市があらかじめ定めた食料集積地まで輸送するものとし、その引渡しに当たっては、関係の県職員が立ち会うものとする。

## (6) 輸送手段

輸送の手段に関しては、第12節「交通、輸送計画」に定めるところによる。

#### (7) 市内業者との協力体制

市は、市内における食料の備蓄量を調査し、市内業者からの調達を可能にする協力体制を確立する。

## 6 食料の配分及び炊き出しの実施

市(民生部救援班)は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急 食料の給与を、食料の配分及び炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に行う。また、 必要に応じ婦人会、火災予防組合、自主防災組織、日赤奉仕団等に協力を求める。な お、配分した食料は、在宅被災者には原則として付近の避難所で配付、孤立化した地 域には県防災へリコプター等を依頼し配布する。

## (1) 炊き出しの実施方法

ア 炊き出しは、既存の給食施設又は避難所内若しくはその近くの適当な場所に 供給施設を仮設して自ら実施するほか、必要により委託して行う。

イ 配分漏れ又は重複支給者がないようにするため、組・班等を組織し、各組に 責任者を定め、対象者を掌握する。

### (2) 現場責任者

民生部救援班が責任者を配置する。

#### (3) 炊き出し実施上の留意点

ア 献立は、栄養価を考慮するが被災状況により食器等が確保されるまでは握り 飯と漬物、缶詰等を配給する。

イ 炊き出しにあたっては食品衛生に心がける。

#### (4) 米飯業者等への委託

市は、直接食料を供給することが困難なため米飯業者等に委託する場合は、数量 基準等を明示して行う。

## (5) 米穀供給済みの確認方法

応急用供給を実施するため米穀を供給した場合は、災害応急用米穀供給台帳に記載、捺印させる方法を講じて行うものとする。

## (6) 副食品の給与

副食品の給与は、原則として包装食によるものとし、なるべく保存性の高い副食品を添えるものとする。

## (7) 給食体制の確立

市は、できるだけ速やかに給食を実施するため、平素から給食能力が大きく安全性の高い公立の給食センターをはじめ会社、工場、飲食業等の施設を調査し、その協力を得て給食体制の確立を図るものとする。なお、現在、市内の学校給食センターにおいては、災害時に速やかに炊き出しが実施できる機能を有した施設となっている。

#### (8) 非常食料供給の協力体制の確立

非常食料の供給能力を確保するため、必要に応じ婦人団体、日赤奉仕団、ボランティア団体等の奉仕による協力体制を確立し、その出動を要請するものとする。この場合において協力を要請する内容は、次のとおりとする。

ア 本市における食料の備蓄量調査

イ 市内業者からの食料調達を可能にする協力体制の整備

ウ 本市における食料の輸送及び集積所の設定

## 7 県、相互応援協定締結自治体への協力要請

市は、市内で多大な被害が発生し、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、次の事項を明示して県及び災害時における相互応援協定の締

結自治体に協力を要請する。手続については、総務部庶務班が行う。

- (1) 炊き出し要員の応援要求
  - ア 人員
  - イ 場所
  - ウ期間
  - 工 器具
  - 才 数量
  - カ その他参考事項
- (2) 給食原材料等の応援要求
  - ア 種別
  - イ 数量
  - ウ場所
  - 工 送付期日
  - オ その他参考事項
- 8 食料供給のための自衛隊の災害派遣要求

食料供給のため自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、第3節「自衛隊災害派 遣要請計画」に定めるところにより措置するものとする。

## 第3 給水計画

1 実施機関

り災者又は断水地域における市民の飲料水の確保については、市(民生部水道班) が実施するが、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受けて、又は知事の補助 機関として行う。

## 2 対象者及び給水量

災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、発災から3日間は、およそ1人1日約3以とし、4日目以降は20以の供給を目標とする。

(1) 災害救助法及び感染症予防法に基づく給水期間及び給水量

ア 給水期間

区分	給水期間
災害救助法適用の場合	災害発生の日から7日間
感染症予防法適用の場合	家庭用水供給源としての井戸、その他の施設が
	復旧し、汚染の危険性がなくなったときまで

#### (2) 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が厚生労働大臣の承認を得て、これを行う。 なお、市が給水について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内に知事に対 して期間の延長を申請するものとする。

## (3)費用の限度額

給水のために支出できる費用の限度額は、ろ水機その他給水に必要な機械器具等

の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費の実費とする。

#### 3 応急飲料水の確保

地震災害のため水道の浄水機能が著しく低下している場合は、次の方法により応急 飲料水を確保する。

- (1)配水池等構造物の貯留水を利用する。
- (2) 近接市町の水道水を利用する。
- (3)被災地近辺の災害応急用協力井戸及び水質の良好な井戸水、湧水を取水し、 塩素消毒等を実施して飲料水として利用する。

#### 4 応急飲料水の供給方法

市長は、被災地区の道路事情等を勘案し、指定避難場所に対し給水車等による運搬給水により応急給水を行うものとする。

- (1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理
  - ア 平常時における水道水の遊離残留塩素は、0.1mg/L (結合残留塩素0.4mg/L) であるが、水道水(被災水道施設を除く。)以外の水を給水する場合は、浄水基地を設けて、ろ過し、かつ、塩素剤により結合残留塩素が0.4mg/Lになるよう消毒するものとする。
  - イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、末端給水時に結合残留塩素の濃度を0.4mg/L以上確保するものとする。
  - ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行って使用するものとする。
- (2) 給水車等の運行不可能な地域における給水
  - ア 最寄りに浄水基地を設け、その付近の被災者で浄水基地から直接給水を受けることができる者には、バケツ、水桶等の容器に給水するものとする。
  - イ 前記以外の者に対しては、浄水した飲料水及び後記ウにより取水した水道を 蛇口付ドラム缶、18リットル金属缶、ポリエチレン容器等に収納し、給水基地 を設けて受給者に給水する。
  - ウ 地域内において被災しない水道の供給を受けることができる場合及び被災地 外水道事業者の応援を得て水道水の供給を受けて給水するときは、前記イに準 じて給水するものとする。
- 5 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給
- (1) 市長は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保 及び供給に努めるものとする。
- (2) 発災から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、給水施設の復旧状況に応じた供給目標水量を検討する。

## 6 応急給水時の広報

市長は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは応急給水方法、供給拠点の場所、 飲料水調達方法等について混乱が生じないよう、給水の場所や時間等の内容について、 広報車、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

7 災害時の協力体制の確立

- (1)市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、「日本水道協会秋田県支部災害時相互応援計画要綱」に基づき応援を要請するとともに、他の協定書や相互応援計画に基づき応援要請する。この場合において明示する事項は、次のとおりとする。
  - ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)
  - イ 給水を要する地域
  - ウ 給水を要する人員概数
  - 工職種別人員、資材、種類、数量
  - 才 期間
  - カ その他参考事項
- (2)上記の災害時応援に関する協定書によっても処理できない場合は、「第3節 自衛 隊の災害派遣要請計画」に定めるところにより、市長は知事に対して自衛隊の災害 派遣の要請を求める。
- 8 給水器具、機材等の調達
- (1) 緊急調達

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に給水施設の破損等の被害が予想されるときは、水道工事業者に対し、応急対策に必要な器具、機材等の保管 又は供給を求め、緊急調達に備えるものとする。

(2) 給水器具、機材等の受領と保管

市は、調達した給水器具、機材等を受領するときは、本部員が品名、数量等を確認して受領し、保管するものとする。

- (3) 市は、給水器具、機材等を調達することが困難又は不十分なときは、次の事項を明示して知事に応援を求めるものとする。
  - ア 器具、機材等の種別
  - イ 期限
  - ウ運搬先
  - エ その他参考事項
- 9 水道施設被害汚染対策
- (1) 給水施設の保全対策

市は、災害による給水施設の破損、汚染に対処するため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図るとともに、次の事項に留意し、水道工事業者と協力して保全対策を講じるものとする。

ア 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

イ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 水道施設の汚染への対応

市は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けたときは、直ちに次の事項に留意して必要な措置を講じるものとする。

ア 施設の損壊、漏水等の障害の応急復旧を講じること。

イ 水道水が汚染し、飲料水又は家庭用水として使用することが被災者の健康維 持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとること。ただし、家 庭用水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができると認めるときは、使用範囲の制限を行うこと。

## 10 その他

## (1) 衛生面の配慮

市長は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水 を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導に努めるとともに、 汚染水の使用禁止、停止、制限等の措置を行うものとする。

## (2)優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対して、優先的に給水を実施する。

# (3) 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や障がい者等も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

# (4) 住民の協力

給水時の混乱防止や、要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼する。

# (5) 住民の心得

地震災害等に備え、各家庭で飲料水の備蓄及び容量10~20%のポリエチレン容器 を常備するよう周知するものとする。

# 第15節 生活必需物資等供給対策計画

(総務部、企画部、健康福祉部、大仙警察署、消防本部)

## 第1 計画の方針

震災時の被災者が日常生活に欠くことのできない衣料等の生活必需品の確保と供給を 迅速・確実に行い、市民生活の安定を図る。

#### 第2 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他物資の給与または貸与は市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の調達及び市までの輸送は知事が行い、 被災者に対する支給は知事の補助機関として市長が実施する。

## 第3 生活必需物資の範囲

地震災害のため供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資とする。

- (1)寝具(タオルケット、毛布、布団等)
- (2) 衣料品(作業着、洋服、運動靴等)
- (3) 肌着(シャツ、パンツ、靴下等)
- (4) 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、バケツ、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、紙おむつ等)
- (5) 炊事用具及び食器(鍋、釜、やかん、缶切、炊飯器、包丁、茶碗、皿、箸、ほ乳 ビン等)
- (6) 光熱材料(マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池等)

## 第4 生活必需物資の給与及び貸与の対象者

- (1) 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受けた者であること。
- (2) 衣料・寝具その他の生活上最小限度の家財を喪失した者であること。
- (3) 衣料・寝具その他生活必需品が直ちに入手できない状態にあり、日常生活を営むことが困難な者であること。

#### 第5 生活必需品の確保及び配分方法

1 物資の確保及び配分計画

市(民生部救援班)は、各避難所の避難者数や自治会等から提出された避難者以外の一般被災住民数を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定し、市の備蓄品、支援物資、流通備蓄物資等により必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。なお、物資の輸送については、「第12節 交通、輸送計画」による。

(1)配付についての配慮

物資の配付は避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所自治会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。また、避難所間で格差が生じないよう配慮することが必要である。孤立化した地域には、県防災ヘリコプター等を依頼し、物資の配付を行う。

# (2) 人員の確保

供給に際しては、備蓄倉庫からの搬出、小分、配付等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらには自主防災組織、行政協力員及びボランティアの協力を求める。

## (3) 支給、貸与物資

物資等は原則として支給するものとし、本部長が指定したものに限り貸与するものとする。

(4) 給与又は貸与の期間及び費用 給与又は貸与の期間及び費用は、災害救助法が適用された場合に準じる。

#### (5) 帳簿書式

事務の処理に必要な帳簿書式は、災害救助法で定める様式を準用する。

# 2 物資等の保管

市(総務部指揮庶務班)は、物資等の引渡を受けてから被災者に支給するまでその 物資等を保管し、期間、場所、数量等に応じて管理責任者及び警備員を配置し、又は 警察機関、消防機関の警備を要請、指示する等事故の防止の措置をとるものとする。

## 第6 県、災害時における相互応援協定の締結自治体等への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより市内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県、災害時における相互応援協定の締結自治体及び日赤秋田県支部に対して協力を要請する。

# 第16節 医療救護計画

(健康福祉部、消防本部、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲 仙北支部、秋田県柔道整復師会大仙支部、仙北地域振興局福祉環境部、日本赤十字社秋 田県支部、市内各医療機関ほか関係機関)

## 第1 計画の方針

災害が発生すると多数の住民が負傷し健康の危機に瀕するとともに、被災地の医療機関で治療中の住民は十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の住民を健康の危機から守るのが災害医療である。

この医療救護計画は、東日本大震災の教訓を生かし、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動など、災害医療を円滑に提供することを定めるものである。

#### 第2 初動医療体制

1 市の役割

相当規模の災害発生時には、地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、市で対応可能な被災規模の場合は市が災害医療に係る活動を統率する。

このため、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部等地域の関係団体や消防機関、警察、保健所等関係機関との連携体制を整備する。

(1) 県災害医療対策本部への要請

災害の種類や規模に応じ、市で対応が困難な場合は、県災害医療対策本部に対し、 必要な医療支援を求めるものとする。

(2) 災害医療の研修、訓練の実施

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

## 2 実施体制

# (1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任 された場合または事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知 事の補助機関として市長が実施する。

イ 被害の程度等により、同法が適用されない場合は、上記に準じて市長が実施 する。

# (2) 初動体制の確保

ア 市長は、救護所を設置するほか、仙北地域災害医療対策本部の協力を得て、 医療救護班の派遣要請及び医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。

イ 大曲仙北医師会及び大曲仙北歯科医師会は、仙北地域災害医療対策本部から 要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容する必要が ある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力するものとする。 また、災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず医療機関の情報 を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員(保健班員)及び医 療関係者は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

#### (3) 救護所の設置

市長は、救護所を次により設置するものとし、運営にあたっては、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会及び仙北地域災害医療対策本部に協力を要請する。

なお、救護所を設置した場合は、その表示を行い、一般に周知するものとする。

- ア 災害の発生により、傷病者の多発した地域
- イ 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった地域
- ウ 病院もしくは診療所のない地域または医療機関が被害を受け、診療のための 人的、物的設備の機能が停止し、これらの施設で収容できないときは、健康増 進センター各分室、学校、集会所、公民館等に設置
- (4) 医療救護班による医療活動
  - ア 医療救護班の派遣要請

市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報するほか、災害の状況に応じ、仙北地域災害医療対策本部に対し、医療救護班の派遣その他救急 医療活動に必要な措置を要請する。

イ 医療救護班の派遣要請の方法

災害の発生により、市長が仙北地域災害医療対策本部に対して、医療救護班の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (ア) 救助実施地域及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 出動を要する人員(班)及び器材
- (エ) 出動の期間
- (オ) その他必要な事項
- ウ 医療救護班による医療活動
  - (ア) 医療救護班の編成
    - a 医療救護班の編成は、大曲仙北医師会が行う。
    - b 医療救護班員は災害の規模及び状況により増員するとともに、医療を必要とする被災者の増大により医療活動が十分でないと認められるときは、仙北地域災害医療対策本部及び災害協力病院に協力を要請する。
  - (イ) 医療救護班の輸送

災害拠点病院等から派遣される医療救護班の救護所までの搬送は、派 遣病院等が保有する車両又は民間からの借り上げ車両を緊急通行車両と して活用する。

エ 医療救護班の業務

大曲仙北医師会が行う医療救護班の業務は、次に掲げるとおりである。

- (ア)被災者のトリアージ(症状判別)
- (イ) 傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) その他状況に応じた処置
- (オ) 巡回相談チーム、ボランティアとの連携
- (カ) 死亡の確認
- (5) 地域災害医療コーディネーターの派遣要請

市長は、必要に応じ、県に対して地域災害医療コーディネーターの派遣を要請、市が実施する災害医療に係る活動の支援を依頼する。

## (6) 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急 的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- ア診療
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- 工 看護
- 才 助産
- (7) 実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日間とする。

(8) 検案体制

災害による死亡者が確認された場合には、医療救護班の責任者は仙北地域災害医療対策本部に検案医師班の派遣を要請するものとする。

## 3 応援要請

市の能力を超える場合は、県に災害派遣医療チーム (DMAT) の応援を要請する。

# 第3 傷病別搬送体制

救護所から医療機関への搬送は、原則として消防機関が行う。消防機関の組織で対応できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

市及び関係機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また、状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

## 1 受入れ先病院の確保

(1)後方医療施設の確保

救護所では対応できない重症者に対しては、後方医療施設(被災をまぬがれた全 医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、県が「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」を活用して収集・提供する県全域の救急医療施設の応需情報などを利用して重症者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

(2)被災病院等の入院患者の受入

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、 あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重症者を転院搬送する必要性が生 じた場合は、病院等の要請に基づき県に要請し、後方医療施設を確保する。

#### 2 搬送体制の確保

(1)後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム(EMIS)等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、 傷病者を搬送する。なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自 己所有の患者搬送車等により重症者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または 県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

## (2) 搬送手段の確保

ア 各警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

- イ 重症患者の搬送については、救急車による搬送を原則とするが、多数の重症 患者が発生した場合等救急車だけでの搬送が困難となる場合は、県災害医療対 策本部からの指示に基づき、災害協力医療機関等が保有している患者搬送車並 びに多数の患者搬送が可能な車両の確保により搬送する。
- ウ 陸路搬送が困難な場合は、秋田県ドクターへリ及び秋田県消防防災へリコプターのほか、県による自衛隊救難用へリコプターの派遣要請や近県で保有している救急医療用へリコプターの確保により空路搬送を行うこととする。この場合、市は関係消防機関と協議のうえ、安全対策等を実施し、ヘリコプター受入体制を確保する。

## 3 トリアージの実施

(1) トリアージの実施

医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タッグを用いてトリアージ を実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの災害拠点病院、災害支援病 院等への搬送を指示する。

(2) 連絡体制の確保

医療救護班は、重症患者の災害支援病院等への搬送指示にあたっては、地域災害 医療対策本部及び災害支援病院等との連絡体制を確保する。

4 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者(以下「在宅医療機器使用患者等」という。)については、災害時においても継続して提供する必要がある。このため、市は、患者受入可能な医療機関等について県災害医療対策本部からの情報に基づき、在宅医療機器使用患者等の受療の確保に努める。

5 広域医療搬送

県内で治療、収容できないと判断した重症患者については秋田県地域防災計画に基づき、県が広域医療搬送を実施する。

#### 第4 収容医療機関

1 収容医療機関

負傷者は原則として次の施設に収容する。

- (1) 救急告示医療機関
- (2) その他の医療機関
- (3) 応急救護所

#### 2 医療機関の受入体制の確立

市(民生部保健班)は、市内の一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やか に把握し、救護所から搬送される傷病者の受入医療機関として確保するとともに、医 師・看護師等からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を 要請する。

3 受入可能施設の把握

市(民生部保健班)は、消防本部と協力して、医療機関の受入状況を常に把握し、 関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者 が振り分けて受け入れられるよう指示するものとする。

# 第5 医薬品・資器材等の確保

#### 1 常用備蓄

- (1) 災害拠点病院は、医療救護班が使用する緊急医薬品等及び重症患者の救命救急医療その他必要な医薬品等について、平常時に病院で採用している医薬品等を使用しながら一定量を上乗せして確保する形態(以下「常用備蓄」という。)により備蓄する。災害拠点病院の常用備蓄量は概ね3日分を目途とするが、災害時に多数の患者が来院することを考慮するものとする。
- (2) 災害協力医療機関(病院)及び調剤薬局においても、概ね3日分の常用備蓄を行うものとし、二次医療圏ごとに調剤薬局の常用備蓄を保管する体制を整備するものとする。

## 2 流通備蓄

災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品及び医療機器については、 薬剤師会の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在 庫量を情報管理する。

3 備蓄状況の情報収集

災害拠点病院及び災害協力医療機関(病院)は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)に医薬品等の状況を随時入力するものとする。

## 4 資機材の確保

災害時に緊急に必要となる応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、 被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に供給する。

5 医療機関のライフラインの確保

災害時における医療機関のライフラインの確保及び復旧に努める。

6 後方供給支援

医薬品等(輸血用血液製剤や医療用ガスを含む。)の後方供給支援については、秋田 県地域防災計画に基づき県が実施する。

7 お薬手帳の活用

秋田県薬剤師会大曲仙北支部は、必要に応じお薬手帳を救護所等へ供給する。

## 第6 災害・救急医療情報システムの活用

1 広域災害救急医療情報域システム (EMIS)

医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としており、関係機関等において以下の情報を共有する。

- (1) 医療機関の状況(建物倒壊、受入可否、診療の可否)
- (2) 現在の受入患者数 (重症患者数、中等症患者数)
- (3) ライフラインの状況 (電気、水道、医療ガス)
- (4) 患者転送要請(中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数)

# 2 災害医療情報の提供

市災害対策本部は、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供するものとする。

# 第17節 公共施設等の応急復旧計画

(建設部、各機関)

## 第1 計画の方針

地震発生時の避難、救護及びその他応急活動対策上重要な公共施設をはじめ、道路鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもちろんのこと、地震発生時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図る。

# 第2 道路及び橋梁施設

#### 1 実施の主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、国道13号と国道46号が東北地方整備局湯沢河川国道事務所及び同秋田河川国道事務所、国道105号、国道341号と県道が仙北地域振興局建設部、市道を市建設部とする。

#### 2 実施の要領

## (1) 施設被害の把握

各道路管理者は、被害発生とともに、道路パトロールを強化するとともに各関係機関を通じ、又は市民から直接情報を収集する。

#### (2) 広報活動

各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、 交通規制の行われている道路等についてラジオ、標識、情報板、看板、道路パトロ ールカー等により通行者に周知徹底を図る。

## (3) 応急復旧

ア 各道路管理者は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握する ため、パトロールカーにより巡回を実施するとともに、地域住民からの道路情報の収集に努める。

# イ 応急復旧対策

各道路管理者は、応急復旧計画を作成し、障害物の除去、仮工事により道路 ・橋梁を速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に 復旧作業を行う。

## ウ 要員及び資機材の調達

#### (ア) 応援協定の締結

本部長は、必要な要員や資機材を確保するため、あらかじめ、関係業者や関係団体と応援協定の締結等を行う。

#### (イ) 応援協力の要請

関係機関、関係業者等への応援協力の要請は、次の事項を明らかにして行う。

- ①資機材の種類及び数量
- ②職種別人員
- ③従事場所

- ④従事期間
- ⑤作業内容
- ⑥その他の参考事項
- エ 関係機関との連携
  - (ア) 広域的な連携体制の確立

被災状況の連絡及び応急復旧作業にあたっては、関係防災機関、近隣市町村等との広域的体制をとるよう努める。

(イ) 関係機関との連携

障害物の除去等にあたっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理 者等の協力を得て行う。

# 第3 河川及び内水排除施設

1 実施の主体

河川及び内水排除施設の応急復旧の実施責任者は、各河川管理者とする。

#### 2 実施要領

(1)被害の把握

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生など、何らかの変化がみられる可能性が高い。特に河川増水時には、河川管理者はこのような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する。

## (2) 応急復旧

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、各管理者は、関係機関や 地域住民に周知を図るとともに、土のう積みなどの応急工事の実施、警戒避難体制 の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。

なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

#### 3 広報活動

各河川管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、 被害状況等についてラジオ、パトロールカー等により周辺住民に周知徹底を図る。

河川及び内水排除施設の応急復旧で交通規制が必要な場合は、ラジオ、標識、情報板、看板等により通行者に周知の徹底を図る。

## 第4 鉄道施設

1 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)秋田支社長とする。

## 2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

被害の状況を迅速かつ的確に把握するため、各現場から状況を報告させるほか、

災害発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民に対しても被害情報の提供を要請する。

## (2) 広報活動

ア 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。

イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関連会社、 関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行い得るように必要な措置を 講

ずる。

#### (3) 応急復旧

ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故 の防止に努める。

イ 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。

## 第5 社会福祉施設等

- 1 社会福祉施設
- (1) 実施の主体

社会福祉施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

## (2) 実施の要領

ア 災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに人身事故の防止を 第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。

- イ 停電等の措置、給水不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期す。
- ウ 被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等、その安全を図る。
- エ 施設の被害状況を調査し、応急修理により使用可能な場合は、施設の応急修 理を迅速に実施する。
- オ 災害時の職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な 防災訓練を実施する。

#### 2 病院等

(1) 実施の主体

病院等の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

#### (2) 実施の要領

ア 災害発生時には、消防機関等各関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導を行う。

イ 被害を受けていない他の病院等に連絡し、入院患者の移送等、その安全を図 る。

- ウ 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難措置に 万全を期する。
- エ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス 等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万 全を期す。
- オ 施設の被害状況を調査し、応急修理により使用可能な場合は、施設の応急修理を迅速に実施する。

カ 災害時の職員の業務分担を 防災訓練を実施する。	明確にし、	防災教育を	徹底すると	ともに定期的な

# 第18節 ライフライン施設応急対策計画

(建設部、上下水道局、企画部、秋田県建設部下水道マネジメント推進課、東北電力㈱ 秋田支店、NTT東日本㈱秋田支店、㈱NTTドコモ東北支社秋田支店)

## 第1 計画の方針

上下水道、電力及び電話等のライフライン管理者は、地震が発生した場合、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、地震後の二次災害防止のため所要の措置をとる。

それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。なお、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン管理者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。また、地震によっては、市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、市及び各事業者は相互に連携を図り、必要に応じて県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し円滑な対策の実施を図る。

# 第2 水道施設

1 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、上下水道事業管理者とする。

## 2 実施の要領

- (1) 水道施設の管理者は、災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災状況の 把握に努めるとともに、住民からの情報を収集する。また、被害状況及び復旧の見 通し、給水活動の状況について、保健所長に報告するものとする。
- (2) 水道停止時の代替措置 応急給水活動を「第3章 第14節 第3 給水計画」に示した要領で実施する。
- (3) 二次災害防止の措置
  - 災害時において原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察 ・消防機関等から送水停止等の要請があった場合は、適切な危険防止措置を講ずる。
- (4) 応急復旧の実施
  - ア 作業体制の確保

市(民生部水道班)は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部に対し協力を要請する。

イ 市(民生部水道班)は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業 を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、高齢者施設等の施設に ついては、優先的に作業を行う。

## 応急復旧の行動指針

- ・ 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ・ 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設 や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ・ 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。
- ・ 被害状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

#### ウ 基幹施設の復旧

(ア) 取水、導水、浄水及び配水施設等基幹施設の破損は給水の停止や給水 不良に繋がることから、水道施設の管理者は、災害発生と同時に浄水施設 等の被害状況を調査し、状況に応じた応急工事を速やかに行い施設の機能 回復に努める。

この場合の復旧の順序は、取水施設、導水施設、浄水施設等基幹施設の 復旧を最優先し、ついで主要給水所に至る送配水管、配水本管、配水管、 給水装置の順に復旧する。なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路に ついても、可能な限り優先して復旧するものとする。

- (イ)施設が破損したときは、破損箇所から有毒物等が混入しないよう措置する。特に、浸水地区等で汚水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。
- (ウ) 配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始する。また、破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を実施して共用栓などを設置する。

#### (5) 応援要請

ア 応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、「日本水道協会秋田 県支部災害時相互応援計画要綱」に基づき応援要請し、秋田県支部で対応でき ない場合に秋田県支部が「日本水道協会東北支部」へ要請する。

イ 自衛隊、ボランティアの応援を必要とする場合は、災害対策本部を通して応 援要請する。

ウ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応 援要請する。

## (6) 住民への広報

水道事業者等は、被災状況及び断減水の状況、給水情報、応急復旧の見通しなどについて、関係機関へ通報するとともに、住民に対しての情報も携帯電話によるメール配信や市のホームページ、広報車、報道機関等により周知徹底を図る。

## 第3 公共下水道施設

1 実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は管理区分に従い市長(民生部水道班)及び知事(秋田県建設部下水道マネジメント推進課)とする。

## 2 実施の要領

## (1) 施設被害の把握

実施責任者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集すると ともに必要な情報の交換を行い、連携して対策にあたる。

#### (2) 下水道停止時の代替措置

ア 宅内の排水設備の使用不能時

宅内の排水設備は、市民の要望に基づき、排水設備業者をあっせんするなど 臨時の排水系統の確保に努める。臨時の排水経路を確保できない場合は、使用 可能な隣接の住民への協力を求め、それが不可能な場合は、市は仮設トイレ等 をあっせんする。

## イ 下水管渠の使用不能時

市(民生部水道班)は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレ使用を依頼し、臨時トイレとする。臨時使用のトイレを確保できない場合は、市は仮設トイレ等を設置する。

ウ ポンプ場、終末処理場の使用不能時

県(秋田県建設部下水道マネジメント推進課)は、緊急止水処理をし、一時 的に管内貯留をする。

## (3) 応急復旧体制の確立及び実施

ア 作業体制の確保

市(民生部水道班)は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

## イ 応急復旧作業の実施

市(民生部水道班)は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

#### (ア)下水管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には管渠、マンホール内部の土砂の清掃、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

## (イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、秋田県建設部下水道マネジメント推進課が排水及び処理機能の回復を図るため応急復旧工事を実施する。

(ウ) 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

## (4) 応援要請

ア 大規模地震等により、市独自では対応できない下水道被害が発生した場合、 北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合わせ(平成9年6月18 日)に基づき応援要請を行う。

イ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応 援要請をする。

## (5) 住民への広報

携帯電話によるメール配信や市のホームページ、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて住民への広報を実施する。

# 第4 農業集落排水処理施設

1 実施の主体

農業集落排水処理施設の応急復旧の実施責任者は市長(民生部水道班)とする。

#### 2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

市(民生部水道班)は、災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。

(2) 下水道停止時の代替措置

ア 宅内の排水設備の使用不能時

宅内の排水設備は、市民の要望に基づき、排水設備業者をあっせんするなど 臨時の排水系統の確保に努める。臨時の排水経路を確保できない場合は、使用 可能な隣接の住民への協力を求め、それが不可能な場合は、市は仮設トイレ等 をあっせんする。

イ 下水管渠の使用不能時

市(民生部水道班)は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設にトイレ使用を依頼し、臨時トイレとする。臨時使用のトイレを確保できない場合は、市は仮設トイレ等を設置する。

ウ ポンプ場、終末処理施設の使用不能時

市(民生部水道班)は、緊急止水処理をし、一時的に管内貯留をする。

(3) 応急復旧体制の確立及び実施

ア 作業体制の確保

市(民生部水道班)は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

イ 応急復旧作業の実施

市(民生部水道班)は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

(ア) 下水管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には管渠、マンホール内部の土砂の清掃、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場、終末処理施設

ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復 を図るため応急復旧工事を実施する。

終末処理場が被害を受け、処理機能や排水機能に影響が出た場合は、 仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、応急復旧を図る。

次に周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や消毒池に転用するなどの簡易的な処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

停電のため施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、 機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

#### (4) 応援要請

ア 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応 援要請をする。

#### (5) 住民への広報

携帯電話によるメール配信や市のホームページ、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて住民への広報を実施する。

## 第5 電力施設

1 実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力株式会社大曲電力センターとする。

## 2 実施の要領

(1) 災害時の組織体制

防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、設備、業務ごとに編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

(2) 動員体制(応急復旧要員の確保)

ア 要員の確保

対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を 指示する。

イ 復旧要員の広域運営

「非常災害における復旧応援要綱」(中央電力協議会策定)及び「東地域非常災害対策要綱」(東地域電力技術会議策定)に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、被害が多大で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所などに応援を要請し要員を確保する。

(3) 二次災害防止措置

災害においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察 ・消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力停止時の代替措置

電力施設の事業者は、電力停止時の代替措置が緊急に必要な場合、被害を受けた 線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない範囲において、他ルートから の送電等により代替措置を講じる。

(5) 応急復旧の実施

電力施設の事業者は次の措置により応急復旧を実施する。

ア 災害時における基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急 度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 復旧計画

本部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本部に速やかに報告する。

ウ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によ

ることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難 易度を勘案して、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先するほか供 給上社会的影響・復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

## 電力施設の復旧順位

設 備 名 称		復	夏	旧	順	位	
送電設備	1	全回線送	電不能	の主要	線路		
	2	全回線送	電不能	このその	他の線路	Ż I	
	3	一部回線	送電不	能の重	要線路		
	4	一部回線	送電不	能のそ	の他の網	腺路	
変電設備	1	主要幹線	の復旧	に関す	る送電用	変電所	
	2	都市中心	部に送	配電す	る送電系	系統の中	間変電所
	3	重要施設	に配電	する配	電用変電	意所 (こ)	の場合重要
	施	設とは、画	己電設位	備に記載	載されて	いる施設	とをいう。)
配電設備	1	人命に関わ	つる病	院、災害	害復旧の	中枢とな	る自治体、
	警察、消防、水道、ガス、公共機関						
	2	市民の安定	官に寄-	与する神	皮災者収	容施設、	報道機関
通信設備	1	給電指令回	回線並で	びに制御	卸保護及	び監視回	線
	2	保守用回線	泉				
	3	業務用回線	泉				

## エ 復旧資材の確保

- (ア)対策本部の長は、予備品・貯蔵品等の在庫量を確認し調達を必要とす る資材は可及的速やかに確保する。
- (イ) 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・船 艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。
- (ウ) 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、 この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に 依頼して、迅速な確保を図る。

#### (6) 災害時における広報

#### ア 広報活動

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

#### イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、携帯電話によるメール配信、市のホームページ、広報車、パンフレット、チラシ等により直接当該地域へ周知する。

## 第6 電信電話施設

#### 1 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、NTT東日本(株)秋田支店(以下「NTT東日本秋田支店」という。)とする。

## 2 実施の要領

## (1) 災害時の組織体制

地震災害が発生しまたは発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、NTT東日本秋田支店及び被災地支店等に非常災害措置表に基づく組織を設置する。

#### (2) 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、あらかじめ 定める計画により要員の配置及び関係機関、工事業者に対する応援要請を行う。

## (3)被害状況の把握と情報連絡体制

地震被害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための 諸活動が初動措置として重要であることから、NTT東日本秋田支店は、次の初動 措置を迅速に行う。

#### ア 被害状況の把握

- (ア)被害の概況調査 社内外からの被害に関する情報の迅速な収集
- (イ)被害の詳細調査現地調査班による被害の全貌把握

#### イ 情報連絡

- (ア)情報の収集・分析・記録
- (イ)情報連絡用打合せ回線の作成
- (ウ) 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
- (エ) 状況により情報連絡要員の増員等体制強化
- (オ) 社外の災害対策機関との連絡、協力
- (カ) 気象、道路状況等に関する情報の収集

## (4) 復旧資機材等の確保

応急復旧に必要な資機材については秋田支店保有の資機材を使用するが、不足が生じるときは、東北管内及び本社が保有する資機材を使用する。また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、下記の災害対策用資機材等を配備している。

- ア 可搬型移動無線車
- イ 移動電源車及び可搬電源装置
- ウ 応急復旧ケーブル
- エ その他の応急復旧用諸装置

#### (5) 住民への広報

地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、または利用の制限を 行った場合は、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の住民 等に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載 等により広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶または利用制限をした理由
- ウ 通信の途絶または利用制限の状況
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ その他必要な事項

## 第7 移動通信設備

## 1 実施の主体

移動通信設備等の災害応急復旧の実施責任者は、㈱NTTドコモ東北支社秋田支店とする。

#### 2 実施の要領

#### (1) 災害時の組織体制

地震災害が発生しまたは発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、あらかじめ定める計画により非常時の組織を設置する。

#### (2) 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、あらかじめ 定める計画により要員の配置及び関係機関、工事業者に対する応援要請を行う。

# (3) 重要通信の確保

地震災害の発生に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、地震災害発生時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図り重要通信を確保する。

#### (4) 住民への広報

地震災害が発生しまたは発生するおそれのある場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接当該被災地住民に周知する。

#### (5) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、 工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

## イ 災害対策用資機材等の輸送

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

# 第19節 危険物施設等応急対策計画

(消防本部、大仙警察署、LPガス協会大曲仙北支部、県仙北地域振興局福祉環境部)

#### 第1 計画の方針

震災によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、その特殊性からも二次、三次の 災害に発展するおそれがあるので、関係機関と密接な連携のもとに災害の拡大を防止す る。

## 第2 危険物(石油類等発火性、引火性のあるもの)

1 実施の主体

石油類等の危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。

#### 2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、地震発生時には、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

施設管理者は、警察、消防その他の関係機関との密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ、または広報車等により地域住民に周知する。

## (3) 応急復旧

- ア 施設の管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。
  - (ア) 自衛消防隊員の出動を命ずる。
  - (イ) 施設内のすべての火気の使用を停止する。
  - (ウ) 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
  - (エ) 出荷の中止と搬出を準備する。
  - (オ) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
  - (カ) 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
  - (キ) 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。
- イ 市長は災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設 定、避難の指示または勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を講 ずる。
- ウ 消防機関は火災発生または発生のおそれがある場合は直ちに化学消防車等を 出動させ、引火、爆発防止等の措置を講ずる。
- エ 消防機関は転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施 するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置 する。

# 第3 火薬類

1 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

# 2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

施設管理者は、警察、消防その他の関係機関との密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ、または広報車等により地域住民に周知する。

# (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

- (ア) 災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報する とともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。
- (イ) 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。
- イ 知事は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため緊急の必要がある と認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置を命ずる。
  - (ア) 施設の全部または一部の使用の一時停止を命ずる。
  - (イ) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。
  - (ウ) 火薬類の所在場所の変更または廃棄を命ずる。
  - (エ) 火薬類を廃棄した者に、その収去を命ずる。

## 第4 高圧ガス

1 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急の実施責任者は、施設の管理者とする。

# 2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに 災害の拡大または二次災害を防止するため、速やかな関係機関への通報と自衛 保安に必要な指示を行う。

- イ 知事は、災害の発生の防止または公共の安全の維持のため緊急の必要がある と認めるときは、製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び消費者に 対し、次の緊急措置を命ずる。
  - (ア) 施設の全部または一部の使用の一時停止を命ずる。

- (イ) 製造、引渡、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。
- (ウ) 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の所有者または占有者に対し、その廃棄または所在場所の変更を命ずる。

#### 第5 LPガス

1 実施の主体

LPガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は施設の管理者とする。

#### 2 実施の要領

LPガス販売事業者は、地震発生後、緊急に行う液化石油ガス設備等の点検や応急 措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は地震発生後職員を動員して速やかに被害の情報を収集し 状況の把握を行う。

(2) 広報活動

施設の管理者は秋田県LPガス協会大曲仙北支部の広報車等により、関係業者、 一般需要者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

- (3) 応急復旧
  - ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。
    - (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費の作業を中止 し、必要とする要員以外は避難する。
    - (イ) 貯蔵所は充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ 移動する。
    - (ウ) 必要により施設周辺の住民に対して避難を勧告する。
    - (エ) 災害が拡大し、または二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県L Pガス協会大曲仙北支部に対して応援を要請する。
    - (オ) 災害事故発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、一般 需要者に対する迅速、適切な措置を講ずる。
    - (カ) 秋田県LPガス協会大曲仙北支部は、災害事故発生時には速やかな情報活動と関係諸団体との連携を密にし、関係業者、一般需要者に対し、災害拡大防止の周知徹底を図る。
  - イ 知事は、必要によりLPガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等 に対し、次の措置を実施する。
    - (ア) 製造もしくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部または 一部の使用について、一時停止を命ずる。
    - (イ) 製造、引渡、貯蔵、消費または廃棄の一時停止並びに制限をする。
    - (ウ) L P ガスまたはこれらを充てんした容器の所有者または占有者に対し、その廃棄または所在場所の変更を命ずる。

# 第6 毒物、劇物

1 実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱施

設の責任者(以下「施設の管理者」という。)とする。

#### 2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から地域住民に危害の生ずる おそれの有無について情報把握に努める。

(2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、、必要に応じ被害状況等について地域住民に対し広報車及び報道機関により周知を図る。

# (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

- (ア) 毒物劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署または 消防機関へ通報する。
- (イ) 地震時により被害が発生するおそれがあるときは、関係機関と密接な 連携をとり、危険のある場所の認知及び毒物劇物等の測定を行い、汚染 区域の拡大防止を図る。
- (ウ) 毒物劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は直ちに中和剤、吸収(着) 剤等による処理等を実施し、保健衛生上の危害が生じないようにする。
- イ 市、保健所、警察署、消防機関は、相互に連携をとりながら次の措置を実施 する。
  - (ア) 毒物劇物の流出等の状況を速やかに住民に周知させる。
  - (イ) 危険区域の設定及び立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。
  - (ウ) 毒物劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

# 第20節 防疫、保健衛生計画

(市民部、健康福祉部、上下水道局、県仙北地域振興局福祉環境部)

## 第1 計画の方針

地震災害発生地域の防疫、保健衛生対策等を迅速に実施して、感染症や食中毒発生等 の防止を図る。

#### 第2 防疫

# 1 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下本節において「法」という)に基づき、法に定める感染症の発生を予防・防止するため、知事がその場所を管理する者に命ずることができるが、その者が発生を予防・防止することが困難であると認めるときは、知事の指示により市長が必要な措置を行う。

#### 2 実施の方法

市(民生部保健班)は、知事から法第27条第2項の指示があった場合は、被害地域の 消毒等を実施するとともに、感染症予防に関する市民への広報等、必要な防疫措置等 を行うものとする。

(1) 防疫措置情報の収集・報告

各部及び防災関係機関と連絡をとり、被害状況などの情報を収集するとともに、 防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、 被災者に係る感染症や食中毒の発生の発見に努めるとともに、発見した場合または 疑いがある場合は、関係機関への通報連絡を迅速に行う。

(2)薬剤・防疫資機材・人員等の確保

災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ他の関係機関に協力を求める。

ア 防疫資機材

市が保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、不足する場合は他の関係機関から借用する。

#### イ 薬剤

薬剤を市内で調達できない場合は、県に調達、あっせんを要請する。

- ウ 薬剤・防疫資機材の調達あっせん必要事項
  - (ア) 種類別数量
  - (イ) 送付先
  - (ウ) 調達希望日時
  - (エ) その他参考事項
- (3) 防疫班等の編成

防疫班(班長1名、班員3名)を災害規模により編成する。 検水班は、水道班が担当する。

(4)消毒等の実施

ア消毒

感染症の病原体に汚染された場所または汚染された疑いのある場所につい

て、消毒薬を用いて行う。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いのあるねずみ族、昆虫等 について駆除を行う。

ウ浸水時の措置

被災者に対し清掃方法及び消毒方法を指導し、要請があれば消毒剤の噴霧を 行う。

工 飲料水

検水班は、飲料水の簡易検査を行う。

才 予防接種

伝染病の発生を予防するため、県と協力して予防接種を行う。

# 3 予防教育及び広報活動

感染症の発生及びその蔓延防止のため、携帯電話によるメール配信、市のホームページ、広報車による広報のほか、報道機関や自主防災組織、自治会の協力を得て住民に周知徹底する。

#### 4 検疫調査への協力

市(民生部保健班)は、県が行う検疫調査班による検疫調査に協力するものとする。

## 5 防疫の記録整備

県、警察、消防等の関係機関や関係団体等から被害状況を収集し、その状況や防疫 活動状況等を記録する。

## 6 防疫活動状況等の報告

本部長は、被害状況等を仙北地域振興局福祉環境部を通じて県に報告するものとする。

- (1)被害状況の報告
  - ア 被害状況の概要
  - イ 患者発生の有無及びその数
  - ウ ねずみ族、昆虫類駆除の地域指定の要否
  - エ 災害救助法の適用の有無
  - オ その他参考となる事項
- (2) 防疫活動状況の報告
- (3) 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、「災害防疫実施要綱」に定める災害防疫所要見込 額調により報告するものとする。

## 第3 食品衛生

市は、食品衛生を確保するため、県が行う食品衛生監視指導班に協力し次の業務を行う。

#### 1 食品衛生の監視指導

県の食品衛生監視指導班は、保健所の指示、指導のもとに食品に起因する危険発生 防止に努め、市(民生部保健班)は、その監視指導に協力するものとする。

- (1) 食品営業施設に対する監視、指導
- (2) 救護食品に関する監視、指導
- (3) 炊き出し施設に対する衛生指導
- (4) その他食品に起因する危害の発生防止

# 第21節 廃棄物処理計画

(市民部、上下水道局)

# 第1 計画の方針

災害地域における、ごみ処理、し尿・浄化槽汚泥処理及び犬、猫等の死体処理等の清掃業務を迅速に実施し、環境衛生の保全を図る。

#### 第2 実施機関

市長は、災害により排出されたごみ、燃えがら及びし尿等を迅速に処理する。ただし、 事業所及び工場等から排出される災害廃棄物のうち通常、産業廃棄物として処理するも のについては、原則として事業主が処理するものとする。

本市で処理することが不可能の場合は、県の協力も得ながら、他の市町村や廃棄物関係団体と協議のうえ、支援を要請してその処理を図るものとする。

## 第3 廃棄物処理の方法

災害発生後、災害規模に応じて清掃衛生班を編成し、災害廃棄物処理計画に基づき、 廃棄物処理を行う。

- 1 清掃の方法
- (1) ごみ処理
  - ア 収集順位

腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上または市民生活に重大な支障を与える ものを優先する。

- イ 収集処理の方法
  - (ア) 災害ごみは、市が保有する車両または委託車両により一般廃棄物処理施 設等に搬入する。状況により住民が自己搬入する。
  - (イ) 生活ごみは、ごみ処理能力を勘案した収集計画を作成し、処理する。
  - (ウ) 不燃物又は焼却できないものについては、埋立処分する。この際、住民 に対し十分に周知することが必要である。
  - (エ) 大量に出るごみ対策として必要に応じて公衆衛生上適当と思われる場所 に仮置場を設置する。
- (2) し尿・浄化槽汚泥処理
  - ア 収集順位

浸水地域等の悪条件地域や重要性の高い施設を優先する。

- イ 収集処理の方法
  - (ア) 原則として、し尿処理施設に搬入して処理する。処理施設が被災により 使用不能になった場合は、近隣施設への協力を依頼するほか、下水道への 投入や簡易処理場等を設置し処理する。
  - (イ) 処理能力を超える場合は、仮設トイレの設置、し尿凝固剤の配布等により処理する。
- (3) 犬、猫等の死体処理
  - ア 収集順位

犬、猫等の死体処理は、飼い主が自らの責任で行うものとする。ただし、被

災状況等により飼い主が自らの責任で処理できない場合または路上に放置されている場合には、市民の通報等により、市が処理する。

## イ 収集処理の方法

- (ア) 移動し得るものについては、焼却施設または公衆衛生上支障のない場所 で処理する。
- (イ) 移動しがたいものは、埋設処理等、その場で他に影響を及ぼさないよう 個々に処理する。

# 第4 廃棄物処理施設の応急復旧

被災状況により埋立処分、他の施設への処理依頼をするとともに、し尿処理施設の復旧については迅速に処理する。

# 第22節 行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理・埋火葬計画

(市民部、健康福祉部、企画部、消防本部、大仙警察署、大曲仙北医師会、大曲仙北歯 科医師会、関係機関)

## 第1 基本方針

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者を捜索し、または死亡者の遺体の処理及び埋火葬等を行い、被災者遺族の精神的な安定を図る。

# 第2 行方不明者及び遺体の捜索

- 1 実施責任者
- (1) 市長が関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、 知事から委任された場合または知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事 の補助機関として行う。
- 2 災害救助法が適用された場合の実施基準
- (1) 対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により すでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 支出費用

遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

(3) 実施期間

遺体の捜索の実施期間は、原則として災害発生の日から10日間以内とする。

(4) 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が厚生労働大臣の承認を得て、これを行う。 なお、市が捜索について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内に知事に対 して期間の延長を申請するものとする。

3 災害救助法が適用されない場合の実施基準 上記2に準じて実施する。

#### 4 捜索の方法

- (1) 市(民生部救援班)は、市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届 出受付の窓口を置く。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の氏名、住所、生年月日、身体的特徴、着衣等などについて、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 捜索においては、まず避難所収容記録簿にあたり確認する。
- (4) 市災害対策本部が把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安 否情報等により、要捜索者名簿を作成する。
- (5) 行方不明者の捜索、救出活動にあたっては、市災害対策本部、消防、警察、自衛

隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、活動に万全を期する。

- (6) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ被災状況等からすでに死亡している と判断される者については、直ちに遺体捜索に切り替える。
- (7)遺体の捜索は、消防団等関係機関、地域住民等の協力を得て行う。

#### 5 関係市町等への要請

- (1) 市のみで捜索の実施が困難である場合は、関係市町村等に応援を要請する。
- (2)遺体が流失等により市外に漂着していると考えられる場合は、県や死体漂着が予想される市町村に対し、捜索を要請する。
- (3) 応援の提示事項
  - ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
  - イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等
  - ウ 応援を要する人数、舟艇器具等

## 第3 遺体発見時の措置、搬送等

1 遺体発見時の措置

災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署または直近の警察職員に通報するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等について明確に記録する。届出後は、警察署または警察職員の指示に従う。

#### 2 遺体の搬送

- (1) 市は、警察、民間業者等の協力を得て、遺体の搬送を行う。
- (2)遺体搬送車が不足する場合は、県、民間業者等に応援を要請する。
- (3) 市内への遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県への遺体の搬送、実施要員及び資機材等について応援を要請する。

## 第4 遺体の収容・安置

搬送された遺体については、検視・検案等の処理の後、関係各機関の協力を得て、 身元確認と引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり安置し、納棺する。

- (1) 可能な限り複数の施設を遺体安置所としてあらかじめ指定する。
- (2)遺体安置所の選定については、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や旧学校施設、寺院等を確保する。
  - ア 避難所、医療救護所とは別の場所
  - イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所
  - ウ 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設
  - エ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保
- (3) 上記の適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (4)遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。 また、県や警察と連携し、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。
- (5)遺体収容台帳を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (6)遺体の安置にあたっては、棺やドライアイス、納棺用品等必要な用品を地元の

葬祭関係業者から調達するとともに、不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。

(7) 装身品具及び携帯品は、盗難のおそれのない方法で保管する。

## 第5 遺体の処理

#### 1 実施区分

(1) 市

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市(民生部救援班)が大曲仙北医師会、 大曲仙北歯科医師会等の関係機関の協力を得て行う。

(2) 県

災害救助法が適用された場合、遺体の処理は、知事または知事の委託を受けた 日本赤十字社秋田県支部が救護班を派遣して行う。

- (3) 大仙警察署
  - ア 警察官は明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、 または死体がある旨の届出を受けた場合は速やかに警察等が取り扱う死体の死 因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因、身元、その他調査を行うも のとする。
  - イ 遺体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体 を速やかに遺族などに引き渡すものとする。ただし災害直後の混乱等のため、 遺族などへの引き渡しができないときは、遺体を市長に引き渡すものとする。
  - ウ 遺体について、その身元を明らかにすることが出来ないと認めるときは、遅滞なく着衣及び所持品と共に当該取扱遺体をその所在地の市町村長に引き渡す ものとする。

# 2 処理の内容

(1)遺体の検視・検案

市は、県、大曲仙北医師会及び大曲仙北歯科医師会等と連携して、警察署が行う検視・検案の実施を支援する。

(2)遺体の一次保存

ア 身元の識別のため必要な場合、または埋葬に相当の日時を要する場合は、遺 体安置所に遺体を一次保存する。

- イ 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不 明遺体と区別して保存する。
- (3) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ア 市は、多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理 班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

イ 市は、遺体処理用資機材を事前に準備するとともに、調達できない場合は県 等に要請する。

## 第6 漂流等遺体の処置

1 遺体の身元が判明している場合

市内に漂着し、身元が判明している遺体は、市長が、警察官の検視を受けた後、警察署と協力し、直ちにその遺族、親族、縁者又は災害発生地の市町村の長に連絡して

引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に災害救助法が適用されている場合、これを引き取らせることができないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

- 2 遺体の身元が判明していない場合
  - (1) 警察署等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
  - (2) 市内に漂着し、身元が判明していない遺体であって、災害救助法が適用されている場合又は災害発生地市町村から漂着したものと推定される場合は、前記と同様に取り扱うものとする。
  - (3)遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合には、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)」により処理するものとする。
  - (4)遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取り扱う。
  - (5) 身元不明の遺体の処理においては、次の点に留意する。
    - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理の前後に遺体の顔面部、身体の特徴を写真に撮影するとともに記録すること。
    - イ 遺品等があればこれを保管するとともに、装身品具及び携帯品を記録し、か つ写真に撮影すること。
    - ウ 上記の写真を、記録とともに掲示する等、身元の発見に必要な措置をとること。
  - (6) 県、警察署と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。
  - (7) 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と引受人の発見に努める。

## 第7 遺体の引き渡し

遺体を遺族に引き渡す場合は、警察署等と協力して行う。

- (1) 警察は、検視及び医療救護班の医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族または関係者に引き渡す。
- (2) 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、遺体収容帳により整理し、次の要領により引き渡す。
  - ア 検案書を交付すること。
  - イ 死体請書をとること。
  - ウ 着衣、携帯品及び保管貴金属等の受領書をとること。
- (3) 遺族等の引き取り者がない場合または遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として埋火葬を行う。

## 第8 遺体の埋火葬

- 1 実施責任者
- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となるが、知事から委任を受けた場合は市長が実施する。

- (2) 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に 準じて市長が実施する。
- 2 災害救肋法が適用された場合の実施基準
- (1) 対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合または 死亡した者に遺族がいない等のため埋火葬が困難な場合。

(2) 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

(3) 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として災害発生の日から10日間以内とする。

(4) 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が厚生労働大臣の承認を得て、これを行う。 なお、市が遺体の埋葬について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内に知 事に対して期間の延長を申請するものとする。

- (5) 埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑に埋火葬が行われるよう努める。
- (6)災害による死者の数が多数に及ぶ等の理由により、斎場の火葬能力を超える場合、 近隣市町村等の火葬場使用についての受入を要請する。
- 3 災害救助法が適用されない場合の実施基準 前記2に準じて実施する。

#### 4 埋火葬の方法

- (1) 原則として火葬するが、習慣または状況により埋葬する。
- (2) 棺または骨壺等埋葬に必要な用品の支給及び火葬、埋葬または納骨等の役務の提供を原則とする。
- (3) 引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋葬の手続を行う。
- (4) 縁故者の判明しない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第引き継ぐものとする。 また、無縁の焼骨は無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬する。

#### 第9 費用

- (1) 原則として、市が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。
- (2)災害救助法が適用された場合については同法による。

#### 第10 広報

- (1) 県及び警察署等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、住民等への周知を図る。
- (2) 身元不明者の確認のため遺体安置場所に身元確認のための情報を掲示するほか、「広報だいせん」、マスコミ等へ広報を行う。

# 第23節 障害物除去計画

(建設部、東北地方整備局湯沢河川国道事務所・秋田河川国道事務所、県仙北地域振興局)

#### 第1 計画の方針

道路管理者及び河川管理者は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、 それに基づき、所管の道路及び河川施設について障害物の除去、解体を実施する。また、 災害により住家に運び込まれた土砂、竹木等の除去を実施する。

# 第2 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に 著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

#### 1 実施責任

道路における障害物の除去については、各管理者が必要と認める道路を対象に実施する。

各管理者は、所有する機動力及び職員をもって除去し、交通の確保を図るものとし、 機械及び労力が不足する場合は、建設業協会等から調達する。

連絡先リスト

機関名称	担当部局	所 在 地	電話番号	FAX番号
東北地方整備局	大曲国道維持出	大仙市飯田字大道	0187-63-2157	0187-63-2091
湯沢河川国道事	張所	端128		
務所				
東北地方整備局	秋田国道維持出	秋田市泉字登木73-	018-862-2276	018-864-9040
秋田河川国道事	張所	3		
務所	角館国道維持出	仙北市角館町小勝	0187-54-3181	0187-54-3186
	張所	田前田96-3		
秋田県仙北地域	建設部保全・環境	大仙市大曲上栄町	0187-63-8141	0187-63-1328
振興局	課(道路保全班)	13-62		

#### 2 除去の方法

- (1)除去する道路の優先順位は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路、例えば避難路等
  - イ 災害防止上重要な道路、例えば火災防御線となるような道路
  - ウ 緊急輸送を行ううえで重要な道路
  - エ その他応急対策活動上重要な道路
- (2)除去作業のため必要とする機械器具、運搬のための車両等の確保については関係機関の協力を得るものとする。
- (3)除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限られる。

## 3 応援要請

市長は、保有する人員、設備及び機材で除去することが困難な場合は、県又は他の市町村に次の事項を明示して応援を要請するものとする。

- ア 障害物の除去に必要な職種及び人材
- イ 作業地域、区間
- ウ 必要な資機材の種類及び数量
- エ 応援を要する期間
- オ その他参考事項

# 第3 河川関係障害物の除去

### 1 実施責任

流木等の流出による橋梁被害や、ダムアップによる浸水を防止するため、障害物の 状況を各河川管理者が調査し、速やかに除去する。

#### 連絡先リスト

機関名称	担当部局	所 在 地	電話番号	FAX番号
東北地方整備局	大曲出張所	大仙市大曲金谷町	0187-63-3340	0187-63-2933
湯沢河川国道事		25-40		
務所				
秋田県仙北地域	建設部保全・環境	大仙市大曲上栄町	0187-63-8127	0187-63-1328
振興局	課(河川保全班)	13-62		

#### 2 除去の方法

河川の流水を良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認めた場合に実施する。

- (1) 橋脚に引っかかったような流木等は速やかに除去し、橋脚等の流失を防止する。
- (2) 除去作業にあたっては、救命胴衣や命綱等を装着して安全を確保する。
- (3) 実施は、自らの応急対策器具を用い又は状況に応じて土木作業者の協力を得て、 速やかに行う。
- (4) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限られる。

## 第4 住家関係障害物の除去

#### 1 実施責任

災害救助法の適用の有無に関わらず、市長が障害物の除去を必要と認めたときに実施する。

#### 2 除去の対象物

除去すべき障害物とは、災害によって住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木 等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものである。

その他施設、敷地内の障害物の除去は、当該施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

# 3 除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去できない者に対して行う。

#### 4 除去の方法

障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限られる。

## 第5 障害物集積所の確保

震災によって発生する障害物は、建物の倒壊状況によっては大量になる可能性がある。 市は、最終処分までの間保管する場所を確保する必要があることから、空地等に一時集 積するとともに、近隣市町に対して集積場所の確保を要請する。集積場所が確保できな い場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

- (1) 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を選ぶものとする。
- (2) 国有地、県有地、市有地に適当な場所がないときは民有地を使用するが、やむを得ないとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理には万全を期するものとする。

#### 第6 障害物の処理

1 分別処理の努力

災害により大量に発生する廃棄物についても、可能な限り分別を行うことが望ましいことから、集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。

## 2 工作物の保管及び処分

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名などを公示する。
- (2) 保管した工作物等が消滅若しくは破損するおそれのあるとき、またはその保管に 不相当の費用や手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管する。
- (3) 売却の方法、手続は競争入札または随意契約による。

(教育委員会)

# 第1 計画の方針

教育委員会及び校長は、災害が発生した場合は児童生徒の安全確保を最優先し、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市対策本部と緊密に連携し、県教育委員会など、関係機関の指導・助言を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施する。また、教育委員会は社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

## 第2 情報等の収集・伝達

- (1)教育委員会は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、校長並びに社会教育施設長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長並びに社会教育施設長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員並びに社会教育施設職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等最新の災害情報の収集に努める。
- (3) 校長は、児童生徒及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、 直ちにその状況を教育委員会及びその他の関係機関に報告する。
- (4) 教職員並びに社会教育施設職員は、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

# 第3 応急措置

各校長並びに社会教育施設長が、あらかじめ定めた「危機管理マニュアル」等の計画に基づき、災害状況に応じて具体的な応急措置を行う。

# 1 災害発生直後の体制

校長は、適切な避難の指示により児童生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、 児童生徒及び学校施設の被害状況を把握し、教育委員会に報告するとともに、必要に 応じ臨時休業等の措置をとる。

社会教育施設長は、適切な避難の指示により施設利用者の安全を確保するとともに、 災害の規模、利用者及び施設の被害状況を把握し、教育委員会に報告するとともに、 必要に応じ臨時休館等の措置をとる。また、避難所に指定されている社会教育施設に あっては教育委員会を通じて災害対策本部と連絡を取り、必要に応じて避難者受け入 れ体制を整えるものとする。

#### 2 児童生徒等の避難等

在校時に地震が発生した場合は、以下により児童生徒の避難を実施する。

(1)情報の伝達

児童生徒への災害情報の伝達にあたっては、混乱の防止に配慮する。

(2) 避難の指示

校長は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に 指示する。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行う。

## (3)避難の誘導

校長及び教職員は、児童生徒の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校地外への避難が必要である場合は、教育委員会や消防署、警察署など関係機関の指示及び協力を得て行う。

#### (4) 臨時休業措置

校長が臨時休業措置をとる場合は、教育委員会と協議する。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあっては教職員が地区別に付き添うか、または保護者に連絡のうえ直接引き渡し帰宅させる。

#### (5) 下校時の危険防止

校長は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずる。

#### (6) 校内保護

校長は、災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるとともに、教育委員会に対し、必要な事項を報告する。

### (7) 保健衛生

校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

## 3 在校時以外の措置

## (1) 臨時休業措置

休日や夜間・早朝(登校前)に臨時休業措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急時連絡網などにより保護者及び児童生徒への連絡を徹底させるとともに教育委員会に報告する。

## (2) 安否確認

教育委員会及び各校長は、災害発生が登下校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した「安否確認メール」や「引き渡しカード」等を用いて、児童生徒の安否確認を行う。

#### 第4 応急教育の実施

#### 1 文教施設の確保

教育委員会は、教育活動の実施可能な教育施設等の確保に努めるなど、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合は、できる限り速やかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。
- (2)被災により校舎の一部が利用できない場合は、残存教室や屋内体育施設等を利用する。学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理または補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう措置を講じる。
- (3)被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は臨時休校 措置をとる等の適切な指導を行う。
- (4)校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の学校、公民館、 体育館その他の公共施設等を利用して授業を行うほか、プレハブ等の仮設校舎を建

設する。

#### 2 教員の確保

教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- (2)被災により教員を確保できない場合は、教育委員会が県教育委員会の指導・助言 を得て、適切な措置を講ずる。

#### 3 被災児童生徒の保護

- (1)教育委員会は、被災地域の児童生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時 の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 校長は、児童生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように 指導の徹底を図る。

#### 4 学校飼育動物の保護

- (1)被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理など環境保全に努める。
- (3)被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。

## 第5 学校施設の緊急使用

校舎が避難所等災害時の緊急使用施設に指定されている場合で、本部から使用の指示を受けたときは、校長は収容者に対して支障とならないよう必要な措置を講ずる。

# 第6 教科書、学用品の調達及び支給

被災により就学上著しく支障のある児童生徒に対して教科書、学用品を調達し、支給する。また、文房具、通学用品等を喪失または棄損し、しかも災害のため直ちに入手が困難な児童生徒の人員、品目を調査のうえ、その確保に努める。

### 1 対象者

- (1)災害によって住家に被害を受けた小学校児童及び中学校生徒であること。
- (2) 教科書等がなく、就学に支障を生じていること。

#### 2 支給の品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

# 3 教科書等の確保

(1) 支給の方法

教育委員会は、教科書等の必要数を調査し、県教育委員会に報告するとともに教育委員会において一括調達し、校長を経て速やかに支給する。

4 災害救助法が適用された場合の供給基準

# (1) 対象

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品等を喪失・毀損し、 就学に支障のある児童生徒。

(2) 支出費用

教科書、教材、文房具等に支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

(3) 実施期間

原則として、教科書の供給にあっては災害発生の日から1か月以内、文房具及び 通学用品の供給にあっては15日以内とする。

(4) 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が厚生労働大臣の承認を得て、これを行う。 なお、市が教科書等の供給について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内 に知事に対して期間の延長を申請するものとする。

## 第7 学校給食対策

1 学校給食の中止

学校給食はできる限り実施するが、次の事情が発生した場合は一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用する必要が生じたとき。
- (2) 学校給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。
- (3) 感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき。
- (4)給食物資の調達が困難なとき。
- (5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、または給食の実施が適当でないと認められるとき。

## 2 応急復旧措置

- (1) 施設の被害状況を調査し、復旧措置を講じる。
- (2)被災後、学校給食を開始する際は、給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。

# 第8 文化財の応急対策

地震により文化財が被災した場合には、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財には応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者または管理者(防火管理者を置くところは防火管理者)は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

#### 1 応急措置

- (1) 地震により文化財が火災の被害を受けたときは、その管理者または所有者は直ち に消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。
- (2) 管理者または所有者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財は 教育委員会へ、県指定文化財は教育委員会を経由して県教育委員会へ、国指定文化

財は市及び県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

(3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するために、文化財保護審議会及び研究者等の意見を参考にした応急措置を実施する。

# 2 事後処置

市は、文化財が被害を受けた場合に文化財保護審議会等の意見を参考にして、その被害状況を収集、調査し、その結果を文化庁に報告する。

# 第25節 住宅応急対策計画

(建設部、県健康福祉部、県建設部)

# 第1 計画の方針

震災により住家が全壊(焼)または流出して住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、 公営住宅の提供などを実施し、市民の居住の安定を図るものとする。

また、被災宅地の危険度判定並びに被災建築物の応急危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数の把握等に努めるものとする。

# 第2 応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理

# 1 実施機関

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理は、災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたときは市長が行うが、災害救助法が適用されない場合には、これに準じて市長が行うものとする。

なお、応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等被災者の特別の事情 に配慮するものとする。

## 2 応急仮設住宅の建設

# (1)建設の方針

災害救助法が適用された災害により住家を滅失し、自己の資力で居住する住家を 確保できない被災者を対象に建設するが、その基本的事項は次のとおりとする。

#### ア 建設地

市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を定めておくものとし、県は予定された建設地の中から選定する。なお、仮設住宅の設置予定場所は、市有地または国及び県から提供された公有地もしくは民有地とするが、民有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。

- (ア) 建設場所は、飲料水が得易く、かつ保健衛生上支障のない場所を選定 するものとする。
- (イ)被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の建設場所は、交通、教育、 被災者の生業の利便性等に配慮し、適地を選定するものとする。

#### イ 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとするが、雪害 等に耐える構造とする。

## ウ規模、費用

1戸当りの床面積・費用は、災害救助法に定めた基準によるが世帯数及び資材の調達状況により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準枠を調整してその規模及び費用の追加ができるものとする。

エ 建設資材の県外調達により、限度額内の施行が困難な場合は、厚生労働大臣 の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

#### オ 建設の時期

災害発生の日から20日以内に着工する。

## 力 建設工事

所定の基準により知事が直接建設業者に請負わせるが、状況に応じ知事から 市長に委任される場合がある。

#### キ 協力要請

県は業者の選定等にあたっては、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき社団法人プレハブ建築協会に対して協力を要請する。

### (2) 被災者の収容及び管理

#### ア 収容対象者

災害により被災し、自力で住家を確保できない者であって次のいずれにも該 当する者とする。

- (ア) 住家が全壊(焼) または流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者、または特定の資産をもたない 失業者、寡婦、母子家庭、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者もしくは小 企業者またはこれに準ずる経済的弱者であること。

# イ 収容対象者の調査、報告

本部長は、住家について被害確定の日から5日以内に収容対象者を調査し、直ちに知事に報告するものとする。

# ウ 入居者の選定

市においては、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査して、その資料に基づき県が市の協力を得て選定する。場合によっては、当該選定事務を市に委任される場合がある。

## 工 管理

- (ア)被災者に対し一時的な居住を与えるものであることを考慮し、使用目的に反しないよう県が市の協力を得て適切な行う。ただし市に委任される場合がある。
- (イ) 応急仮設住宅の管理に当たっては、住環境及び衛生の維持管理、入居 者の保健管理、メンタルケア等に努める。

#### オ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

#### 3 応急仮設住宅建設上の留意事項

住宅の応急供給に関わる計画の立案には、正確な滅失住宅数の把握を迅速に行わなければならなく、棟単位ではなく被災戸数の調査が必要である。

#### 4 広報

応急仮設住宅の建設にあたり、「広報だいせん」等で建設可能な民有地に関する情報 提供を求める。

#### 5 報告

(1) 応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告する。(災害救助法が適用され市長に委任された場合)

(2)被害程度、その他の要件から必要があれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、知事に要請する。

#### 6 住宅の応急修理

(1) 修理の対象住家

災害救助法が適用された災害により、住家が半壊(焼)し、その居住者が現実に 当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など、当面の日常生活に欠くことのできない部分(土台、 床、壁、窓、戸、天井、屋根等)とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は災害救助法に定める額の範囲内とする。

(4) 修理の期間

災害発生してから3カ月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置 された場合は6カ月以内)に完了するものとする。

(5) 修理の方法

応急修理計画書(仕様書)を作成し、応急仮設住宅の建設方法に準じて現物給付をもって実施する。

(6) 協力要請

県は、応急修理にあたっては、一般社団法人秋田県建設業協会に対して協力を要請する。市は、大仙市建設業協会連合会や仙北建築士会、大仙市建築設計協会、大曲仙北建設技能組合等に対して協力を要請する。

(7) 給付対象者の範囲

応急修理対象の住家に居住し、自力で修理することができない生活保護法の被保護者もしくは要保護者、または特定の資産のもたない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障害者、勤労者もしくは小企業者等応急仮設住宅の収容対象と同程度の者とする。

7 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記に準じて市長が行う。この場合の実施担当は、建設部土木・建築班とする。

#### 第3 公的住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市町村の公的住宅等に空き家がある場合は、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に対し優先的に提供する。

1 市営住宅の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空き家情報を収集し、提供を要請するとともに、必要な場合は一時入居の斡旋を行う。

また、公営住宅の入居に関する特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合は、他の都道府県等の公営住宅等への入居も含めて斡旋する。

# 2 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一 時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

## 3 被災者への住宅情報の提供

本部長は、庁舎内等での相談窓口の設置や広報活動を行い、応急仮設住宅や借上げ住宅の情報提供に努める。

## 第4 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

地震の発生により、被災した建築物・宅地はその後の余震等により二次災害のおそれがあるため、引き続き安全に使用できるか否かの判定(以下「危険度判定」という。)を行い、その危険性を周知することにより二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

#### 1 危険度判定実施本部の設置

- (1) 市は、市の区域で危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市危険 度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置し、その旨を県に報告する。
- (2) 実施本部は、判定実施計画を作成するとともに、判定士及び判定のための資機材等を確保する。

# 2 危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士は、建物の被害状況又は被災宅地地盤等を調査してそれらの危険度を判定し、建物又は宅地に判定結果の標識を掲げ、使用者及び近隣住民等に注意を喚起する。

# 3 危険度判定士等の派遣要請

市は、危険度判定の実施にあたり、必要に応じて県に支援要請を行う。

## 第5 被災者への住宅情報の提供

本部長は、相談窓口の設置や広報活動を行い、応急仮設住宅の入居募集、応急修理に係る申請手続、各種融資制度の相談等可能な限りの情報の提供に努める。

# 第26節 ボランティアの受入計画

(各部局)

# 第1 計画の方針

大規模な地震災害が市内に発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するには、 市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことも予想される。このため、市は、 被災者の生活救援にあたり、災害に応じてボランティアの協力を得るものとする。

# 第2 ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活及び自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人又は団体」であり、次のとおり区分される。

(1) 一般ボランティア

災害時に被災者の救護活動、高齢者、障がい者等の介護補助等の労務を提供するボランティア

(2) 専門(技術) ボランティア

医師や看護師、通訳、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、外国語・手 話通訳者、文化財修復などの専門家

# 第3 ボランティアの受入分野

- (1) 一般分野
  - ア 災害・安否・生活情報の収集及び伝達業務補助
  - イ 避難所の管理運営
  - ウ 炊き出し、食糧等の配布
  - エ 救援物資等の仕分け、輸送
  - オ 高齢者・障がい者等要配慮者の介護補助
  - カ清掃
  - キ ボランティア対策業務補助
  - ク その他被災地における軽作業等
- (2) 専門分野
  - ア 避難所・救護所等での医療及び看護
  - イ 被災建築物の応急危険度判定
  - ウ 外国語の通訳、翻訳
  - エ 被災者への心理治療
  - オ 要援護者等の介護
  - カ特殊車両の運転
  - キ その他専門的知識、技能を要する活動

# 第4 ボランティアとして活動する個人、団体

- (1) 個人
  - ア ボランティア登録者
  - イ 地域住民
  - ウその他
- (2) 団体
  - ア 日本赤十字社秋田県支部
  - イ 大仙市社会福祉協議会
  - ウ 日本アマチュア無線連盟秋田県支部
  - エ その他ボランティア活動団体

## 第5 受入体制の確保

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努めるものとする。また、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、ボランティア活動を支援する。

1 災害ボランティアセンターの設置

市災害対策本部は、大仙市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、必要に応じて市災害ボランティアセンターを開設する。

災害ボランティアセンターの運営は大仙市社会福祉協議会が行い、市災害対策本部は、運営に必要な職員を市関係部局から派遣する。

- (1) 災害ボランティアセンターの業務
  - ア 市災害対策本部との連絡・調整
  - イ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
  - ウ 各種情報の収集・整理・提供
  - エ ボランティアの受付・派遣・コーディネイト
  - オ 被災者ニーズの把握
- (2) 災害ボランティアセンターの立ち上げと運営

「大仙市災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアル」により行うものとする。

2 災害ボランティアセンターが未設置の場合のボランティアの受入窓口

本部は、災害ボランティアセンターが設置されないときは、市が実施する業務を担うボランティアを受け入れるため、窓口を各班に開設しこれを統括する。

受入の窓口となる各班の業務は、関係機関・団体への要請や受付・活動拠点の提供、 派遣等を行う。

# ボランティアの受入窓口

	区 分	活 動 内 容	受入窓口	
_	般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕	民生部救援班	
		分け、配付、情報の収集・提供、介護補助等		
	医療	医療活動(医師・看護師)、調剤業務、医薬品の仕分	民生部保健班	
専		け・管理(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師)、		
		歯科診療(歯科医師、歯科衛生士)等		
	応急危険度判定	建物の応急危険度判定(応急危険度判定士)	建設部土木・	
			建築班	
	要援護者の支援	要援護者の介護、手話等	民生部救援班	
	語 学 外国語通訳・翻訳等			
門	アマチュア無線	非常通信等	総務部連絡班	
	特殊車両運転	救出・応急復旧用重機運転	建設部土木・	
			建築班	
	応急救護活動等	応急救護活動等(消防職・団員OBによる消防支援隊)	警防部警防班	
	文 化 財	文化財修復判定、文化財緊急修復等	文教部文教班	

# 第6 連携体制

市災害対策本部は、ボランティア活動について以下の支援を行う。

# 1 活動拠点の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

# 2 資材・機材・設備等の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

# 3 被害状況等の情報提供

各班は、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

# 4 ボランティア保険の加入奨励

本部は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を奨励する。

# 第27節 災害救助法の適用計画

(総務部、企画部)

#### 第1 計画の方針

震災によって、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当し、現に救助を必要とする場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

### 第2 適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第1条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

## (1) 適用の基準

- ア 市における全壊、全焼、流失等による住家の減失した世帯数が80世帯以上に 達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)
- イ 県全体の滅失世帯が1,500世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が 40世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- ウ 住家の滅失世帯数がアまたはイの基準に該当しないが、被害が広範な地域に わたり、県全体の住家の滅失世帯が7,000世帯以上に達した場合か、災害が隔絶 された地域で発生し、物資の供給や被災者の救出に特殊な技術を必要とする場 合であって、市において多数の住家が滅失した状態にあるとき。(災害救助法施 行令第1条第1項第3号)
- (注) アからウまで共通で、滅失世帯の算定は全壊1、半壊1/2、床上浸水1/3で 換算
- エ 多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とし、又は物資の供給や被災者の救出に特殊な技術を必要とする状態にあるとき。

(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

# 第3 被害の認定基準

1 住家の滅失等の認定

「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日社施第99号厚生省社会局 長通知)」による

#### 2 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

# 第4 災害救助法の適用手続

- 1 災害救助法による救助は、市の区域単位ごとに実施されるものであり、市における被害が適用基準のいずれかに該当しまたは該当する見込みがあるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、災害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて同法の適用を要請するものとする。
- 2 災害救助法適用の要請を受けた知事は、秋田県災害対策本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは直ちに同法に基づく救助を実施するよう市長及び県関係部局に指示するとともに、関係機関に通知し、または報告し、一般に告示する。
- 3 知事は、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣府(防災担当)へ情報 提供を行うものとする。
- 4 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長 は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その 後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

# 第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

- 1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。
- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3)被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5)災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資材の給与または貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支 障を及ぼしているものの除去

なお、(7)にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された 現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給及び災害援護資金 の貸付けに関する法律」による支給や貸付を実施する。

2 災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害の状況により必要があるときは、政令に定めるところにより、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することとなる。

避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品等の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市は、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備

をしておくものとする。

#### 第6 救助の実施状況の記録及び報告

- 1 市 (総務部) は、委任された災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理 するとともに、その状況を総合防災課に報告する。
- 2 県総合防災課は、これをとりまとめ内閣府(防災担当)に報告する。

# 第7 従事命令

- 1 災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災対法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を市長に委任された場合は、市長は、従事命令による応急業務を行う。 協力命令を除き、従事命令等を発令する場合は、公用令書を交付して行う。
- (1) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲

- ア 医師、歯科医師または薬剤師
- イ 保健師、助産師または看護師
- ウ 土木技術者または建築技術者
- エ 大工、左官またはとび職
- オ 十木業者または建築業者及びこれらの者の従業者
- カ 自動車運送業者及びその従事者
- (2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

(3)管理、使用、保管命令及び収用

救助のための管理、使用、収用できるもの、また保管させることができるもの。 ア 応急措置を実施するため、特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資 で、市長が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

イ 応急措置を実施するため、特に必要と認める物資で、市長がその所有者に保 管させることが適当と認められるもの。

## 第8 公用負担計画

1. 市長等の応急公用負担

災害時において、市長が行う応急公用負担は、資料編 第9「公用負担に関する資料」 のとおりとする。

2. 公用負担の手続

市長が行う応急公用負担は、事前の手続を要しないものとし、知事に属する権限の 委任を受けた場合は、公用令書を発行して行う。

## 第9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

\* 資料編 第3 災害援助に関する資料 3-6を参照

# 第5章 災害復旧計画

# 第1節 市民生活安定のための緊急措置

(総務部、農林部、経済産業部、健康福祉部、市民部、建設部)

#### 第1 計画の方針

大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、平常時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努め、災害時には、市及び関係機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図る。また、農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入・配分措置についても適切な対応を図る。

## 第2 被災者の生活確保

1 社会秩序の維持・物価の安定に関する活動

被災直後から被災地及びその周辺では、人心の混乱に乗じた物資確保のための犯罪の発生等が懸念されることから、市は関係機関との協力により、これらを未然に防止するための活動を行う。

(1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺において、市は警察の対策に協力し、または地域のパトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品の物価が高騰しないよう、または買占め、売り惜しみが生じないよう 監視する。

## 2 職業のあっせん・雇用保険の給付対策

市は、災害により失業した者の再就職を促進するため地域の被災状況、失業者の状況、求人求職の動向等を速やかに把握し、県に報告するとともに、公共職業安定所を通じ、職業あっせん措置を講ずる。

公共職業安定所及び県では、災害により失業した者の雇用確保のため、職業相談、 求人開拓、職業のあっせん、並びに雇用保険の失業給付等について、次の措置を講ず る。

## (1) 職業のあっせん

#### ア 職業相談

公共職業安定所職員を相談所又は被災地に派遣し、被災者への職業相談を行う。

#### イ 求人開拓

被災者の希望する求職条件に適うよう、公共職業安定所において求人開拓を 行う。

ウ 職業のあっせん

現地において災害復旧工事への従事を希望した者に対し、それぞれの希望に 応じた職業の紹介を行う。

## 工 職業訓練等

他職種への転換希望者に対する職業訓練の実施、職業転換給付金などの活用により、被災者の雇用確保に努める。

### (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に認定できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行う。

イ 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害法第25条に 定める措置を適用された場合は、災害による休業のため賃金を受けることがで きない雇用保険の被保険者(日雇労働者は除く。)に対して、失業しているもの とみなして、基本手当を支給するものとする。

# (3)被災事業主に関する措置

ア 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係 法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免 除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずる。

#### イ 制度の周知徹底

制度の周知に当っては、自らの広報に加え、市及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。

# 3 租税の徴収猶予及び減税の措置

地震による災害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予及び減免する措置を講ずるものとする。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置を災害の状況により実施することとなっており、市においても次のような措置を講じる。

### (1) 市税等の徴収猶予及び減免の措置関係

ア 期限の延長 (大仙市税条例第18条の2)

災害により納税者が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出または市税を納付もしくは納入することができないと認める場合には当該期限を延長する。

- (ア) 広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由によるときは、市長は、 地域、期日その他必要な事項を指定して期限を延長するものとする。
- (イ)(ア)以外の場合において、当該行為を行うべき者から申請があった場合は、災害がやんでから2月以内、特別徴収義務者については30日以内において市長は期限を延長するものとする。

#### イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税を一時的に納付しまたは納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さ

らに1年以内の延長を行うものとする。(地方税法第15条)

## ウ減免

市長は、被災した納税者に対し、地方税法及び市税条例の規定に基づき税の減免の措置を講ずる。

## (2) 広報

市税等の徴収猶予・減免措置については、「広報だいせん」により市民に周知を図る。

#### 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年条例第334号)により、災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金を支給し、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

# 5 応急資金、金融対策

大規模な震災時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県、社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建(生活復興)を支援するため、関係機関、団体等と協力し、各種資金の賃付等の措置を講ずるものとする。

## (1) 災害援護資金の貸付

災害により住居や家財を失った被災者を救済するため、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年条例第334号)により、災害援護資金の貸付を行う。

## (2) 生活福祉資金の貸付

秋田県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員及び大仙市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行うこととなっている。

## ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、大仙市社会福祉協議会に備え付けられている借入申込書をその居住地を担当区域区とする民生児童委員を通じ、大仙市社会福祉協議会を経由して、秋田県社会福祉協議会長に提出するものとする。

#### イ 貸付金の種類

災害援護資金

#### (3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的な自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うこととなっている。このため、市では、福祉事務所に窓口を設け、貸付申請書を備え付けている。

# ア 貸付の対象

- ・母子家庭の母(20歳未満の子どもを扶養している方)
- ・父子家庭の父(20歳未満の子どもを扶養している方)
- ・寡婦(かつて母子家庭の母として子どもを扶養していたことがある方)
- ・児童(上記が扶養する児童、または父母のいない児童)ただし、申請者又は生計を一にする扶養義務者の前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

## イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、賃付申請書に関係書類を添付して、県に申請する。

- ウ 貸付金の種類
  - (ア) 事業開始資金
  - (イ) 事業継続資金
  - (ウ) 住宅資金
  - (工) 技能習得資金
  - (才) 生活資金
  - (カ) 就職支度資金
  - (キ) 修学資金
  - (ク) 転宅資金
  - (ケ) 就学支度資金
  - (コ)修業資金
  - (サ) 医療介護資金
  - (シ) 結婚資金
  - (ス) 特例児童扶養資金
- (4) 恩給・共済年金担保融資の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書(日本政策金融公庫に備付)に証書及び 貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出するものとする。

(5) 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払 渡等

郵便局は、次の業務を行うものとする。

ア 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付

災害等により、多数の保険契約者がり災した場合に保険者が一定地域の保険 契約者のため必要と認める場合には、特に指定した郵便局で普通貸付金を即時 払渡す。

- イ 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡
  - 災害救助法が適用された区域内に対し、非常払渡を取り扱う。
- ウ 被災地の被害者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法第2条に規定する被害者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる 救助または同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により 郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

- 6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金のあっせん
- (1) 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失または焼失した低所得の被災者に対する住宅対策として、 市は必要に応じて災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施する。また、 自力で住宅を建設する被災者に対しては住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に 対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整える。

(2) 住宅建設及び復旧計画の検討

市は、公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を行うときは、県の助言・指導を受けながら、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅

地図を作成する。そのうえで、災害住宅建設計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請する。

## (3) 住宅金融支援機構の利用

住宅金融支援機構は、機構が指定した災害により住宅に被害を受けた者で基準に該当する者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条5項の規定により災害復興住宅融資を行うこととなっている。

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅融資の適用災害に該当するときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の借入の促進を図るよう努める。

# 7 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法に基づき、災害救助法が適用される規模の自然災害により住宅が全壊した世帯等に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として、被災者生活再建支援基金の積極的な活用により被災者生活再建支援金を支給する。

また、市は申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

対象となる災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当す				
	る自然災害				
	2 当該市町村区域内で全壊世帯が10世帯以上の自然災害				
	3 本県の全壊世帯が100世帯以上の自然災害				
	4 全壊世帯が5†	世帯以上発生した市町	叮村(人	口十万未満)の	)区域であっ
	て、前三号に規類	定する区域に隣接する	るものに	に係る当該自然	<b></b>
支給対象世帯	1 居住する住宅な	が全壊した世帯			
	2 居住する住宅な	が半壊し、やむなく当	当該住年	どを解体した#	世帯
	3 災害が継続し、	長期にわたり居住る	下可能な	な状態が継続す	けることが見
	込まれる世帯				
	4 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模				
	な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認めら				
	れる世帯(大規模半壊世帯)				
支給限度額	区	分		複数	単身
	前年収入合計額 ≦	1		300万円	225万円
	世帯主60歳以上	700万円 <			
	又は要援護世帯	前年収入合計額	頁		
		≦ 8007	5円	150万円	112.5万円
	世帯主45歳以上	500万円 <			
	又は要援護世帯	前年収入合計額			
		$\leq 7007$			
支給額算定方法	支給額は、世帯区分(単身世帯、複数(2人以上)世帯)に応じて、支				
	給対象経費ごとに積算する。				
	区分 合計 内訳				
			1)~	~4) [5]	~8

複数世帯	300万円	100万円	200万円
単身世帯	225万円	75万円	150万円

- ①通常または特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ②自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費
- ③住宅の移転費または移転のための交通費
- ④住宅を賃借する場合の礼金
- ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)
- ⑥住宅の解体(除却)・撤去・整地費
- (7)住宅の建設、購入または補修のための借入金等の利息
- ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費
  - (注) 大規模半壊世帯は⑤~⑧のみ対象(100万円が限度)
  - (注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給
  - (注)他の都道府県へ移転する場合は⑤~⑧それぞれの限度額の1/2
- (注)要援護世帯:心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1,2級の身体障害者などを構成員に含む世帯

## 第3 農林漁業関係対策

1 計画の方針

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または農林漁業者の組織する団体に対し、 復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、以下のような災害 復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めることとしている。

2 日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する制度である。

- (1)農業関係
  - ア 農林漁業セーフティネット資金
  - イ 農業基盤整備資金
- (2) 林業関係
  - ア 林業基盤整備資金(造林、樹苗養成施設、林道、利用間伐推進、伐採調整)
  - イ 森林整備活性化資金
  - ウ 林業構造改善事業推進資金
  - 工 林業経営育成資金(森林取得、育林、生産方式合理化)
  - オ 農林漁業セーフティネット資金
  - 力 農林漁業施設資金(共同利用施設、主務大臣指定施設)
  - キ 振興山村・過疎地域経営改善資金
  - ク 新規用途事業等資金
  - ケ 中山間地域活性化資金(加工流通施設、保健機能推進施設、生産環境施設)
- 3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法 律第136号)(以下「天災融資法」という。)による融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災(暴風雨、豪雨等) による被害を受けた農林水産業者に対し、農協系統金融機関や銀行等に利子補給を行 い、再生産確保のため必要な経営資金を融資する制度である。 なお、貸付限度額、償還期限等については、天災の都度政令で指定する。

## (1)農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、天災融資法を適用するほか、農地等の災害復旧として、農業基盤整備資金(災害復旧事業)、天災資金の積極的導入を図る。

#### (2) 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用するほか、林業者に対する日本政策金融公庫による融通制度の積極的な活用を促進するとともに、被災後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を指導推進する。

# (3) 内水面漁業関係

被災内水面漁業の施設、漁獲物及び飼料在庫品に対する被害については、天災融資法を適用するほか、農林中央金庫及び県内水面漁業協同組合連合会の系統金融の活用を図るものとする。

#### 4 その他の補助

- (1)農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2)農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災融資法第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

# 第4 中小企業関係対策

市及び県は、災害時の被災中小企業者に対し速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに制度資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

# 1 実施体制

市は、県が設置する「地域経済復興支援対策本部」を中心として、被災中小企業者等を総合的に支援する。

「地域経済復興支援対策本部構成機関」

- (1) 県(産業労働部、関連部局、地域振興局)
- (2)被災市町村
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関(各政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合)
- (5)(公財) あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

# 2 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼動可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- (5) 原材料入手経路、販売ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

# 3 貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等の措置

市及び県は、関係金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付 条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

市は、県、関係金融機関、信用保証協会、関係指導機関等と連携し、災害融資の円 滑化を図るものとする。

# 4 中小企業者に対する金融制度の周知徹底

市は、広報や商工団体を通じて、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。また、商工団体の協力を得て、金融巡回相談を行い、融資の指導・あっせんを行うものとする。

## 5 政府系金融機関に対する災害特別融資の要請

市は、県に対し、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融資金の災害特別融資を要請するものとする。

## 第5 義援金品の受入・配分

被災者救済のため市に寄せられた義援金品の受入及び配分を公平かつ適正に行い、被 災者の自立を支援する。なお、本計画で記載する義援金品には、特定の個人、施設、団 体等への配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

#### 1 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の受付を実施する。義援金品の受付 方法等については、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て広報・周知を図 る。この場合においては、各避難所及び避難場所の要望把握に努めるものとする。

なお、県、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金品の募集及び受付が実施されることがある。

#### 2 保管場所の確保等

受け付けた義援金は、専用の預貯金口座を設け、払い出しまでの間預貯金を保管するとともに、救援物資については、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所を確保する。

県及び市は、被災者に必要な物資が迅速に届くよう、輸送機関の協力を得て一時保 管場所や避難所等への輸送方法を迅速に定める。

## 3 配分方法の検討

被災者あてに寄託された義援金品を公平かつ適正に配分することを目的として、市 災害対策本部会議にはかり、必要に応じて義援金品配分のため委員会を設置する。

# (1) 委員会の構成

委員会は、県、市及び関係指定地方公共機関等で構成するものとする。

# (2)委員会事務局

委員会の事務局は、総務部財政班に置く。

# 4 義援金品の保管

寄託された被災者に対する義援金品については、被災者に配分するまでの間、適正 に保管する。

## 5 義援金品の配分

# (1)配分方法の決定

委員会は、市等の受付機関で受け付けた義援金品の被災者に対する配分方法(対象、基準、時期並びにその他必要な事項)について、協議のうえ決定する。

# (2) 配分の実施

委員会において決定された義援金品の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

# (3)配分の公表

委員会では、被災者に対する義援金品の配分結果について、大仙市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

# 第2節 公共施設災害復旧事業計画

(健康福祉部、建設部、農林部、教育委員会、市立病院、各機関)

# 第1 計画の方針

被災した各施設(特に公共施設)の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたり、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮するものとする。なお、復旧・復興にあたっては住民の意向を十分に尊重し、計画的に事業を進めるものとし、さらに、復旧・復興の推進のために、県や国の協力を求めるものとする。

# 第2 災害復旧計画

罹災施設等の復旧を迅速に行うため、市、指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講ずる。また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足、資機材の払底等の事態を想定して十分にこれを検討する。

## 1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1)河川災害復旧計画

市内河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、再度災害防止を期するため 改良的な方法も勘案するほか、関連事業を含めた一連の計画のもとに、県に対して 施工を要望する。

(2) 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は、治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行うよう、県に対して施工を要望する。

(3) 地すべり災害復旧計画

被災原因を調査し、保全対策により復旧対策工の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

(4) 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面対策として復旧工事を行う。

(5) 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は、被災後直ちに応急復旧工事に着手し、災害の防除と併せ、交通安全の見地からみた工法により復旧工事を行う。

# 2 農林水産施設災害復旧事業計画

## (1)農地農業用施設災害復旧計画

本市における農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流出または水とともに押し流された土砂の埋堆等によって生ずる農地の壊廃が考えられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の溝畔及びため池、堤防、農道の決壊等が考えられる。

これら、農地農業用施設の災害については、これまで原型復旧に重点を置いて復旧がなされてきたが、投資効果を十分に発揮するうえからも、再度災害の防止等も十分反映させた一連の計画を立案し、復旧工事等を実施する。

#### (2) 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。

従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

## (3)農林水產施設災害復旧計画

農業協同組合、森林組合、その他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場等政令で定められた施設が1箇所40万円以上の被害を受けた場合は、国庫補助を活用し災害復旧を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

#### 3 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

## 4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒が生活する学校施設の災害は、その生命保護及び早期の正常な教育活動の再開のためにも、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に、学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の作成にあたっては、次の点に留意する。

ア 災害の原因を究明し、二次災害発生を防止するため、必要に応じ改良復旧に努めるとともに、災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

イ 災害防止上、特に必要があれば、施設設置箇所の移転等についても考慮する。

ウ 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規 定に基づき復旧計画を推進する。

#### 5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

(1)公立病院・診療所施設災害復旧事業

公立の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、

起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

## (2) 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

## 第3 災害復興計画の作成

震災が大規模であり、単なる復旧では被災前の地域の抱える問題を解決できないときは、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

# 1 事前対策の実施

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画 決定や事業認可等の行政上の手続、土地区画整埋や市街地再開発等の事業を行ううえ での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。しかし、被災後 の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続 の流れ等について平常時から整備に努めるものとする。

# 2 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

## 3 震災復興方針・計画の策定

## (1) 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。なお、震災復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていく。

#### (2) 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

#### 4 震災復興事業の実施

震災復興は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県及び国との密接な連携のもとに事業を推進する。

## 5 中長期における技術職員の派遣要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。

(総務部)

## 第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、関係機関等のすべてが、 それぞれの立場において分任するものであるから、当然それに要する費用はそれぞれの 実施機関が負担するものである。しかし、大規模な災害が生じた場合、市の財政では十 分な対応ができない事態も生じることから、法令の規定に基づきまたは予算上の措置に より、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

### 第2 対策

- 1 費用の負担者
- (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用(災対法第91条)

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合または 予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担 するものとする。

- ※ 法令に特別の定めがある場合
- ア 災害救助法第36条
- イ 水防法第44条
- ウ 災対法第94条、第95条
- (2) 応援に要した費用(災対法第92条)

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である市長が負担する。ただし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市が実施した費用(災対法第93条)

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示または応援を受けた市に負担させることが困難または不適当なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部または全部を負担する。

- 2 国が負担または補助する範囲(災対法第94条)
- (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより、または予算の範囲内において国がその全部または一部を負担し、または補助する。

(2) 非常災害対策本部長または緊急対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用 (災対法第95条)

非常災害対策本部または緊急災害対策本部の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部または一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等(災対法第96条)

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定

めるところにより、または予算の範囲内で国がその全部または一部を負担し、また は補助する。

(4)激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費(災対法第97条)

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。

(激甚法の対象となる事業は、「第4節 激甚災害指定に関する計画」参照。)

## 3 災害対策基金

地方公共団体は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため災害救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

## 4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3)上記(1)、(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

#### 5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、 別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講 ずることができる。

# 第4節 激甚災害の指定に関する計画

(各機関)

# 第1 計画の方針

震災による被害規模が甚大な場合には、激甚法に基づき財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、 災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の 指定を受けられるよう措置するものとする。

# 第2 激甚災害指定の手続

#### 1 被害調査

激甚災害及び局地激甚災害に関する調査は、県がおこなう。市長は、県が行う調査に協力するものとする。

#### 2 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として 指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

# 第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、震災後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の各関係部局に必要な調査を行わせる。

県の関係部局は施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を取りまとめたのち、生活環境文化部を通じ知事に報告することとなっている。

# 第4 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日・中央防災会議決定)と、「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日・中央防災会議決定)の二つの指定基準がある。

## 第5 激甚災害に対する援助措置

激甚災害に関する財政援助措置の対象事業は、次頁のとおりである。

区分			 象	 事	業	適用条項
(1)公共施設災害復	1)			<u>_</u>	<i>)</i>  C	第3条
旧事業等に関する	I -	公共土木族	<b>施設災害関</b> 退	車事業		第3条
特別の財政援助		公立学校旅	施設災害復	日事業		第3条
, , , ,	(4)	公営住宅第	災害復旧事業	É		第3条
	(5)	生活保護施	施設災害復	日事業		第3条
			施設災害復			第3条
	7	老人福祉旅	施設災害復	日事業		第3条
	8	身体障害者	皆更生援護抗	を設災害復日	日事業	第3条
	9	知的障害者	<b>当</b> 更生施設等	等災害復旧	事業	第3条
	10	婦人保護旗	施設災害復	日事業		第3条
	11	感染症指定	它医療機関類	災害復旧事	業	第3条
	12	感染症予防	方事業			第3条
	13	堆積土砂抹	非除事業(名	公共的施設[	区域内、公共的	第3条
	施	設区域外)				
	14)	湛水排除事	事業			第3条
	15)	都市災害後	复旧事業			第3条
(2)農林水産業に関	1	農地等の災	災害復旧事業	Ě		第5条
する特別の助成	2	農林水産業	<b></b> <b>農共同利用</b>	施設災害復	日事業	第6条
	3	開拓者等の	の施設の災害	<b>善復旧事業</b>		第7条
	4	天災による	る被害農林流	魚業者等に対	対する資金の融	第8条
	資	に関する曹	暫定措置の特	寺例		
	5	森林組合等	等の行う堆積	責土砂の排	除事業	第9条
	6	土地改良区	区等の行う流	基水排除事	業	第10条
	7	共同利用小	小型漁船の発	建造		第11条
	8	森林災害復	复旧事業に対	対する補助		第11条の2
(3) 中小企業に関す	1	中小企業信	言用保険法に	こよる災害	関係保証の特例	第12条
る特別の助成	2	小規模企業	<b>美者等設備</b>	算入資金助 <i>[</i>	成法による貸付	第13条
	金	:の償還期間	間等の特例			
	3	事業共協同	司合等の施設	役の災害復	日事業に対する	第14条
	補	助				
(4) その他の特別の	.				に対する補助	第16条
財政援助及び助	_		施設災害復		, - ,,,,,,	第17条
成	_		_ , , , <del>_</del>		業に関する負担	第19条
	l		集婦福祉法(	こよる国の生	貸付	第20条
	_	水防資材費		La Sille San Carlo		第21条
	6	り災者公営	営住宅建設事	事業に対する	る補助	第22条
			に係る元利値	賞還金の基準	準財政需要額へ	  第24条 
	_	算入等 雇用保険活	去による求理	職者給付の	支給	第25条

# 第6 復旧事業の促進

市は、県及び関係機関と密接な協力のもとに、被災地の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努める。

# 第1章 後方支援計画

(総務部、企画部、農林部、経済産業部、健康福祉部、建設部)

## 第1節 計画の目的、性格等

## 第1 後方支援の目的

この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、特に岩手県遠野市が果たした「後方支援」を参考にしながら秋田県や近隣市と総合的な調整を図り、事前に各種防災機関の展開や受援体制、全国から参集する一般ボランティアの受け入れ等体制の整備を図ることを目的とする。

## 第2 計画の性格

この計画は、大規模震災が発生した場合における市域の住民や住居などの被害状況の確認、その復旧・復興の対応については前章までを基本とし、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図ることを第一義とする。この際、日本海側に巨大津波が襲来し県内の沿岸部が甚大な被害を受けた場合及び県央・県北地域において全県或いは全国的な救援活動などが必要となる災害救助法を適用する被害が発生し、かつ、当市の被害程度は極小であり、市民生活の健全性を保持できる場合に後方支援計画を適用することを前提とする。

#### 第3 計画の大綱

震災の被害程度にもよるが、単なる支援や復旧では被災後の問題を解決できない場合及び全国規模での復旧・復興支援の必要性が生じた場合、更には被災直後の混乱期において、その他の作業が錯綜し円滑に行えない可能性が高い場合、被災地・被災者支援に関する後方支援について、その手続や割り当て地域の構想などを平常時から整備することに努める。

特に、当市の地理的役割を最大限に活用し救援物資の集積・仕分け・輸送や自衛隊・警察・消防機関などの応援活動地域の割り当て・道路使用の統制・大型へリコプターなどのヘリポートの提供など、また全国から集まる一般ボランティアの受け入れのためのボランティアセンターや自治体などの団体に提供する地域や施設のについて事前に計画するものとする。

# 第2節 後方支援のための緊急処置

### 第1 事前対策の実施

大震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続、土地区画整埋や市街地再開発等の事業を行う人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要が予期される。しかしながら、被災直後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続の流れ等について平常時から整備に努めるものとする。

# 第2 後方支援機能の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、後方支援の必要性を判断した場合は、市長を本部長とする後方支援本部を設置する。

後方支援機能として、次の機能を準備する。

- 1 臨時ヘリポート
  - 大型へリコプターなどの緊急的な離着陸用に既存の運動公園や野球場など
- 2 野営地及び駐車場

自衛隊・警察(広域緊急援助隊、検視隊)・消防(緊急消防援助隊)の部隊が展開するための地積

3 統合指揮本部

大仙市及び展開する防災関係機関が相互調整のための会議室を有する施設

4 広域医療搬送拠点(SUC)の端末地

秋田県が設置するSUC(空港)や沿岸部の重傷者などを内陸部の医療機関へ搬送するための施設(努めて、ヘリポートを有する医療施設)

ヘリポートを有する医療機関又はその近傍施設

5 救援物資の集中保管施設

緊急的な医薬品、毛布、給水ポリタンク、糧食などを一括保管できる広さと緊急 輸送道路上で大型貨物車両の積載及び積み卸しができる施設

6 ボランティセンター

全国から集まる一般ボランテイアを受け入れることができる施設

7 大規模避難所

多くの被災者を収容でき宿泊・給食・入浴設備等が完備された施設

8 その他

災害の種類、規模などにより「精神的ケアが可能な施設」「長距離運転手用などの 一時滞在型の宿泊施設」等については、当時の状況により定める。

## 第3 後方支援方針の策定

市は、学識経験者、市議会議員、市民及び行政関係職員などにより構成される後 方支援検討委員会を設置し、後方支援基本方針を策定する。基本方針を策定した場 合は、速やかにその内容を市民に公表する。なお、後方支援を進めていく際には、 この後方支援方針策定の段階はもとより、次に述べる後方支援計画の策定から復興 事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させる。

#### 第4 後方支援計画の策定

- 1 震災が大規模になるほど、一般的な復旧対応では、被災前の地域の抱える各種問題は解決できない。このため、被災後速やかに後方支援計画を策定し、関係する自治体との調整及び合意を行い、計画的な後方支援を推進するものとする。
- 2 後方支援計画の策定

市は、後方支援基本方針に基づき、具体的な後方支援計画の策定を行う。

- 3 計画の内容
- (1) 被災地及び大仙市の被害状況
- (2) 後方支援の基本方針

- (3) 実施要領
  - ア全般
  - イ 各段階別の後方支援要領
- (4) 各部、班等の業務、人員増員要領など
- (5) 各機能別の支援業務
  - ア 補給計画(救援物資の受け入れ、集積、配分など) 糧食、燃料、車両、通信、毛布、給水、テント、便所、自家発電機等
  - イ 輸送計画(救援物資の輸送担任区分、経路など)
  - ウ 衛生計画(医療関係者の派遣、防疫、消毒、除染など)
  - エ ボランテイア運用計画 (ボランティアの受け入れ、センター開設など)
  - オ 応援部隊等の受け入れ計画(防災関係機関の展開図、利用施設の決定など)
  - カ 整備・回収計画(輸送計画の補てん、災害廃棄物の処理など)
  - キ 建設・労務・役務計画(応援協定団体との役割分担など)

# 第3節 後方支援の実施

## 第1 後方支援実施上の着意

後方支援は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、支援すべき都市決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めなければならない。このため、県との調整が重要な事務となり、支援に当たっての財源の確保などについては、国との調整等が重要である。

## 第2 後方支援実施上の広域防災拠点

県と協議した当市に直接関係する広域防災拠点については、次のとおりである。

- 1 集結地、ベースキャンプ、ヘリポート 大仙市総合公園(農業科学館・大曲西中学校を含む)
- 2 一次物資集積拠点
  - ア 神岡中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」(B&G海洋センター含む)
  - イ 協和多目的交流施設「樹パル」

### 第4節 後方支援計画などの一例

第1 後方支援計画の一例

資料編「13-1 後方支援計画の一例」による。

第2 広域防災拠点の活用リスト

資料編「13-2 広域防災拠点候補一覧」による。